

経済産業省委託事業

中国における知的財産権侵害に対する
当事者間の紛争解決手段に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

目次

第一章 本調査の目的および対象	1
第二章 当事者間の紛争解決手段の種類と位置づけ	2
第一節 当事者間の紛争解決手段の概要	2
1. 紛争手続外での和解による解決（当事者間の話し合いによる解決）	2
2. 行政調停	2
3. 民事訴訟提起	2
(1) 訴訟前調停	2
(2) 訴訟中調停（和解）	3
(3) 民事訴訟	4
4. 民間調停	4
5. 仲裁（仲裁中調停を含む）	5
6. ドメインネームに関する紛争	5
第二節 当事者間の紛争解決手段の位置付けおよびまとめ	6
第三章 個別の手段の詳細説明	10
第一節 紛争手続外での和解による解決（警告、示談・和解交渉等）	10
1. 関連機関	10
2. 関連法規・政府発表	10
3. 特徴	11
4. 事例紹介	15
第二節 行政調停	17
1. 関連機関	17
2. 関連法規・政府発表	18
3. 特徴	19
4. 事例紹介	32
第三節 民事訴訟および民事訴訟手続中における調停	42
一、 訴訟前調停	42
1. 関連機関	42
2. 関連法規・政府発表	43
3. 特徴	45
4. 事例紹介	55
二、 訴訟中調停（和解）	58
1. 関連機関	58
2. 関連法規・政府発表	58

3. 特徴.....	60
4. 事例紹介	70
三、 民事訴訟.....	79
1. 関連機関	79
2. 関連法規・政府発表	80
3. 特徴.....	80
4. 事例紹介	87
第四節 民間調停	101
1. 調停担当機関	101
2. 根拠法令	103
3. 特徴.....	104
4. 事例紹介	115
第五節 仲裁（仲裁中調停を含む）	119
1. 関連機関	119
2. 根拠法令	120
3. 特徴.....	120
4. 事例紹介	127
第六節 ドメインネームに関する紛争	132
一、 ドメインネーム紛争解決手続.....	132
1. 関連機関	133
2. 根拠法令	134
3. 特徴.....	134
4. 事例紹介	142
二、 ドメインネームに関する訴訟.....	148
1. 関連機関	148
2. 関連法規・政府発表	148
3. 特徴.....	149
4. 事例紹介	151
第四章 まとめ	157

第一章 本調査の目的および対象

中国では、近年、模倣品・海賊版の製造・販売などの知的財産権侵害の対策に関する司法・行政各制度の整備が進んでいる一方、模倣業者の手口の巧妙化・小口化等によりそうした対策の費用対効果が低下しているとも言われている。

こうした中、賠償額・和解金などの形で損害額の補償を受けられる方法、つまり民事訴訟や和解・調停などの紛争解決手段の重要性がより高まっている。特に、裁判外紛争解決手段(ADR)は比較的費用も低く着手できる方法として、幅広い権利者が利用できる可能性がある。

一方で、中国における知的財産権侵害の場合、権利侵害者は、権利侵害であることを認識の上、あえて侵害を行っているケースも多く、権利者の納得できる合理的な金額で和解することはそう簡単なことではない。むしろ、行政処罰申立や、民事訴訟の提起を行った上で、これらの手続による公権力による強制力を伴った解決を目指しつつ、同時に行政機関や、人民法院等の関与のもと調停等を並行して行った方が、合理的な損害賠償金額で、権利侵害者と和解する可能性が高まり、費用対効果を考えたとき、よい結果が得られる場合もある。

そこで、本調査は、当事者間の合意による、権利者に対する直接的な金銭的賠償が得られる紛争解決手段（すなわち、紛争手続外での和解による解決、行政調停、訴訟前調停、訴訟中調停、民間調停、仲裁およびドメインネームに関する紛争の解決）に焦点をあて、それぞれ手段の活用事例を紹介しながら、特徴や利用可能性について分析することを目的とする。

なお、一口に知的財産権侵害事件といっても、事実関係等は、事件毎に異なる。すなわち、事件毎に、権利の状況、侵害の態様および状況、権利者が被った損害の程度、侵害者の属性、侵害者が侵害行為を行った理由、関連する証拠、また、権利者が紛争解決のために投じることのできる時間、コスト、求めている紛争解決の結果（侵害の停止か、損害賠償か、または双方か等）等は千差万別である。また、中国の場合、地方毎の差異も大きい。従って、実際の知的財産権侵害事件を解決する場合には、それぞれの案件毎に、上記の事情をふまえ、知的財産権の専門弁護士と相談した上、ケースバイケースで紛争解決手段を選択することが当事者にとって必要である。

第二章 当事者間の紛争解決手段の種類と位置づけ

第一節 当事者間の紛争解決手段の概要

本節では、本調査の対象とした紛争解決手続の概要を紹介する。

1. 紛争手続外での和解による解決（当事者間の話し合いによる解決）

紛争手続外での和解すなわち、当事者間の話し合いによる解決（以下、「紛争手続外での和解による解決」と統一する。）は、調停機関、仲裁機関、行政部門や人民法院等の第三者の関与なしで、当事者自らによる警告、示談・和解交渉等の方法を通じて、当事者が自力で紛争を解決することを指す。具体的な方法としては、当事者による警告書の送付やマスコミを通じた声明発表を行いつつ、当事者間の直接または代理人を通じた交渉により解決するのが一般である。

紛争手続外での和解による解決は、紛争に対応する関連機関がなく、決まったプロセスもない。当事者は、紛争の状況に応じて臨機応変に適切な対応措置を採る必要がある。また、紛争解決にかかる費用および時間も個々の事件ごとに異なっている。

2. 行政調停

中国では、商標、意匠、特許、実用新案、著作権等の知的財産権に対する侵害がある場合、行政機関が当事者の申立に基づき、紛争の生じた当事者の間に立ち、行政調停を実施して紛争を解決する手続きが設けられている。そして、権利侵害がある場合だけでなく、当事者間に知的財産権の許諾費用等について意見の不一致がある場合にも、行政機関は行政調停を実施することができる。知的財産権紛争を解決するとともに、権利を侵害された当事者に対する損害の補てんを実現できる点から、行政調停による紛争の解決は望ましい解決手段であるといえる。

3. 民事訴訟提起

(1) 訴訟前調停

訴訟前調停（中国では「立件前調停」とも呼ばれる）は、人民法院が自らまたは関連単位若しくは個人に委任して、紛争当事者が訴えを提起した事件について訴訟手続に入る前に調停を行うことを指す。

2012年改正「民事訴訟法」から、調停優先原則（当事者が人民法院に提訴した民事紛争が調停に適する場合は、先に調停を行うという原則）が採用されている（「民事訴訟法」122条）。これは、調停と裁判を分離し、独立した訴訟前調停制度を設けることを目指したものである。また、2015年5月立件登録制が実施されたから件数が増え¹、裁判官の事件審理の負担もその分増加している。そのため、人民法院は、訴訟手続に入る前に調停により紛争を解決することを当事者に勧める傾向がある。

人民法院は、訴訟前調停を行う場合、事前に当事者の同意を得なければならない。当事者の紛争が人民調停、行政調停、業種調停等の非訴訟の紛争解決により調停されていない場合、人民法院が当事者に訴訟前調停による紛争解決を教示する²。訴訟前調停は、人民法院が自ら行うだけでなく、人民法院が人民調停組織、行政機関、業種協会等に委任すること（即ち、「委任調停」）もできる。かつ、委任調停の一つの方式として、特約調停という調停制度³も存在している。

当事者が訴訟前調停に同意しない場合、または訴訟前調停で当事者間の調停合意（和解）が成立しなかった場合には、人民法院は、直ちに訴訟手続を開始しなければならない。（「調停優先意見」8条）。

当事者は、訴訟前調停で調停合意に達した場合、人民法院に調停合意の司法確認または調停書の作成を申請することを通じて、調停合意の強制的拘束力を得ることができる。

（2）訴訟中調停（和解）

人民法院が事件を受理した後、審査の結果、法律上の関係が明確で、事実が明白であると判断した場合には、当事者双方の同意を得た上で、訴訟手続をいったん中止し、人民法院の主宰の下で訴訟中調停を行い、両当事者間の紛争を解決することができるとされている（「民事訴訟法」93条、「民事訴訟法」の適用に関する解釈）（以下「民事訴訟法解釈」という）第142条。日本における訴訟上の和解に類似する制度である。

中国では、調停による紛争解決は従来から重んじられており、2011年頃から、人民調停、行政調停、司法調停（訴訟前調停、訴訟中調停）等による紛争解決が全面的に推奨されるようになり（「大調停指導意見」）、人民法院が受理した事件のうち調停により終結させる事件の指標を定める地域も存在する⁴。裁判中調停により事件を終結させる比率を上げるために、

¹ <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-16013.html>

² 「『調停優先、調停と裁判の結合』の業務原則のさらなる徹底に関する意見」（以下「調停優先意見」という）8条

³ 原文：最高人民法院关于人民法院特邀调解的规定（法释〔2016〕14号）2016年6月28日公布、2016年7月1日施行

⁴ 「廣西チワン族自治区高級人民法院による知的財産権民事訴訟調停業務のさらなる強化に関する若干意見」第4条

裁判官が積極的に調停を勧める傾向も見られる。

また、各当事者の同意を得て、人民法院は、上記関連単位または関連個人に事件の調停を委託することができる。その場合、調停合意に達したときは、人民法院はその調停合意に対し確認を与えなければならないとされている（「調停業務規定」第3条2項）。

そして、実務において、訴訟中調停においても、特約調停制度が確立されているので、条件を満たす人民調停、行政調停、商事調停、業界調停等の調停組織または個人を特約調停組織または特約調停員とし、人民法院による立件前の委任派遣または立件後の委託を受けて法に基づき調停を行わせ、当事者が平等な協議により調停合意に達し、紛争を解決することができるようになった。かつ、特約調停の場合、当事者双方が調停合意に達した場合、人民法院による審査のうえ、調停書を作成することができるとされている。

なお、当事者は、訴訟中において、訴訟中調停により調停合意に達するほか、訴訟外において当事者の話し合いのみで独自に和解することもできる（「民事訴訟法」50条）。その場合、当事者は訴訟を取り下すことにより、訴訟を終結させることができる。また、当事者の申請があれば、人民法院は和解合意を審査し、調停書を作成することができる（「調停業務規定」第4条）。

（3）民事訴訟

前述のとおり、本調査の対象は、紛争手続き内外の当事者間の合意による紛争解決であるが、上記のとおり、調解手続を行う前提として民事訴訟を提起していることが前提であるためその限度で民事訴訟についても触れる。

4. 民間調停

中国において、民間調停は、一般的に「調解」という単語で表される。「調解」という言葉は日本語ではなく、日本人にとって理解しにくい。このため、本書では、「調解」の意味に近い日本法上の「調停」という言葉を使うこととする。

ただし、日本法の「調停」という概念は民事訴訟や裁判とは別の紛争解決手続を指す。これに対して、中国法の「調解」は、第三者が関与して当事者を和解させる場合をいうことが多い。裁判官が関与する訴訟上の和解のほか、人民調停委員会等の訴訟外の第三者が関与する和解もある。従って、「調停」は、中国法の「調解」の意味に完全には一致していないことに留意されたい。

民間調停には、主に、人民調停、商事調停および弁護士調停等が含まれる。民間調停としての人民調停、商事調停および弁護士調停等とは、調停機構が説得、調整等の方法により、当事者の平等な協議を基盤とした自由意思による調停合意を促し、民間紛争を解決する活

動を指す。弁護士調停は、弁護士や弁護士調停事務室（または弁護士調停センター）が調停を主宰し、民間紛争を解決する手段である。

5. 仲裁（仲裁中調停を含む）

国際貿易の発展に伴い、知的財産権に関する紛争も増加している。知的財産権に関する紛争は、専門的で複雑な論点を含むケースもあり、解決のために、専門的な知識が必要とする場合が多い。また、知的財産権は企業の秘密にかかわる場合も多く、特に営業秘密や特許権にかかわる紛争では、秘密保持のため、当事者は、非公開の手続を望むことが多い。

仲裁手続は、知的財産権紛争のこのような特徴に適合する。特に、仲裁手続においては、当事者は経験に裏打ちされた専門性や、国際的なバックグラウンドを有する、当該案件を解決するのに適した仲裁人を選択することができる。また、仲裁手続は原則的に非公開であるため、秘密性の問題も解決される。ただし、仲裁手続を開始するには、当事者の間で、仲裁合意が締結されていることが必要となる。知的財産権侵害紛争の場合、案件にもよるが、契約関係がない当事者の間で紛争が生ずることも多く、こうした場合、仲裁合意を締結することは難しい場合が多い。

6. ドメインネームに関する紛争

1980年代にドメインネームが使用され始めてから、その種類および数量は急増を続け、ドメインネームに関する紛争も増加している。ドメインネームに関する紛争には、ドメインネームの帰属の確認、商標権侵害、不正競争等の種類がある。

第二節 当事者間の紛争解決手段の位置付けおよびまとめ

1. 法的手続前の当事者間の解決

知的財産権紛争の解決を目指す場合、手続の進め方は、案件の内容（権利状況、証拠状況、相手方の属性、侵害の態様、損害額、地域等）にもよるが、一般的には、以下のとおりとなることが多い。

まず、権利者自らまたは代理人から、侵害者に対して、警告書を送り、請求の内容および理由等を通知することが多い。その後、当事者の間で代理人に依頼するなどして、交渉を行う場合がある。侵害者が、警告書を無視することも往々にしてあり、また、交渉に応じた場合であっても、権利者が受諾可能な和解金（損害賠償）を任意に支払うことは稀であり、この段階において、侵害者と和解することは難しいことが多い。

2. 行政処罰の申立、行政調停

和解が成立するかは相手（侵害者）次第であり、和解の可能性を探りつつ、和解が成立しない場合にどうするか、ということを念頭に手続を進めていく必要がある。

上記1の次の段階の対応として、①行政処罰申立を行った上で、行政機関のあっせんを受けるなどした上で、行政調停により、和解を目指すことが考えられる。案件の内容にもよるが、行政機関が行政処罰を行う意向を有している場合には、このことを梃子として、損害賠償の点を含めた形で、行政調停の手続の中で、和解を成立させることを期待できるケースもある。和解が成立しない場合には、処罰または、処罰しない旨の決定がなされる（直ちには決定がなされない場合もある。）。

3. 民事訴訟の提起、訴訟前調停、訴訟中調停

行政処罰の申立および行政調解手続きに代えて、またはこれらの手続と同時若しくは後に民事訴訟を提起した上で、人民法院自ら、若しくは人民法院が別途委任する形で訴訟前調停を行うこと、または、訴訟手続を開始した後、訴訟中調停（人民法院自ら行う場合と、第三者に別途委任するケース両方があり得る）を行うことが考えられる。これらの手続において、和解が成立すれば、紛争は解決し、和解が成立しない場合、人民法院の判決により、紛争を解決することになる。

4. 民間調停

民間調停により解決できるケースはあまり多くない。この手続きを利用する前に当事者

同士の話し合いがある程度行われており、権利侵害の有無、損害賠償金額等の主張の隔たりが小さいケース等では、民間調停により、解決できることもある。

5. 仲裁

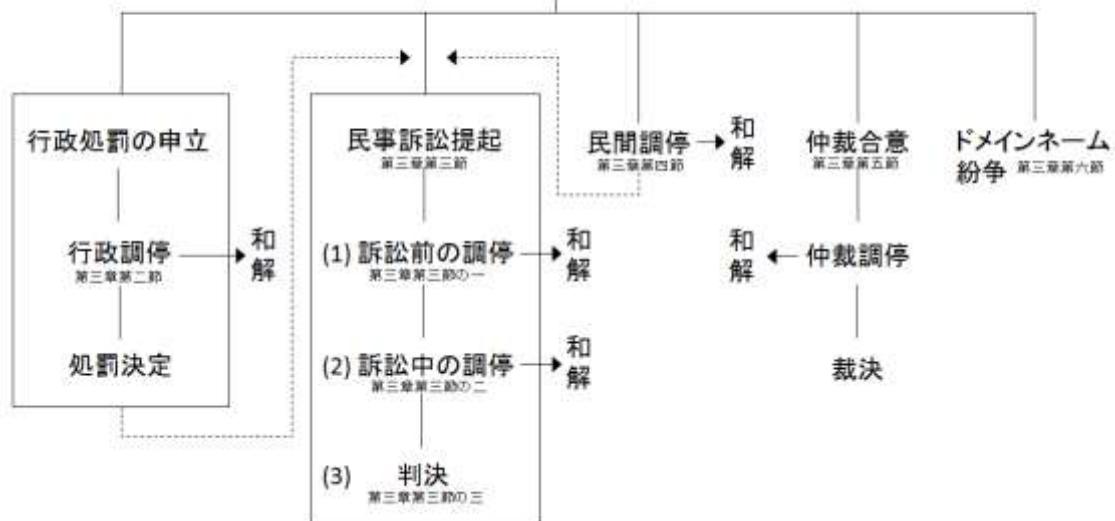
仲裁は、契約紛争の場合に、当初締結した契約中の仲裁合意に基づき、行われるケースが多いところ、知的財産権侵害紛争の場合、権利者と侵害者の間に契約関係がないことが多く、侵害発覚後に対立当事者である権利者と侵害者が仲裁合意をし、仲裁により、紛争を解決するケースは多くない。

7. ドメインネーム紛争

ドメインネームの帰属に関する紛争については、上記の紛争解決手段に加え、特定の紛争解決機関にドメインネーム紛争解決手続を提起することもできる。ドメインネーム紛争解決手続は原則として、係争のドメインネームの権利帰属にしか関わらないため、これ以外の権利侵害および損害賠償、または不正競争防止法違反等がある場合、当事者は直接に人民法院に訴訟を提起することや、行政処罰申立を検討することが多い。

紛争手続外での和解による解決
(当事者間の話し合いによる解決)

第三章第一節



調停に関する比較表

	行政調停	訴訟前調停	訴訟中調停	民間調停
調停機構	特許業務管理部門、版權部門、工商行政管理部門および専門の行政調停機関	人民法院、他の人民法院より指定した機関	人民法院、他の人民法院より指定した機関	各種知的財産権紛争人民調停委員会、弁護士調停事務室、仲裁機関に付属する調停センターおよび専門の商事調停センター
調停員	行政調停機関の担当官(特許権の場合、簡単な調停事件:1人、複雑な調停事件:3人以上)	裁判官、人民代表、政治協議会委員、人民陪審員、専門家、弁護士、仲裁員、退職した法律従事者等(人数の定めなし)	裁判官(訴訟中調停の場合、裁判官が担当するケースが多い)、民代表、政治協議会委員、人民陪審員、専門家、弁護士、仲裁員、退職した法律従事者等(人数の定めなし)	大学教授等の学者、弁護士、仲裁員、業種協会に所属する者、退職した裁判官や公務員等(紛争の複雑性等に応じて、1人または数人)
専門性	当局、地方によって異なる部分もあるが、比較的高い	裁判官の場合、高い。それ以外の場合、比較的高い	裁判官の場合、高い。それ以外の場合、比較的高い	普通
調停費用	無料	人民法院による調停:訴訟受理費用の半額 ⁵	人民法院による調停:訴訟受理費用の半額 ⁶	①人民調停:無料 ②商事調停:数百元~数万元(調停機関によって異なる)
期間	特許権:60~90日以内 他の知的財産権:地域によって、所要期間が異なる	通常1~2ヶ月	約7~45日	①人民調停:原則1か月 ②商事調停:原則30日~6ヶ月 ③弁護士調停:原則30日以内
時期	行政処罰申立後に行われるケースが多い	民事訴訟提起から立件までの間	訴訟手続中	警告書を送付した後、かつ訴訟、行政処罰申立または他の法的措置を行う前が多い。ただし、訴訟提起後、受理前に、人民法院が、事件を人民調停等に移管することを促すケースもある
利用状況	頻繁に利用されている	よく利用されている	よく利用されている	あまり利用されていない。
解決率	特許権の場合 ⁷ 、2015年:80% ^{2016年:65%}	60%~70% ⁸	一審:60%~70% ⁹ 二審:20%台 ¹⁰	人民調停の場合:40%~50% ¹¹

5 訴訟受理費用は訴訟提起時に納付することとなるが、調停が成立した場合、半額が返還される。

6 同上

7 国家知的財産権局のデータによる計算(2015年、<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2015/h/h2.html>; 2016年、<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/2016nb.pdf>)

8 各年度の「中国法院における知的財産権司法保護状況白書」一審調停・訴訟取下げ率を参照されたい。

9 同上

10 各年度の「中国法院における知的財産権司法保護状況白書」二審調停・訴訟取下げ率を参照されたい。

11 北京市司法局:http://www.bj148.org/zhengfa/zfzfdt/201701/t20170109_1287618.html

浙江省司法部門の記事(http://www.zjsft.gov.cn/art/2015/12/29/art_7_61762.html)

第三章 個別の手段の詳細説明

第一節 紛争手続外での和解による解決（警告、示談・和解交渉等）

1. 関連機関

紛争手続外での和解による解決は、当事者の間での警告、示談または和解交渉等を試みるものであり、第三者が介入しないため、特に何らかの機関の関与は存在しない。

2. 関連法規・政府発表

紛争手続外での和解による解決に関する関連法令は、主に以下のとおりである。

「民法通則」第118条および「権利侵害責任法」第15条は、公民および法人がその知的財産権（著作権、特許権、商標専用権、発見権等）の侵害を受けた場合、侵害の停止、影響の除去、謝罪および損害の賠償等を請求する権利を有すると定めている。

「商標法」第60条および「特許法」第60条は、登録商標専用権および特許権の侵害紛争は、当事者が協議により解決すると定めている。「著作権法」には前述のような規定がないが、著作権を侵害した場合の民事責任が第47条に規定されており、当事者は、これにより権利侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等を請求することができる。

関連法令の条文は、下表のとおりである。

法令名	関連条文
「民法通則」	第118条 公民および法人の著作権（版権）、特許権、商標専用権、発見権 ¹² 、発明権およびその他の科学技術成果権 ¹³¹⁴ が、剽窃、改竄、冒用等の侵害を受けた場合には、公民および法人は、侵害の停止、影響の除去および損害の賠償を請求する権利を有する。
「権利侵害責任法」	第2条 本法にいう民事権益は、生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、後見権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標専用権、発見権、持分、相続権等の人身および財産上の権益を含む。 第15条

12 「民法通則」第97条1項は、「公民は、自己の発見について発見権を有する。発見者は発見証書、賞金またはその他の報奨の交付を申請する権利を有する。」と規定する。

13 「民法通則」第97条2項は、「発明権およびその他の科学技術成果権について、「公民は、自己の発明またはその他の科学技術成果について栄誉証書、賞金またはその他の報奨の交付を申請する権利を有する。」と規定する。

14 なお、「国家科学技術奨励条例」（国務院令第638号、2013年7月18日公布、2013年7月18日施行）第21条は、上記の発見権、発明権およびその他の科学技術成果権に関連して、「発見、発明およびその他の科学技術成果を剽窃、奪取し、またはその他不正な手段により、国家科学技術奨励を詐取した場合、国務院科学技術行政部門が国務院に報告し、批准を受けた後、奨励を取消し、奨励金を返金する。」と規定する。

	<p>権利侵害責任の主な負担方式は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 侵害の停止 (2) 妨害の排除 (3) 危険の除去 (4) 財産の返還 (5) 原状の回復 (6) 損失の賠償 (7) 謝罪 (8) 影響の除去および名誉の回復 <p>以上の権利侵害責任の負担方式は、単独で用いることができ、または併用することもできる。</p>
「商標法」	<p>第 60 条</p> <p>本法第 57 条に掲げる登録商標専用権の侵害行為のいずれかに該当し、紛争が引き起こされた場合は、当事者の協議により解決する。協議を望まない場合、または協議が成立しない場合は、商標登録者または利害関係者は、人民法院に提訴することができ、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。</p>
「特許法」	<p>第 60 条</p> <p>特許権者の許諾を得ずにその特許を実施し、すなわちその特許権を侵害して、紛争が生じたときには、当事者が協議して解決する。協議を望まず、または協議が調わないときには、特許権者または利害関係人は、人民法院に提訴することができるほか、特許業務管理部門に処理を求めるることもできる。</p>
「著作権法」	<p>第 47 条</p> <p>次の各号に掲げる権利侵害行為をしたときには、情状に応じて権利侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 著作権者の許諾を受けないで、その著作物を公表すること <p>—省略—</p> <ul style="list-style-type: none"> (11) その他著作権および著作権に隣接する権益を侵害する行為 <p>第 48 条</p> <p>次の各号に掲げる権利侵害行為をしたときには、情状に応じて権利侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 著作権者の許諾を受けないで、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達すること。本法に別途定めがある場合を除く。 <p>—省略—</p> <ul style="list-style-type: none"> (8) 他人の氏名を冒用した著作物を製作し、販売すること

3. 特徴

知的財産権が侵害された場合、権利を侵害された者は、上記の法令の規定に基づき、当事者の間で協議により解決することができる。また、権利を侵害された者は、その合法的権益を保護するために、侵害の停止、影響の除去および損害の賠償を請求することができる。

当事者間で知的財産権紛争を解決する具体的方法としては、警告書の送付、当事者間での交渉・示談のほか、マスコミを通じた声明発表等が考えられる。

紛争手続外での和解による解決のメリット、デメリットおよびその他の手続選択の際の考慮要素は、以下のとおりである。

(1) メリット

- (a) コストが安い。
- (b) 手間、時間がかかるない。
- (c) 非公開。
- (d) 判決に比べ、柔軟な解決ができる。

(2) デメリット

- (a) 侵害者が交渉に応じないケースもある。
- (b) 和解が成立する可能性は、一般的には高くない。

(3) 他の手続選択の際の考慮要素

- (a) 権利者が、侵害者に対して、権利侵害の停止および損害賠償等を求める警告書を送ることが多い。
- (b) 侵害者の過失による侵害の場合、権利侵害の有無、損害賠償額等について、当事者間の意見の開きが小さい場合等には、当事者同士の交渉により、和解が成立するケースもある。
- (c) 侵害者とやり取りし、和解成立の見込みが低いということになれば、他の手続を検討することとなる。

(4) 費用

自力救済としての警告書の送付、マスコミを通じた声明発表は、訴訟または仲裁よりコストが低い。一般的には、警告書または声明文の作成、レビューおよび送付・発表を弁護士に依頼するので、弁護士費用を支払うだけで済む。

交渉・示談については、弁護士等の専門家に相談せず、自社のスタッフが交渉・示談を行う場合は、特に費用はかからず、弁護士等の専門家に依頼して交渉・示談を行う場合も、訴訟または仲裁と比べれば特に大きな費用はかからない。

(5) プロセス

警告書の送付およびマスコミを通じた声明発表については、まず、送付者および送付対象者を確定する必要がある。送付者は、知的財産権の権利者または利害関係者である。送付対象者は、権利侵害行為の態様（単独権利侵害、共同権利侵害または間接権利侵害等）によって具体的な権利侵害者が異なる場合があるため、状況に応じて確定する必要がある。

次は、発表内容の作成である。これには、当事者の基本情報、権利を侵害された知的財産権の情報、権利侵害の事実、侵害行為の停止や損害賠償等の具体的な請求を明記する必要がある。

最後に、送付・発表である。送付・発表の方式およびタイミングは、非常に重要である。

送付対象者に書面の警告書を直接送付するのが一般的である。マスコミを通じて発表することも考えられるが、その場合、十分な事実および証拠等がないと、商業的信用を毀損する行為として訴えられる潜在的なリスクが存在する。

交渉・示談については、交渉する前に証拠を収集して事実関係を把握するのが最初のステップである。交渉を円滑に進めるために、権利侵害について弁護士等の専門家に相談することも考えられる。これによって、交渉の戦略、方針および譲歩の限度を決めることができる。

その後、権利侵害者と接触し、交渉の意向を打診する。権利侵害者が交渉に応じれば、実際の交渉に入る。まず、双方が調査した事実、証拠等に基づき、権利侵害の対象、範囲、被った損害等を当事者間で確認する。これらについて共通の認識が得られたら、和解案の交渉に進む。和解案は、紛争の事実の状況によって異なり、状況に応じて判断する必要がある。

最後に、当事者間で合意した内容に基づき和解協議書を作成し、和解協議書に署名捺印する。各当事者が和解協議書に定めた義務を履行することにより、当事者自らで紛争を円満に解決することになる。

(6) 平均的な所要期間

数か月、場合によっては数年かかることがある調停、仲裁または訴訟に比べれば、和解による解決の所要時間が短い。

警告書の送付および声明発表は、所要時間が非常に短い。数日間で上記のプロセスを完成することができる。

交渉・示談も、基本的には仲裁または訴訟より所要時間が短いが、知的財産権の専門性および関係する利益の大きさ等の原因により、当事者間での交渉に一定の時間がかかることがある。また、交渉に先立ち、自ら事実関係を整理したり、証拠を収集したり、被った損害を証明したりする時間も必要になる。さらに、和解案の交渉において、和解金、原状回復または再発防止策を巡って交渉が難航する場合、一定の時間が必要となる可能性も存在する。

(7) 必要とされる準備・書類

警告書の送付、声明発表および交渉・示談には、ある程度の事実確認、証拠の収集、送付文書の作成等の準備が必要である。

(8) 対応機関

前述のとおり、対応機関は特はない。

(9) 件数の統計などに基づく傾向分析

警告書の送付、声明発表および交渉・示談等の紛争手続外での和解による解決について、その利用状況に関する統計データは見当たらない。

ただし、知的財産権紛争に関するマスコミの報道や公開されている判決書から、仲裁や訴訟等の解決方法を選択する前に、上記のような紛争手続外での和解による解決を利用するのが一般的であることがわかる。権利を侵害された当事者が相手方に対し、警告のための警告書を送付したり、ホームページまたは新聞に声明文を掲載したり、交渉を求めたりする事例が多く見受けられる。これらの手段を通じて紛争が円満に解決されたか否かは別として、これらの手段が頻繁に利用されていることは間違いない。

(10) 決定事項の法的拘束力

警告書の送付、声明発表および交渉・示談は、自力救済の一つの手段であって、特に法的拘束力はない。ただし、警告書の送付（当事者的一方による要求）により、訴訟時効を中断することはできる。

また、当事者が交渉を経て署名捺印した和解協議書は、契約の有効要件を備えている限り、当事者間において拘束力を有するが、権利侵害者が和解協議書の内容を履行しなかったとしても、人民法院に直ちに強制執行を申し立てることはできず、別途人民法院において、判決を得る必要がある。この点、当事者は、賠償金等の給付を定める和解協議書について、公証機関（公証役場）において債権文書の公証を行い、和解協議書に強制執行の効力を付与することができる。公証機関（公証役場）が法により強制執行の効力を付与した債権文書を当事者的一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に直ちに強制執行を申し立てることができる。

(11) 秘密性

警告書の送付および交渉・示談の場合は、当事者の間で行われ、非公開であるため、外部者は、情報を取得することができない。また、交渉の際に、紛争と交渉の事実およびこれに関連する情報を第三者に開示しない旨を約束することにより、各当事者に守秘義務を負わせることもできる。このため、一定の秘密性を有する。

一方、声明発表の場合は、マスコミを通じて公開で行われるため、秘密性はない。公開したくない事情があるときは、声明発表という手段の選択には慎重を期する必要がある。

(12) 実務上の留意点

権利侵害者は、警告書の送付または声明発表を受けて、その権利侵害行為を発覚しにくくいように変更したり、財産を移転したり、権利侵害の証拠を隠蔽したりする可能性がある。そうすると、その後の調停、仲裁または訴訟において、証拠の収集や権利の主張が困難になるおそれがある。実務上、このリスクを考慮し、警告書を送付する前に、すでに収集済の権利侵害に関する証拠を公証する方法も考えられる。この方法により、警告書送付後に当事者間で解決することができなくても、訴訟を提起する際には、公証を経た証拠があるため、証拠隠蔽等のリスクを回避できる。

また、十分な証拠がなかった場合、不適切な方式で警告書を送付した場合、または誤った対象者に警告書を送付した場合には、逆に送付対象者から権利侵害不存在の確認の訴えまたは不正競争としての訴えを提起されるリスクが存在する。

最高人民法院が公布した「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第18条は、特許権に関する権利侵害不存在の確認の訴えの前提条件を規定している。即ち、権利者が他人に対し特許権侵害の警告を発送し、警告を受けた者または利害関係人が書面にて権利者に訴権の行使を催告した場合において、権利者が当該書面による催告を受領した日から1か月以内または書面による催告が発送された日から2か月以内に、権利者が警告の撤回も訴訟の提起も行わないときは、警告を受けた者または利害関係人は、人民法院にその行為が特許権を侵害しないことの確認を求める訴訟を提起することができる。当該規定は、特許権侵害紛争事件に関するものであるが、実務上は、商標権および著作権侵害紛争事件においても適用されている。従って、警告の内容を含む警告書や声明を特定の相手に送付した当事者が上記の条件に該当する場合、当該特定の相手は、権利侵害不存在の確認の訴えを提起することできる。警告書や声明を出す際は、この点に留意する必要がある。

知的財産権に関する紛争は、専門性が高く、事実関係も複雑であり、事件ごとに内容や争点等異なる。このため、紛争が生じた場合にも、軽率に警告書を送付したり声明を発表したりすることは、なるべく避けるべきである。

4. 事例紹介

前述のとおり、当事者間での紛争解決は非公開で行われるため、公開された情報ベースで

は、紛争手続外での和解による解決を通じて紛争が円満に解決された事例に関する情報は見当たらなかった。また、知的財産権紛争において警告書の送付、マスコミを通じた声明発表および交渉・示談が利用された旨の報道はあったが、具体的な内容は報道されていないため、ここでは取り上げない。

第二節 行政調停

1. 関連機関

(1) 行政機関

中国では、知的財産権の種類によりその管轄行政機関も異なる。そのため、知的財産権の行政調停についても、知的財産権の種類によって異なる行政機関が管轄することになる。具体的には、特許権は特許業務管理部門（国家知的財産権局および地方知的財産権局を含む。）¹⁵、著作権は版権部門（国家版権局および地方版権局を含む。）¹⁶、商標権は工商行政管理部門（国家工商行政管理総局および地方工商行政管理局を含む。）¹⁷、集積回路配置設計は国家知的財産権局¹⁸である。

これらの行政部門が実施する行政調停の件数は、例えば、特許権の場合、2016年に全国の知的財産権局が行政調停を通じて解決した事件は12,788件である¹⁹。

著作権については、行政調停の件数は公表されていない。著作権紛争の行政調停に対する政府の方針として、国家版権局は、2017年2月に公布した「版権業務における第13次五年計画」において、第13次五年（2016～2020年）の目標の一つとして、著作権の行政調停の仕組みを構築し、行政調停の形式により紛争を積極的に解決することを掲げている²⁰。

(2) 権利保護センター

また、上記の関連機関以外に、特定の業界について、当該業界に対応する専門の行政調停の機関が存在する場合もある。

2012年年末から、国家知的財産局は、知的財産の迅速な権利保護を図る取組みを開始した。当該取組みにより、全国各地で、行政調停を担当する「知的財産権迅速権利保護センター」（原文「知识产权快速维权中心」、以下「権利保護センター」という）が設立されている²¹。

権利保護センターの定義や組織形態については、現行法令上、明文の規定はないが、国家

¹⁵ 「特許法」第3条、「特許紛争行政調停手引（試行）」第1.2.2条。

¹⁶ 「著作権法」第7条。

¹⁷ 「商標法」第60条3項。

¹⁸ 「集積回路配置設計保護条例」第31条、「集積回路配置設計行政法律執行規則」第2条。

¹⁹ 「国家知的財産権局特許統計年報2016年」第194頁。

国家知的財産権局公式サイト：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/2016nb.pdf>

²⁰ 国家版権局公式サイト：<http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/518/315261.html>

²¹ 国家知的財産権局公式サイト：http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2015/201507/t20150729_1151733.html

知的財産権局は、「2013年国家知的財産権戦略実施推進計画」において、「重点分野、重点産業を中心に一つの知的財産権迅速権利保護センターを設立し、迅速に権利を保護することができる業務メカニズムを構築し、企業および産業に効率的なサービスを提供し、特許権侵害の判定・相談のためのセンターの設立を模索する」と定めている。さらに、国務院が公布した「『第13次五ヵ年計画』国家知的財産権保護および運用計画」(国發[2016]86号)も権利保護センターに言及しており、その内容によれば、権利保護センターは、国家知的財産権局および地方知的財産権局の授權を受けて、単一の業界、特に特色ある産業集団区または重点業界において、知的財産権に係る法律相談サービス、特許出願の受理および特許紛争の調停・処理を行う機構であり、その目的は、知的財産権に関する審査、権利確認および権利保護サービスを迅速かつ一括して提供することである。

権利保護センターの実例として、広東省中山市は照明製品業、江蘇省南通市は家用紡織品業、北京市朝陽区は服飾設計業、浙江省景德镇市はセラミック製品製造業、広東省東莞市は家具製品業、仏山市順徳区は家電製品業について、それぞれ紛争調停のための権利保護センター等を設立している。その中で、広東省中山市の「中国中山（照明製品）知的財産権迅速権利保護センター」は、中国初の単一業種に特化した権利保護センターである²²。

2017年11月まで、権利保護センターは17箇所設立された²³。権利保護センターによる知的財産権紛争の行政調停実績については、地域ごとまたは年度ごとの統計データはないが、新聞記事によれば、浙江省景德镇市のセラミック製品製造業に関する紛争調停のための権利保護センターは、2016年に、景德镇市の318件のセラミック製品に係る知的財産権紛争事件のうち、271件を調停で解決した²⁴。

2. 関連法規・政府発表

知的財産権の行政調停に関する法令は主に以下のとおりである。

法令名	調停の関連条文
「特許法」（原文「专利法」）	第60条
「特許法実施細則」（原文「专利法实施细则」）	第80~82条、第85~88条
「特許行政法律執行規則」（原文「专利行政执法办法」）	第2、3、6、8、15条および第3章

²² 国家知的財産権局公式サイト：

http://www.sipo.gov.cn/sipo2013/mtji/2011/201106/t20110617_607098.html

²³ 「国家知的財産権局による第12期全国人民代表大会第5回会議第9005号提案についての回答」（国知発管函字[2017]170号）

²⁴ なお、残りの47件は訴訟により解決されたと記載されている。

国家知的財産権局公式サイト：http://www.12330.gov.cn/zscqw/_111500/116085/index.html

「特許紛争行政調停手引（試行）」（原文「专利纠纷行政调解指引（试行）」）	全 6 章
「特許権帰属紛争事件の処理業務の強化に関する通知」 （原文「国家知识产权局办公室关于加强专利权权属纠纷案件办理工作的通知」）	全 4 条
「著作権法」（原文「著作权法」）	第 55 条
「商標法」（2013 年改正）（原文「商标法」）	第 60 条
「集積回路配置設計保護条例」（原文「集成电路布图设计保护条例」）	第 31 条
「集積回路配置設計行政法律執行規則」（原文「集成电路布图设计行政执法办法」）	第 2、3 条、第 17~20 条

3. 特徴

知的財産権の行政調停の手続について、特許の場合、「特許紛争行政調停手引（試行）」、「特許権帰属紛争事件の処理業務に関する通知」等の法令が存在し、行政調停の手続を規定している。

著作権、商標権の場合、国レベルの関連法令は、行政調停の手続を詳しく規定していない。ただただし、各地方政府が制定する行政調停関連の法令が存在し²⁵、実務上、著作権、商標権の行政調停は、これらの地方レベルの法令に基づいて、特許権の行政調停手続とほぼ同じような手續で行われている（本節の 4. 事例紹介の事例を参照されたい。）。

集積回路配置設計に関する行政調停の手続について、「集積回路配置設計行政法律執行規則」に規定が存在し、その手續も特許の場合とほぼ同じである。

行政調停のメリット、デメリットおよびその他の手続選択の際の考慮要素は以下のとおりである。

(1) メリット

- (a) 行政処罰申立を行った後に行われることが多いので、行政調停に応じなかった場合、行政処罰が下される可能性があるということを、交渉材料として使うことができる場合がある。
- (b) 一旦、侵害者に対して行政処罰が下されると、ケースにもよるが、最終的に損害賠償責任も免れないことが多い。
- (c) 部署、地方等にもよるが、調停を担当する行政機関には、一定の専門性が期待できる。
- (d) 案件にもよるが、行政機関が行政処罰の可能性をふまえ、和解成立を促すケースもある。
- (e) 行政調停の場合、民事損害賠償の点も含めて和解できる可能性がある。
- (f) コストが安い。

²⁵ 例えば、北京市では、「北京市行政調停規則」があり、広州市では、「広州市行政調停規定」がある。「北京市行政調停規則」（原文「北京市行政调解办法」）、北京市人民政府令第 264 号、2015 年 9 月 1 日施行。<http://zhengwu.beijing.gov.cn/fggz/zfgz/t1394586.htm>

「広州市行政調停規定」（原文「广州市行政调解规定」）、广州市人民政府令第 109 号、2015 年 1 月 1 日施行。http://www.gzns.gov.cn/nshgz/zwgk/zcfgwj/201504/t20150408_158831.htm

- (g) 早期に解決できる可能性がある。
- (h) 判決に比べ、柔軟な解決ができる。
- (i) 調停が成立しなかったからといって、特段のデメリットがある訳ではない。

(2) デメリット

- (a) 権利内容、侵害の状況等によっては、行政機関が積極的に対応しないケースがある。
- (b) 部署、地方等にもよるが、行政機関の専門性が低い、調停を行った経験が乏しいこともある。
- (c) 和解が成立しなかった場合、行政機関には、行政処罰および違法行為を是正する命令を下す権限があるが、民事損害賠償を命じる権限はない。
- (d) 侵害者が行政調停に応じなかった場合、手続は開始しない。

(3) 他の手続選択の際の考慮要素

- (a) 権利および侵害の状況、証拠の状況等により、行政機関が侵害者を行政処罰することが期待できるケースでは、権利者にとって比較的有利な条件で、和解を成立させることができると可能性がある。
- (b) 案件によっては、行政機関が積極的に対応しないケースもあり、こうした案件では、侵害者が行政処罰を受けるリスクがあると認識せず、行政調停に応じないか、応じても和解が成立しない可能性がある。
- (c) 行政処罰申立と並行して、または、行政処罰申立の手続が終了した後に、民事訴訟を提起することもある。

(4) 費用

特許権の行政調停の費用については、「特許紛争行政調停手引（試行）」第1章第1節

- (4) によれば、行政機関は、無償で特許紛争を調停し、いかなる費用も徴収してはならない。

著作権、商標権、集積回路配置設計の行政調停の費用については、国レベルの規定はないが、各地方政府が制定する行政調停関連の法令においても、基本的には、行政調停は無償とされており、行政調停に必要な経費は行政機関の財政から拠出するとされている²⁶。

(5) プロセス

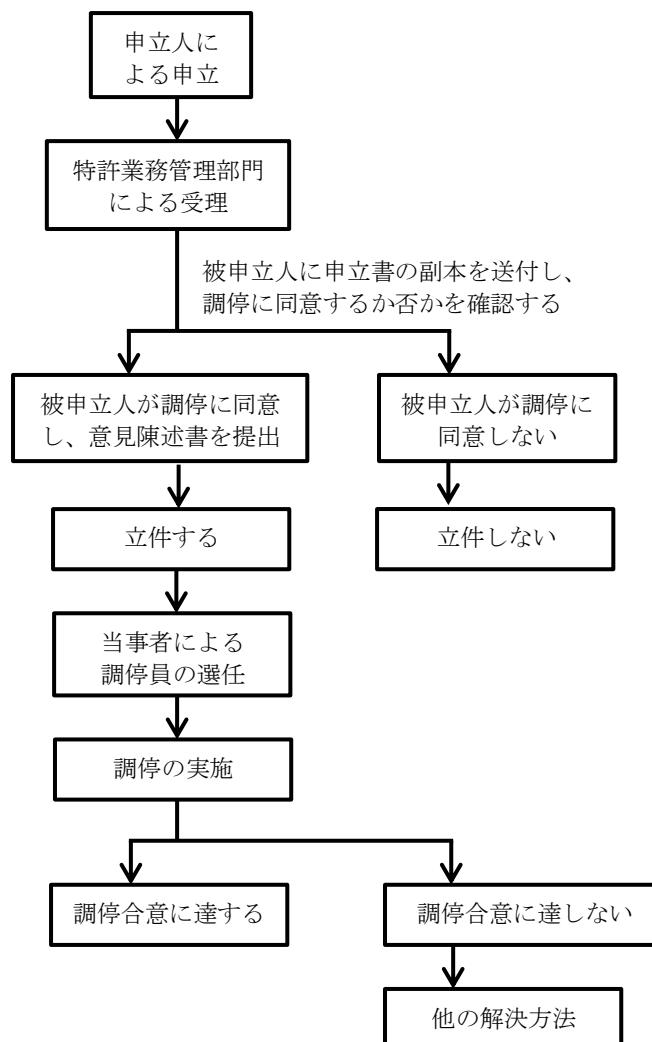
²⁶ 例えば、「北京市行政調停規則」第6条3項は、行政調停業務の必要経費は、当該行政機関の予算に含めなければならず、当該級の財政支出によりこれを保障しなければならない、と規定している。また、「広州市行政調停規定」第6条は、行政調停業務の必要経費は、単位の年度部門予算に含めなければならず、行政調停について費用を徴収してはならない、と規定している。

特許権の行政調停のプロセスについては、「特許紛争行政調停手引（試行）」に規定がある。

著作権、商標権の行政調停のプロセスについては、国レベルでは特許のような詳細な規定はないが、各地方政府が制定する行政調停関連の法令に規定が存在し、基本的には特許権の場合とほぼ同様の規定内容となっている。著作権、商標権の行政調停を申し立てる場合、予め地方レベルの法令を確認する必要がある。

集積回路配置設計の行政調停のプロセスについては、「集積回路配置設計行政法律執行規則」に規定が存在するが、特許の場合より簡単な規定内容であり、特別なプロセス等はない。

以下、特許権の場合を例として、行政調停のプロセスを紹介する。



(a) 調停の申立

行政調停を受けるためには、当事者が行政機関に申し立てる必要がある。特許の場合は、対象特許紛争が行政調停の受理範囲および受理条件（受理範囲および受理条件の詳細は、本節 3.の(13)の a を参照されたい。）に合致すれば、当事者は対象特許紛争について行政調停を申し立てることができる。当事者双方が申し立てることもできるし、一方当事者だけが申し立てることもできる。

特許権の行政調停を申し立てる際に、申立人は申立書を提出しなければならない。申立書には、① 申立人の氏名または名称および住所、法定代表者または主たる責任者の氏名および役職、代理人に委託する場合は代理人の氏名および代理機構の名称および住所、② 被申立人の氏名または名称および住所、並びに③ 調停を申し立てる具体的事項および理由、を記載しなければならない（「特許行政法律執行規則」第 22 条）。

(b) 調停の受理・立件

特許業務管理部門は、申立を受けた後、受理条件に合致する場合は、5 業務日以内に申立書の副本を被申立人に送達する（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.2.5 条）。

被申立人は、申立書の副本を受け取った日から 15 日以内に意見陳述書を提出し、調停に同意するかどうかを表明する。被申立人は、調停に同意する場合、申立人から提起された調停事項について理由を説明することができる（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.2.5 条）。

被申立人が調停に同意し、意見陳述書を提出した場合、特許業務管理部門は、遅滞なく立件し、申立人および被申立人に対して立件通知書を送付し、調停の日時および場所を通知しなければならない。特許紛争が第三者に関わる場合は、第三者に参加するよう通知し、一括して調停しなければならない（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.2.5 条）。

被申立人が期間を超過しても意見陳述書を提出せず、または意見陳述書において調停に応じない旨を表明した場合、特許業務管理部門は、期間が満了したときまたは調停に応じない旨の意見陳述書を受け取った日から 5 業務日以内に、立件しない旨の通知書を作成し、かつ申立人に送付しなければならない（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.2.5 条）。

(c) 調停員の選任

行政調停を受けるためには、当事者は、調停を担当する調停員を選任しなければならない。行政調停の申立を受理した後、特許業務管理部門は、被申立人から調停に応じる旨の

意見陳述書が提出されてから 5 業務日以内に、双方当事者が協議の上で調停員名簿から調停員を選定するよう手配しなければならない。双方当事者が共同で調停員を選定することができない場合、特許業務管理部門の責任者が調停員名簿から調停員を指定する。事実が明確で、事情が簡単な紛争の場合は、調停員 1 名で調停することができるが、その他の場合は、調停員 3 名が調停グループを構成し調停しなければならない（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.3.1 条）。

(d) 立証の主体

行政調停の場合の立証については、基本的には当事者がその主張する事実について立証責任を負う。特許業務管理部門は、必要に応じて職権により関連証拠を調査収集することができる（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.3.6 条）。

(e) 調停の実施

調停開始の時、調停員は調停規則を読み上げ、当事者の身分を確認し、当事者にその権利および義務を告知し、調停員および記録人の身分を明らかにして当事者に回避を申請するかどうかを確認する（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.3.2 条）。

調停中、調停員は、双方当事者の意見を十分に聞き、紛争の基本事実を究明し、調停合意に達するよう、法令および政策に基づいて双方当事者を説得する。調停案は、当事者自ら提出することもできるし、調停員が提出することもできる（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.3.2 条）。

特許業務管理部門は、調停記録を作成しなければならず、調停記録には、調停の日時、場所、参加者、当事者の基本状況、合意事項、調停結果を記載しなければならない。当事者および担当の調停員は、調停記録の内容を確認した上で署名または捺印をする（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.3.2 条）。

(f) 調停の中断

調停中、一方当事者が死亡し、民事行為能力を喪失し、または当事者である法人が終了し、その法定代理人や権利義務の承継人が確定されていない場合や、当事者が不可抗力で参加できない場合等、事件の処理に影響が生じるときは、当事者の請求により特許業務管理部門は調停を中断することができる（「特許紛争行政調停手引（試行）」第 1.3.5 条）。

(g) 調停の終了

調停の終了については、調停合意に達した場合、当事者のいずれかが調停の継続に同意せず、若しくは正当な理由なく調停に参加しない場合、または調停を経ても合理な期間に調停合意に達することができない場合は、調停は終了する。調停合意に達することができない場合、特許業務管理部門は、調停を終了し、当事者に他の法的解決方法を告知しなければならない（「特許紛争行政調停手引（試行）」第1.3.7条）。

(6) 平均的な所要期間

特許権の行政調停は、立件日から60日以内に終了しなければならない。特別な事情により延長する必要がある場合は、当該部門の責任者の承認を得て30日間延長することができる（「特許紛争行政調停手引（試行）」第1.3.4条）。

著作権、商標権、集積回路配置設計の行政調停の所要時間については、国レベルの規定はないが、各地方政府が制定する行政調停関連の法令に規定がある。そのため、地域によって、行政調停の所要期間が異なる可能性がある。

例えば、「北京市行政調停規則」第19条によれば、行政機関の受理日または双方当事者が調停に同意した日から30日以内に終了しなければならず、事情が複雑または他の特別な事情がある場合、当事者の同意を得て適切に延長することができる、とされている。

「広州市行政調停規定」第24条によれば、行政機関は受理日から30日以内に調停を終了しなければならない。事情が複雑であるが調停合意に達することができる場合において、所定の時間内に終結できないときは、調停を実施する行政機関の責任者の承認を得て15日間延長することができる、とされている。

(7) 必要とされる準備・書類

特許権の行政調停のために必要な準備・書類については、上記のプロセスの部分で紹介したように、少なくとも、当事者が行政調停を申し立てるための申立書が必要であり、また、基本的には当事者がその主張する事実について立証責任を負うため、自らが主張する事実を立証できるよう、事前に証拠を準備する必要がある。さらに、当事者は自ら調停案を提出することができるため、自らの利益をより有効に保護できるよう、事前に当事者間の利益関係を考慮し、調停案を用意しておくことも考えられる。

著作権、商標権の行政調停について、国レベルの規定はないが、地方政府が制定する行政調停関連の法令に規定が存在する。例えば、「北京市行政調停規則」および「広州市行

政調停規定」には、「特許紛争行政調停手引（試行）」とほぼ同様の内容が規定されている。

集積回路配置設計の行政調停について、「集積回路配置設計行政法律執行規則」第 17 条によれば、当事者が国家知的財産局の集積回路配置設計行政法律執行委員会に対して調停を申し立てる場合、申立書を提出しなければならない。同第 18 条によれば、行政法律執行委員は請求書を受領した後、請求書の副本を被請求者に送付し、被請求者は請求書の副本を受領してから 15 日以内に意見陳述書を提出しなければならない。

(8) 対応機関

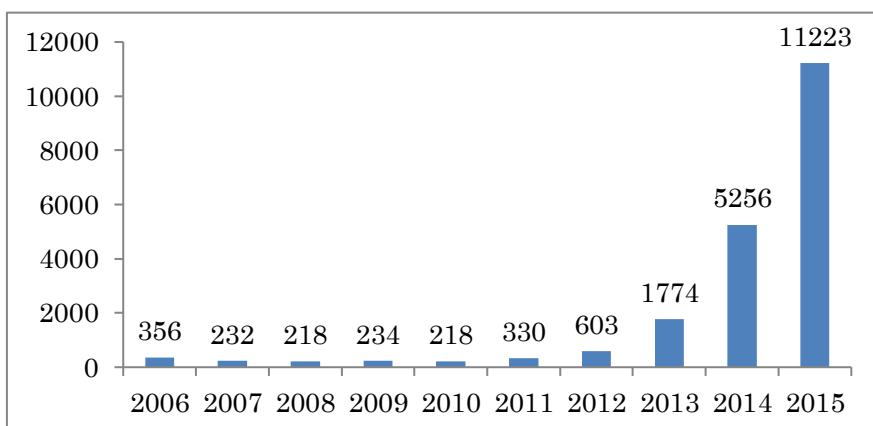
本節の 1. で紹介したとおり、特許権は特許業務管理部門（国家知的財産権局および地方知的財産権局を含む。）、著作権は版権部門（国家版権局および地方版権局を含む。）、商標権は工商行政管理部門（国家工商行政管理総局および地方工商行政管理局を含む。）、集積回路配置設計は国家知的財産権局である。また、特定の業界については、当該業界に対応する「知的財産権迅速権利保護センター」が行政調停を担当する場合もある。

(9) 件数の統計などに基づく傾向分析

国家知的財産権局は、その統計年報において、特許権の行政調停事件に関するデータを公表している。

図 1 は、行政調停を通じて解決された特許権侵害紛争事件の件数である。特許権の行政調停事件は、2006 年から 2011 年までは少なかったが 2012 年から一気に件数が増えている。

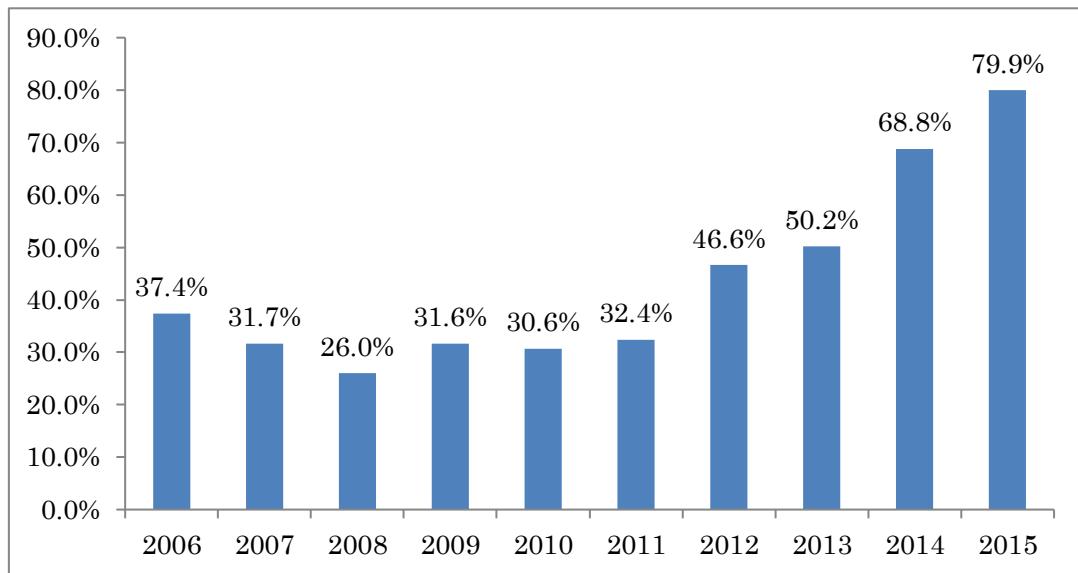
図 1 中国の特許権の行政調停事件（2006-2015）（単位：件）



出典：「国家知的財産権局統計年報」（2006-2015）のデータに基づいて作成。

図2は、行政調停を通じて解決された特許紛争が全体に占める割合である（なお、調停以外の事件の終了方法には、申立人による取下げ、行政機関による裁定、却下等がある。）。2012年から行政調停の割合が増え始め、2015年には約80%の特許紛争が行政調停を通じて解決されている。

図2 中国の行政調停により解決された特許紛争事件の割合（2006-2015）

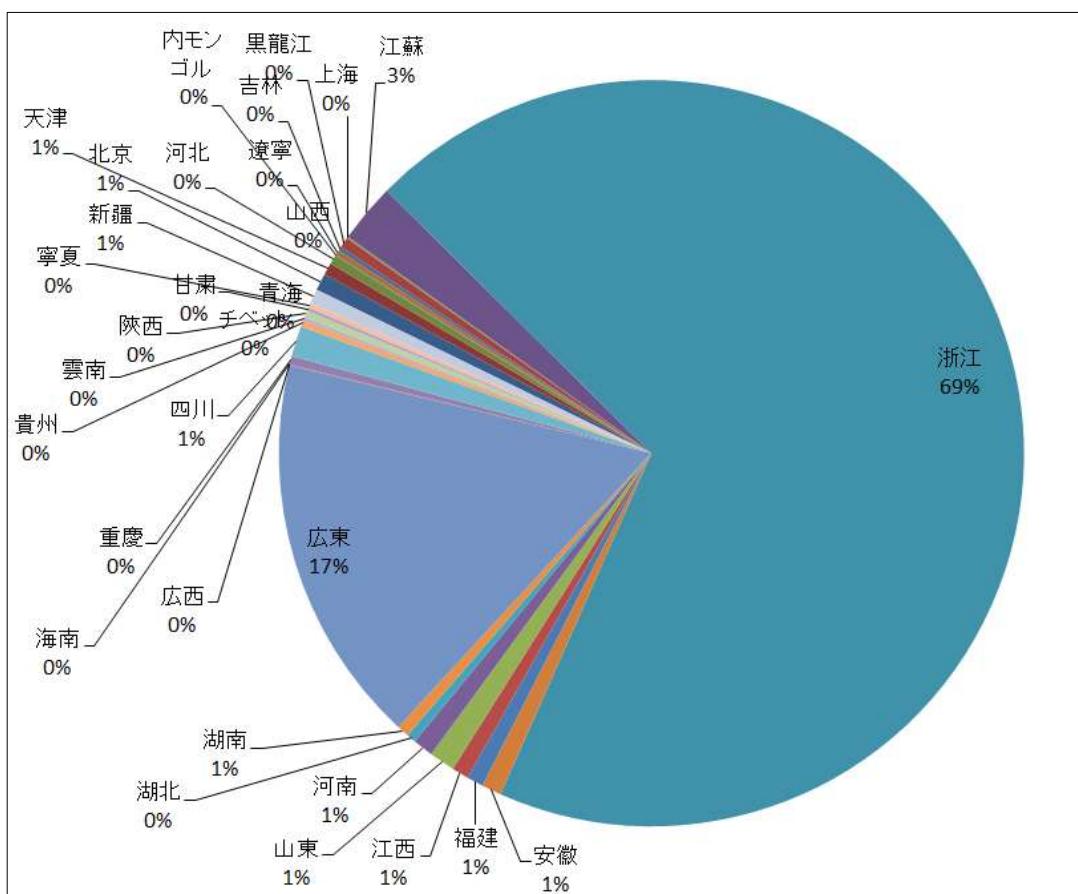


出典：国家知的財産権局統計年報（2006-2015）のデータに基づいて作成。

また、各地域の特許権の行政調停事件については、図3および図4を参照されたい。

図3は、中国の31の省、自治区および直轄市（香港、マカオおよび台湾を含まない。）の2015年に行行政調停を通じて解決された特許紛争事件の件数の全国における割合を表している。図3によれば、浙江省では、行政調停を通じて解決された特許紛争事件の数が最も多く、全国の69%を占めている。第二位は広東省の1,897件で、全国の17%を占めている。そのほかにも、山西省、海南省、青海省およびチベット自治区を除き、その他の省、自治区および直轄市は、いずれも行政調停を通じて特許紛争を解決した実績がある。

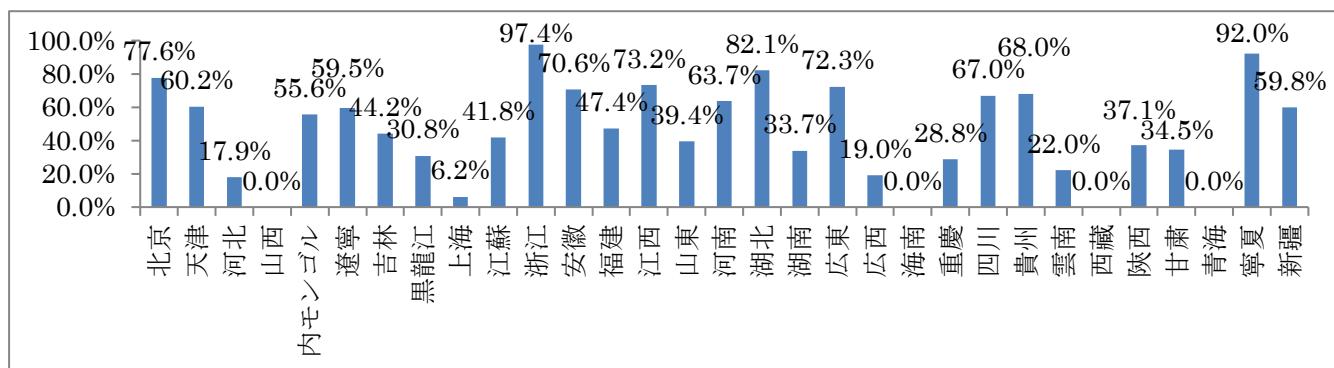
図3 中国各地の特許紛争行政調停事件の全国における割合（2015）



出典：国家知的財産権局統計年報（2015）のデータに基づいて作成。

図4は、中国の31の省、自治区および直轄市（香港、マカオおよび台湾を含まない。）の2015年に行行政調停を通じて解決された特許紛争事件が当該地域の特許紛争に関する行政事件の総件数に占める割合を表している。図4によれば、浙江省がもっとも積極的に特許紛争に行行政調停を活用しており、特許権の行政調停事件が特許紛争の行政事件の97.4%を占めている。浙江省のほかには、北京市、天津市でも特許権の行政調停事件が特許紛争の行政事件に占める割合がそれぞれ77.6%および60.2%を占めている。一方、上海市では、特許権の行政調停事件は6.2%（8件）にとどまっている。

図4 中国各地の特許権の行政調停事件件数が当該地域の特許紛争の行政事件の件数に占める割合
(2015)



出典：国家知的財産権局統計年報（2015）のデータに基づいて作成。

著作権および商標権については、近年、当局は統計データを公表していない。

(10) 決定事項の法的拘束力

調停の当事者が合意に達すれば、調停合意書を締結することになる。

ただし、特許権の行政調停において、双方当事者が調停合意書を締結する必要がないと判断したときは、調停員が合意事項を調停記録に記載し、双方当事者に署名または捺印をさせる（「特許紛争行政調停手引（試行）」第1.3.3条）。

特許権の行政調停の場合、調停合意に達した後、双方当事者は、管轄権を有する人民法院に司法確認を申請することができる。司法により有効であると確認された調停合意書について、当事者のいずれかがその履行の全部または一部を拒絶した場合、他方当事者は、確認決定を下した人民法院に強制執行を申し立てることができる（「特許紛争行政調停手

引（試行）」第1.3.8条）。

著作権、商標権、集積回路配置設計の行政調停の法的拘束力については、国レベルの規定はないが、各地方政府が制定する行政調停の関連の法令に規定がある。

例えば、「北京市行政調停規則」第23条によれば、調停合意書について、当事者は、公証機関に公証を申請し、または人民法院に効力の確認を申請することができる、とされている。

また、「広州市行政調停規定」第34条～第36条によれば、法律に別段の定めがある場合を除き、行政調停による調停合意書は契約の性質を有し、当事者は調停合意書について公証機関による公証または人民法院による承認を受けることができ、公証機関による公証または人民法院による承認を経た行政調停合意書については、当事者のいずれかが履行せず、または適切に履行しない場合、他方当事者は人民法院に強制執行を申請することができる、とされている。

（11）秘密性

「特許紛争行政調停手引（試行）」第1節によれば、行政調停は、秘密保持を原則としており、双方当事者が開示してよいと明確に表明した場合を除き、行政調停は秘密が保持された状態に行わなければならず、調停の内容および書類資料を開示してはならない。

著作権、商標権、集積回路配置設計の行政調停の秘密性については、各地方政府が制定する行政調停の関連の法令に規定がある。例えば、「広州市行政調停規定」第16条、第17条によれば、行政機関は行政調停において国家秘密、営業秘密および個人のプライバシーを漏洩してはならず、行政調停の当事者は調停活動の実施を公開するか否かを選択する権利を有する。

（12）実務上の留意点

第一に、知的財産権紛争について行政調停を申し立てる場合、すでに行行政による調査や取締等が行われていることは前提条件とされていないが、権利者が行政機関に行政処罰の申立を行った後の段階であることが多い。

第二に、知的財産権紛争の行政調停は、無償で行われる。

第三に、特許権の行政調停の詳しいプロセスについては、国家知的財産権局が公布した「特許紛争行政調停手引（試行）」が存在するが、著作権、商標権の行政調停のプロセスについては、特許のような国レベルの詳細な規定がなく、各地方政府が行政調停一般に適

用される行政調停規則を制定している。そのため、著作権、商標権の紛争について行政調停の適用を検討する場合、行政調停を行う行政機関の所在地の行政調停規則を確認する必要がある。

第四に、知的財産権紛争の行政調停において、双方当事者が合意に達した場合、調停合意書を締結する。しかし、その調停合意書の性質は必ずしも明確でなく、一般的に契約の性質を有すると認められているが、人民法院に司法確認を申請しないかぎり、強制執行力を有しない。

(13) その他の留意点

行政調停の適用条件は、主管当局により異なる部分が存在するため、以下、各主管当局ごとに整理する。

(a) 特許業務管理部門（国家知的財産権局および地方知的財産権局を含む。）

特許権の行政調停の受理範囲は、①特許権侵害紛争、②特許権侵害の賠償額に関する紛争、③特許出願権および特許権の権利帰属紛争、④発明者または創作者の資格に関する紛争、⑤職務発明創造の発明者または創作者の奨励および報酬に関する紛争、並びに⑥特許臨時保護期間の使用料に関する紛争（すなわち、特許出願の公開後、特許権が付与される前に、発明を使用したにもかかわらず、然るべき費用を支払わなかつたことに関する紛争）、の6種類である（「特許紛争行政調停手引（試行）」第1.2.3条）。

特許権の行政調停の受理条件は、①申立人が特許紛争の当事者またはその権利の承継人であること、②明確な被申立人がいること、③明確な申立事項および具体的な事実、理由があること、④事件を受理する特許業務管理部門の事件受理範囲および管轄範囲に属すること、および⑤当事者が当該特許権侵害紛争について人民法院に提訴しておらず、仲裁も申し立てていないことである（「特許紛争行政調停手引（試行）」第1.2.4条）。

また、①既に仲裁機構に仲裁を求めた場合、②人民法院に訴訟を提出した場合、③紛争内容が当該特許業務管理部門の事件受理範囲および管轄範囲を超える場合、または④特許業務管理部門が不受理と判断したその他の場合には、行政調停の申立は受理されない（「特許紛争行政調停手引（試行）」第1.2.6条）。

同じく国家知的財産権局の管轄に属する集積回路配置設計について、「集積回路配置設計保護条例」第31条によれば、当事者が請求したときは、国務院知的財産権行政部門は、配置設計専有権の侵害の賠償額について、調停を行うことができる。「集積回路配置

設計行政法律執行規則」第17条によれば、当事者が国家知的財産権局の集積回路配置設計行政法律執行委員会に対して調停を申し立てる場合、申立書を提出しなければならない。また、「集積回路配置設計行政法律執行規則」第5条によれば、調停対象となる集積回路配置設計の紛争は、①当該集積回路配置設計がすでに登記、公告されていること、②請求者が集積回路配置設計専有権の権利者または紛争に直接的利害関係を有する者であること、③明確な被請求者が存在すること、④明確な請求事項および具体的な事実および理由を有すること、⑤いずれの当事者も当該紛争について人民法院に訴訟提起していないこと、という条件を充たさなければならない。

(b) 版権部門（国家版権局および地方版権局を含む。）

「著作権法」第55条は、「著作権の紛争は調停に付することもできる」と規定している。そのため、著作権管理事務を主管する版権部門は、行政調停を通じて著作権の紛争を解決することができる。国レベルで、特許権のような、行政調停の受理範囲、受理条件および手続の詳細に関する規定は存在しないが、各地方政府が制定する行政調停関連の法令に規定が存在する。著作権、商標権の行政調停の場合を申し立てる場合、予め地方レベルの法令を確認する必要がある。

(c) 工商行政管理部門（国家工商行政管理総局および地方工商行政管理局を含む。）

商標権の行政調停について、「商標法」第60条3項は、「商標専用権侵害の賠償金額の紛争について、当事者は処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することができ、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経て、当事者が合意を達成せず、または調停書の発効後に履行しない場合は、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づき人民法院に提訴することができる」と規定している。当該条文によれば、商標権の行政調停は、基本的に商標専用権侵害の賠償金額の紛争のみを対象としている。ただし、「商標法」第58条によれば、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成した場合、工商行政管理部門は「不正競争防止法」に従い処理する。したがって、商標関連の不正競争行為も工商行政管理部門の管轄に属するのであり、商標関連の不正競争行為の賠償金額の紛争についても、工商行政管理部門は、当事者の請求に応じて行政調停を行う可能性がある。

なお、法令上、すでに行政による調査や取締等が行われていることは、知的財産権紛争の行政調停を申し立てる前提とされていない。

4. 事例紹介

各地の知的財産権管理行政部門の公式サイトで、知的財産権の行政調停の事例が散見される。また、一部の雑誌やウェブサイトにおいて知的財産権の行政調停の事例が掲載される場合もある。ここでは、それらの事例の中から行政調停の手続をより明確に記載した事例を選択し、以下のとおり整理した。

事例 1 SIEMENS の特許権侵害事件

(1) 当事者

SIEMENS 株式会社

浙江省温州市のあるグループ会社

(2) 対応機関

温州市知的財産権局

(3) 調停合意締結日

2012 年 6 月 13 日

(4) 出典

張炳生、喬宜夢「特許行政調停：その比較的優位性と実現ルート」寧波大学学報（人文科学版）2014 年 5 月第 27 卷第 3 期第 107 頁

(5) 事件の性質

特許権侵害事件

(6) 事件の概要

SIEMENS 株式会社は、温州市のあるグループ会社が販売している断路器、交流接続器、オーバーロードした場合の継電器等が SIEMENS の特許（8 件）の権利を侵害していることを発見し、温州市知的財産権局に通報し、行政調査処分および賠償に関する調停を求めた。

結果として、2012年6月13日、申立人と被申立人は、調停合意に達し、被申立人は権利侵害製品の販売および販売の許諾を停止し、在庫製品を廃棄し、申立人に対して賠償金を支払うこととなった。温州市知的財産権局は、行政調停書を発行し、双方当事者の調停合意の有効性を確認した。

(7) 解説

本件において、温州市知的財産権局は、一つの行政調停で8件の特許権紛争を解決し、特許権者の権利の効率的な保護に寄与した。

事例2 「復方龍首」事件

(1) 当事者

武漢宏昇生殖健康中医医院有限公司

長久薬業公司

(2) 対応機関

武漢市知的財産権局

(3) 調停合意締結日

2012年6月

(4) 出典

中国知的財産権情報網：http://www.iprchn.com/Index_NewsContent.aspx?newsId=54731

(5) 事件の性質

特許権侵害事件

(6) 事件の概要

個人独資企業である武漢宏生不妊症中医院（以下「宏生医院」という）の法定代表者の徐宏生氏（以下「徐氏」という）は、「復方龍首」という不妊症を治療する漢方薬について、特許権（以下「係争特許」という）を有していた。2002年、宏生医院は長久薬業公司（以下「長久社」という）と契約（以下「製造委託契約」という）を締結し、宏生医院が長久社に「復方龍首」漢方薬の製造を委託すること、長久社は宏生医院の許可なく関連薬

品を販売してはならないことについて合意した。また、製造委託契約において、徐氏が「復方龍首」の特許権を譲渡しようとする場合、事前に書面で長久社に通知しなければならず、長久社が優先譲受権を有することが規定された。

2009年、徐氏は、宏生医院および「復方龍首」の特許権を一括売却した（以下「特許権譲渡契約」という）。譲受人は、「宏生医院」の名称を「武漢宏昇生殖健康中医医院有限公司」（以下「宏昇医院」という）に変更し、徐氏および譲受人は、国家知的財産権局で特許権譲渡変更手続をした。その後、宏昇医院は、長久社が自らの許可なく「復方龍首」の販売および販売許諾をしていることを発見し、2011年11月、武漢市中級人民法院に長久社を訴え、権利侵害行為の停止および50万元の損害賠償を請求した。

これに対し、長久社は、徐氏が先に製造委託契約に違反していると主張した。2012年2月、長久社は、徐氏が事前に書面で長久社に通知せずに係争特許を譲渡し、製造委託契約に違反したことを探として、武漢市中級人民法院に徐氏および宏昇医院に対する訴えを提起した。長久社は、武漢市中級人民法院に対して、係争特許の譲渡が無効であること、長久社が優先譲受権を有することを確認し、同等の条件において当該特許権を長久社に譲渡するよう徐氏に命じることを請求した。

審理において、長久社は、自らが宏昇医院の特許権を侵害したことは認め、損害賠償責任を負担すると表明したが、特許権譲渡契約の効力については争った。長久社は、係争特許の権利者は徐氏であるため、宏生医院には係争特許を譲渡する権利がないと主張した。

さらに、長久社は、当該譲渡は製造委託契約に違反し、製薬公司の優先譲受権を侵害したと主張した。それに対し、宏昇医院は、徐氏は宏生医院の法定代表者であり、特許権譲渡契約に個人印を押しているため、徐氏は係争特許を譲渡する権利を有していたと主張した。さらに、宏昇医院は、譲受人は係争特許を購入したとき優先譲受権のことを知らなかったため、善意取得に該当し、係争特許の取得は有効であると主張した。また、宏昇医院は、係争特許の譲渡手続が完了しているため、係争特許の譲渡行為は合法であると主張した。

武漢市中級人民法院が上記の2つの事件を審理している間、徐氏と連絡が取れず、審理の継続が難しい状況にあった。そのため、武漢市中級人民法院は、これらの2つの事件の処理を武漢市知的財産権局に委託した。

武漢市知的財産権局は、合議チームを設置し、武漢市知的財産権局法執行处处长李卓端を合議チームのリーダーとし、調停を行った。

武漢市知的財産権局の合議チームは、以下の事実を確認した。

「復方龍首」は、不妊症に効き、関連市場の将来性が比較的楽観できる状況にあるが、その特許権の有効期間は間もなく満了する。そのため、係争特許を譲り受けた宏昇医院は投資の回収ができないことを懸念している。

中国では、病院は一般的に薬品を製造することができない。長久社は、「復方龍首」の製造認可文書を持っている。長久社の製造認可文書が有効である限り、国家関連部門が「復方龍首」について新たな製造認可文書を発行しないため、他の製薬会社が「復方龍首」を製造することもできない。しかし、長久社は、本件紛争が原因で、「復方龍首」を製造できない状態にある。その結果、治療効果や市場の将来性が良好な「復方龍首」の特許権が活用されない状態に陥っていた。

武漢市知的財産権局の合議チームは、上記の事情を考量し、当事者の双方または一方と何度も面談し、裁判所が下す可能性のある判決について分析を行い、双方当事者の利益の共通点を探した。その後、合議チームは、宏昇医院が長久社に「復方龍首」の特許を譲渡する案を出した。双方当事者が譲渡価格について合意できなかったため、合議チームは、無形資産評価機構による当該特許権の評価価格に基づくことを提案した。双方当事者は、当該提案を受け入れた。2012年6月、武漢市知的財産権局の主宰の下で、双方当事者は、調停合意に達した。当該調停合意によれば、宏昇医院は、長久社に対し、無形資産評価機構による「復方龍首」特許の評価価格で当該特許を譲渡するとされた。調停を円滑に進めるために、双方当事者は、それぞれ30万元の契約履行保証金を武漢市知的財産権局の口座に預け入れることを約束した。

2012年8月末および9月初め、双方当事者は、それぞれ武漢市中級人民法院に訴えの取下げを申し立てた。同時に、武漢市知的財産権局は、武漢市中級人民法院に調停による事件終結の回答書を送付した。2012年9月7日、武漢市中級人民法院は、双方当事者に訴えの取下げを許可する旨の裁定書を下した。その後、武漢市知的財産権局法律執行処および武漢市中級人民法院知的財産権廷の監督の下で、資産評価機構が係争特許の評価価格を発表した。2012年11月、双方当事者は、係争特許の譲渡契約を締結した。長久社は、数万元の譲渡代金を宏昇医院に払い、国家知的財産権局で特許権譲渡の書誌的事項の変更手続を行った。同時に、調停合意および双方当事者の申請により、武漢市知的財産権局は、双方当事者が預け入れていた契約履行保証金を双方当事者に返金した。

宏昇医院は、知的財産権局は知的財産権に関する専門性を有しているため、その調停によって知的財産権および権利者の利益を保護することができた、と評価した。

武漢市知的財産権局副局長王振旭氏によれば、知的財産権局の行政調停には、2つのメ

リットがある。一つは、知的財産局は、特許出願前の相談、特許出願および権利付与後の支援の関係で、特許権者と緊密な連絡を保っていることである。もう一つは、裁判所が調停をするとき特許権の評価、譲渡等の方案を考慮することは少ないが、知的財産権局は、それらの点に詳しいため、裁判所よりも双方当事者の利益を保護し、訴訟上の負担を軽減することができる。

(7) 解説

本件は、特許侵害および特許譲渡の契約紛争に関わるものであり、当初は民事訴訟として裁判所に提出された。しかし、双方当事者間の意見の相違が大きく、さらに、事件の審理において、係争特許の元の権利者に連絡が取れないという困難も生じた。係争特許の質が高かったことから、当該特許を最大限に活用するため、裁判所は、武漢市知的財産権局に委託して処理させた。知的財産権局は、特許出願前の相談、特許出願および権利付与後の支援の関係で特許権者と緊密な連絡を保っているため、特許権の価値に詳しい。さらに、知的財産権局は、裁判所に比べ、特許権の評価および特許権の譲渡等の方法を柔軟に適用できることから、双方当事者の利益を保護し、訴訟上の負担を軽減することができるとともに、特許権を十分に活用することが可能となる。

事例 3 「生態緑化煉瓦」事件

(1) 当事者

張氏

合肥市包河区の河南××工程公司

(2) 対応機関

安徽省合肥市知的財産権局

(3) 調停合意締結日

2013年10月25日

(4) 出典

合肥市知的財産権局公式サイト：

http://www.hfip.gov.cn/nzlbh/ndxal/201704/20170411101857_621.html

(5) 事件の性質

実用新案権侵害事件

(6) 事件の概要

「生態緑化煉瓦」は、主として都市の道路、庭園、水利等の景観工事において使用されており、緑化、生態環境保護の目的を達することができるとともに、工事の安定性を確保することができるものである。申立人である張氏は、2008年10月2日に国家知的財産権局に対して「生態緑化煉瓦」の実用新案を出願し、2010年3月10日に実用新案権を付与された。さらに、張氏は、当該煉瓦の立体的形状も保護するため、2009年6月2日に実用新案特許を出願し、2010年3月10日に実用新案権を付与された。

張氏は、合肥市包河区の河南××工程公司（以下「工事会社」という）が河川工事において使用した煉瓦が自らの実用新案権（2件）を侵害していることを発見し、工事会社と何度も交渉し、権利侵害行為の停止を求めたが、工事会社は、張氏の要求を黙殺していた。2013年10月12日、張氏は、合肥市知的財産権局に対し、実用新案権侵害紛争の処理を申し立て、工事会社に対し、①「生態緑化煉瓦」の実用新案権を侵害するおそれのある煉瓦を製造、使用する行為の停止、②「生態緑化煉瓦」の実用新案権を侵害するおそれのある煉瓦の撤去および廃棄、③張氏の「生態緑化煉瓦」の関連宣伝費用の賠償、④権利侵害行為に伴う損害賠償、を請求した。

合肥市知的財産局は、2013年10月14日に本件を立件し、その法執行官が2013年10月15日に施工現場へ行って工事会社に法律文書を送達し、調査を行った。工事会社の責任者が法律文書受領の署名をしなかったため、現地の地域委員会の協力を得て差置送達を行った。2013年10月17日、合肥市知的財産権局は、施工管理者に対し、当該紛争の解決への協力を求めた。施工管理者は、その翌日、工事会社に施工停止を要求し、紛争解決後に施工再開することを決めた。2013年10月20日、工事会社は、合肥市知的財産権局に答弁書および関連証拠資料を提出し、自らが使用した煉瓦は権利侵害製品ではなく、関連製品は建材会社から購入した出どころが適法的なものであると主張した。

2013年10月25日、申立人および被申立人は、自主的に調停を要求し、合肥市知的財産権局の主宰の下で調停合意に達した。当該調停合意によれば、被申立人は、今後、申立人から煉瓦を仕入れることとし、8万元の損害賠償金を申立人に払うことであった。

当該事件は立件から事件終結までにわずか13日という短期間で解決され、権利者の合法的権益が保護されただけでなく、工事の進捗も維持することができた。

なお、本件において、申立人は、被申立人の答弁資料を受け取った後、「民事訴訟法」第132条および「『民事訴訟法』の適用に関する若干問題についての意見」²⁷第57条に基づき、合肥市知的財産権局に対し、当該煉瓦を製造している建材会社を被申立人として追加するよう申し立て、当該建材会社に権利侵害責任を負担させることを求めた。合肥市知的財産権局は、被申立人の提出した根拠資料を分析した結果、被申立人と当該建材会社が意図的に共同で権利侵害をしていたと証明することはできず、特許管理部門が類似事件を処理する根拠である「特許行政法律執行規則」に対応する手続が規定されていない判断した。そのため、申立人に対し、別途訴訟を提起すべきであるとの意見を出した。

(7) 解説

本件は、立件から紛争の解決まで要した期間はたった13日であった。これにより、紛争解決のコストの抑制および効率の向上を実現した。さらに、行政調停において、一方当事者が行政調停に協力しなかったため、合肥市知的財産権局は、双方当事者との相談だけでなく、協力しない当事者の管理単位にも連絡し、当該管理単位に協力を求め、紛争解決に向けて行政調停を積極的に進めた。

事例4 鎮江酢事件

(1) 当事者

江蘇恒順酢業股份有限公司

江蘇省の丹陽、句容等の地域の酢の製造会社3社

(2) 対応機関

江蘇省鎮江市版権局

(3) 調停合意締結日

2014年1月22日

(4) 出典

国家版権局公式サイト：<http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/518/188549.html>

²⁷ 「『民事訴訟法』の適用に関する若干問題についての意見」は、「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」(法釈[2015]5号)の施行により廃止された。ただし、新しい「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」第73条は、廃止された「『民事訴訟法』の適用に関する若干問題についての意見」第57条と内容は同じである。

(5) 事件の性質

著作権侵害事件

(6) 事件の概要

江蘇恒順酢業股份有限公司（以下「恒順公司」という）は、百年の歴史を有する鎮江市の老舗であり、第1回の国家級無形文化遺産名簿にも収録されている。2013年末、恒順公司は、鎮江市版権局に対し、行政調停を申し立て、その保有する4種類の製品の瓶のラベルの美術的著作物著作権登録証書を提示し、江蘇省の丹陽、句容等の地域において酢の製造会社3社が恒順公司の許可を得ることなく、その製品に恒順公司の著作物図案に類似する表示を使用していることの証拠を提出した。

江蘇省鎮江市版権局は、恒順公司の申立を受けてから、恒順公司の著作物と3社が使用している商品表示とを比較し、江蘇省版権局および鎮江市中級人民法院知的財産権廷の意見を求め、権利侵害の事実について全面的な調査を行い、4回にわたって調停を行った。恒順公司は、3社が初めて権利侵害行為を行ったことや、鎮江市の酢業界全体の発展等を考慮し、鎮江市版権局の調停の下で、民事賠償請求を撤回し、3社が期限を定めてリコールすることに同意した。2014年1月22日、江蘇省初の商品ラベルの美術的著作物著作権侵害事件は、江蘇省鎮江市版権局による1か月程度の調停により終結した。

鎮江市版権局による無償の調停によって、恒順公司は、権利維持コストを節約することができた。当該行政調停がきっかけとなり、権利侵害の疑いのある企業は、不注意で権利を侵害したことから、意識的に自らの著作権を登記するよう考えを改め、著作権によって自らの合法的権益を保護することの重要性を認識した。

(7) 解説

本件の行政調停において、江蘇省鎮江市版権局は、権利者の著作権は侵害されたと判断したが、鎮江市版権局の調停の下で、恒順公司は、権利侵害者の権利侵害行為が初めてであつたこと、および鎮江市の酢業界の全体的な発展等を考慮し、民事賠償請求を撤回し、権利侵害者がリコールを実施するという調停結果に同意した。本件も、1か月程度という短期間のうちに解決を見た。

事例 5 Paul Frank（ポール・フランク）事件

(1) 当事者

Paul Frank Industries

蘇州市太倉工商局開発区分局管轄区域内の某小売販売店

(2) 対応機関

蘇州市太倉工商局開発区分局

(3) 調停合意締結日

不明

(4) 出典

蘇州市工商行政管理局公式サイト：

<http://www.szsgsj.gov.cn/suzhouhoubaweb/show/sj/bawebFile/241433.html>

(5) 事件の性質

商標権侵害事件

(6) 事件の概要

2013年4月2日、太倉工商局開発区分局は、その管轄区域内の某小売販売店（以下「X社」という）が米国のPaul Frank Industries（以下「ポール・フランク社」という。）の「Paul Frank」（ポール・フランク）との登録商標専用権を侵害しているとの通報を受け、調査を行った。調査の結果、X社が販売している靴、傘、マフラー等の商品がポール・フランク社の「Paul Frank」との登録商標専用権を侵害していた。

太倉工商局開発区分局は、太倉工商局の許可を得て、X社の商品を調査した。商品の調査において、X社は、その本社がポール・フランク社から「Paul Frank」の使用権を取得していることを証明する商標権使用許諾契約（以下「許諾契約」という）を提出した。それに対し、ポール・フランク社は、当該許諾契約繰上げ終了の通知書および当該通知書を送達したことを証明する公証書を提出した。そのため、太倉工商局開発区分局は、X社の商品を差し押さえた。

その後の調査により、関連商品は商標権の許諾を取得した製造業者が製造した商品であ

り、X社は関連商品を景品として顧客に配布していたことが判明した。そのため、太倉工商局開発区分局は、差し押えた商品をX社に返却した。

2013年5月23日、太倉工商局開発区分局の主宰の下で、調停が行われた。ポール・フランク社とX社の争点は以下のとおりである。

(a)許諾費用：ポール・フランク社は、X社が長期間許諾料を払っていなかったと主張した。それに対して、X社は、ポール・フランク社と連絡が取れず、どこに払うべきかわからなかつたので払っていなかつたと主張した。

(b)靴を製造・販売する場合に権利者の許諾が必要かどうかについて、ポール・フランク社は、権利者の許諾が必要であると主張したが、X社は、10種類の靴に関する製造・販売の許諾の申請を提出した後、ポール・フランク社の申請用ウェブサイトにアクセスできなくなり、しかも、ポール・フランク社と連絡が取れなかつたため、その他の種類の靴に関する製造・販売の許諾の申請を提出しなかつたのだと主張した。

(c)許諾を取得した事業者に、他の小売業者に対して「Paul Frank」の商標を表示した靴を販売する許諾を与える権利があるかについて、ポール・フランク社は、許諾を取得した事業者に再許諾の権利はないと主張したが、X社は、すべての小売販売店が関連商品は許諾を取得した本社に属するものであり、同一法人であると主張した。

(d)ポール・フランク社とX社は、X社がポール・フランク社の中国大陸での独占販売代理店であるか否か、およびX社がポール・フランク社から一方的に契約を終了する通知を受領したかについて、争っていた。

太倉工商局開発区分局は、ポール・フランク社およびX社に対して、本件は商標許諾契約紛争であるため、まず訴えを提起すべきであり、裁判所によってX社が権利侵害に該当すると判断された場合には、工商部門が行政処理を行う、という紛争解決ルートを説明した。その後、ポール・フランク社およびX社は、和解の意思を表明した。そのため、太倉工商局開発区分局は、両社間の調停成立に向けて努力した。

本件について、公布された当時はまだ処理中であり、その後の進捗について、情報はなかつた。

(7) 解説

商標許諾紛争に係る商標権侵害事件において、工商局は、権利侵害行為に対して行政処罰を下すことについては慎重であるが、商標許諾紛争によって提起された商標権侵害事件であれば、行政処罰より行政調停を行う傾向にある。

第三節 民事訴訟および民事訴訟手続中における調停

一、 訴訟前調停

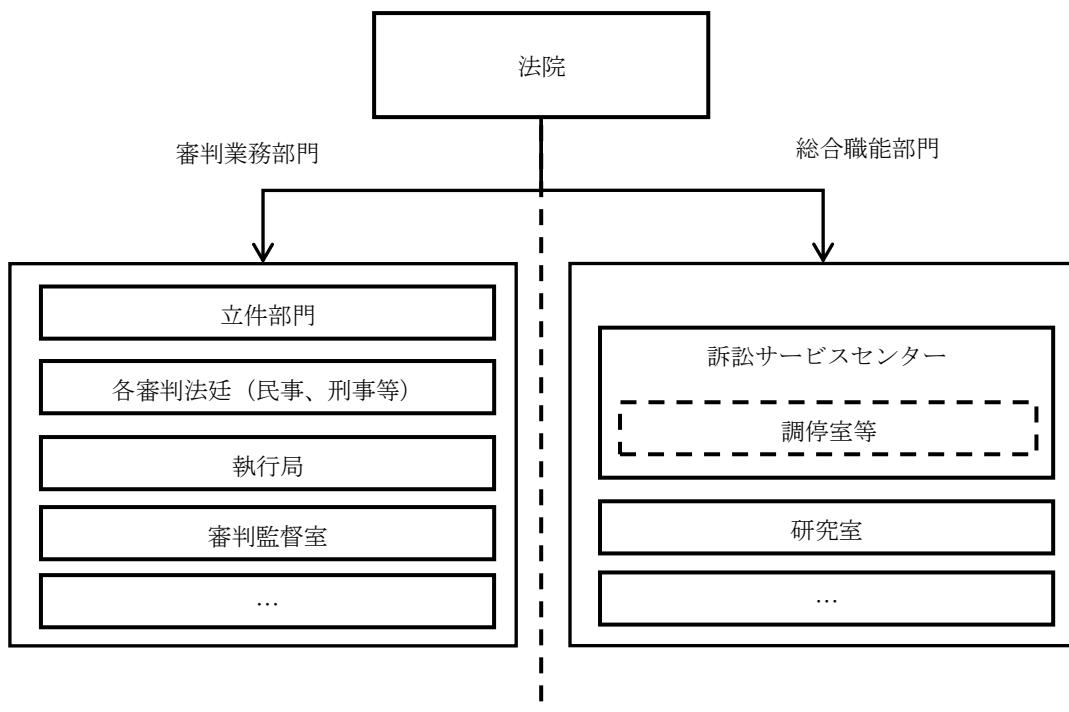
中国において、民事訴訟が提起された後、裁判官は、双方当事者の意向をふまえ調停を促すことがある。訴訟前調停とは、当事者が民事訴訟を提起したが、その審理がまだ行われていない段階で行われる調停をいう。

1. 関連機関

訴訟前調停の関連機関は、人民法院が自主的に調停する場合には、人民法院の内部機構であり、人民法院が関連組織または個人に調停を委任する場合には、委任された組織または個人である。

(1) 人民法院の内部機構

人民法院の内部機構は、地方によって多少異なるが、おおむね審判業務部門と総合職能部門から組成される（下図参照）。



「人民法院『立件陳情窓口』構築のさらなる強化に関する若干意見」（以下「『立件陳情窓口』構築意見」という）第2条によれば、人民法院は、調停機構として、豊富な経験を有する裁判官、専門の調停員または元裁判官からなる調停室を設置する²⁸。また、「人民法院訴訟サービスセンター構築の全面的推進に関する指導意見」（以下「訴訟サービスセンター構築意見」という）第2条によれば、訴訟サービスセンターを設立し、その中に調停室を設置する。したがって、訴訟前調停を担当する人民法院の内部機構は、訴訟サービスセンターに設置される調停室である。しかし、地方によっては立件部門が訴訟前調停を担当することもある。なお、各地方の人民法院によって、訴訟前調停の担当部門の名称も異なる。例えば、江蘇省では、訴訟前調停の担当部門は訴訟サービスセンターおよび訴訟調停連携弁公室である（「江蘇省高級人民法院訴訟前調停に関する意見」（以下「江蘇省訴訟前調停意見」という）第3条）。一方で、遼寧省撫順市では、訴訟前調停の担当部門は立件部門である（「撫順市中級人民法院民事調停作業規則」第20条）。

（2）委任調停の関連組織または個人

人民法院は、当事者の訴えを受け、正式に立件する前に、自らの職権または当事者の申請により、行政機関、人民調停組織、商事調停組織、業界調停組織またはその他の調停機能を有する組織に調停を委任することができる。（「訴訟・非訴訟連携紛争解決意見」第14条）。

また、特約調停の場合、人民法院は、人民調停、行政調停、商事調停、業界調停等の調停組織、または人民代表、政治協議会委員、専門学者、弁護士、仲裁人、定年退職した法律従業者等の個人を、特約調停員名簿に載せ、調停を委任することができる（「特約調停規定」第6条）。人民法院は特約調停組織または個人に、必要となる場所や施設等を提供する。（「特約調停規定」第3条1項4号）。

2. 関連法規・政府発表

（1）関連法規

（a）全国レベル

訴訟前調停に関する全国レベルの法令は主に下表のとおりである。全国レベルの法令では、訴訟前調停の原則、法的拘束力、訴訟手続との連携等、一般的な内容が規定されている。

²⁸ このほか、2017年9月、最高人民法院および司法部が公布する「弁護士調停試行の展開に関する意見」（司発通（2017）105号）を公布し、試行地域の人民法院に弁護士調停室の設置を定めた。

No.	公布日	法令名	関連条文
1	1991.4.9 制定 2017.6.27 改正	「民事訴訟法」 (原文「民事诉讼法」)	第 96 条、第 97 条、 第 122 条
2	2009.7.24	「訴訟と非訴訟の相互連携による矛盾紛争解決の仕組みの構築整備に関する若干意見」 (原文「关于建立健全诉讼与非诉讼相衔接的矛盾纠纷解决机制的若干意见」)	第 14 条
3	2009.12.25	「人民法院『立件陳情窗口』構築のさらなる強化に関する若干意見（試行）」 (原文「关于进一步加强人民法院“立案信访窗口”建设的若干意见（试行）」)	第 2 条、第 5 条
4	2010.6.7	「『調停優先、調停と裁判の結合』の業務原則のさらなる徹底に関する若干意見」 (原文「关于进一步贯彻调解优先、调判结合”工作原则的若干意见」)	第 8 条
5	2011.3.23	「人民調停合意の司法確認手続に関する若干規定」 (原文「关于人民调解协议司法确认程序的若干规定」)	第 2 条 2 項
6	2012.4.10	「訴訟と非訴訟の相互連携による矛盾紛争解決の仕組みの改革試行に関する全体方案」 (原文「关于扩大诉讼与非诉讼相衔接的矛盾纠纷解决机制改革试点总体方案」)	第 5 条、第 9 条
7	2014.12.15	「人民法院訴訟サービスセンター構築の全面的推進に関する指導意見」 (原文「关于全面推进人民法院诉讼服务中心建设的指导意见」)	第 2 条
8	2015.1.30	「『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」 (原文「关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释」)	第 146 条、第 147 条
9	2016.6.28	「人民法院特約調停に関する規定」 (原文「关于人民法院特邀调解的规定」)	全部
10	2016.6.28	「人民法院における多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる進化に関する意見」 (原文「关于人民法院进一步深化多元化纠纷解决机制改革的意见」)	第 25 条、第 27 条、 第 28 条、第 31 条

(b) 地方レベル

訴訟前調停に関する地方レベルの法令は、主に訴訟前調停の具体的な手続等を規定している。訴訟前調停の手續は、地方によって違いはあるが、基本的な部分はおおむね同様である。下表は、北京市、上海市および広東省の主な訴訟前調停関連規定をリストアップしたものである。

No.	制定機関	公布日	法令名
1	北京市高級人民法院、北京市司法局	2017.10.9	「訴訟前人民調停員管理規則」 (原文「诉前人民调解员管理办法」)
2	北京市高級人民法院	2016.8.12	「北京法院立件段階における多元的調停業務の規定」 (原文「北京法院立案阶段多元调解工作的规定」)
3	北京市高级人民法院、北京市司法局	2007.12.18	「新状況下における人民調停業務のさらなる強化に関する意見」 (原文「关于进一步加强新形势下人民调解工作的意

			(見)
4	北京市 高級人民法院	不明	「立件調停業務の規範化に関する意見（試行）」 (原文「关于规范立案调解工作的意见(试行)」)
5	上海市高級人民法院、上海市司法局	2006.2.6	「民事紛争における人民調停委託の規範化に関する若干意見」 (原文「关于规范民事纠纷委托人民调解的若干意见」)
6	上海市 高級人民法院	2010.10.5	「著作権紛争における調停委託業務の展開に関する意見（試行）」 (原文「关于开展著作权纠纷委托调解工作的意见（试行）」)
7	上海市 高級人民法院	2013.10.28	「立件業務のさらなる強化および改善に関する意見」 (原文「关于进一步加强和改进立案工作的意见」)
8	広東省 高級人民法院	2008.12.16	「訴訟調停および人民調停の連携業務のさらなる強化に関する指導意見」 (原文「关于进一步加强诉讼调解与人民调解衔接工作的指导意见」)
9	広東省 高級人民法院	2009.12.4	「全省法院調停和解業務のさらなる強化に関する指導意見」 (原文「关于进一步加强全省法院调解和解工作的指导意见」)

(2) 政府発表

全国レベルでは、訴訟前調停の状況を専門に紹介する政府発表等はなされていない。ただし、2009年から毎年公表されている「中国法院における知的財産権司法状況白書」において、訴訟前調停の状況が訴訟中調停や訴訟中和解等と併せて紹介されている。

地方レベルでは、訴訟前調停の状況を専門に紹介する政府発表がなされているが、定期的には公表されていない。

3. 特徴

訴訟前調停のメリット、デメリットおよびその他の手続選択の際の考慮要素は以下のとおりである。

(1) メリット

- (a) 和解が成立しなかった場合、最終的に判決が下されることとなり、訴訟に対応する負担、最終的に侵害者にとって厳しい内容の判決が下されることを避けるため、侵害者が調停に応じる可能性がある。
- (b) 判決に比べ、柔軟な解決ができる。
- (c) 判決に比べ、回収の可能性が高いことが多い。
- (d) コストが安い。
- (e) 判決による解決の場合、上訴の可能性があり、かつ、判決の執行が必要となる可能性も

ある。訴訟前調停で和解が成立すれば早期に解決ができる。

- (f) 調停者の専門性が高い（特に、人民法院が調停を担当する場合）。
- (g) 和解内容を非公開とすることができます。
- (h) 調停が成立しなかったからといって、特段のデメリットがある訳ではない。

(2) デメリット

- (a) 案件にもよるが、この段階では、権利侵害の有無、損害賠償額等について、認識の差が大きく、和解を成立させることが難しいケースがある。

(3) その他の手続選択の際の考慮要素

- (a) 最終的に和解が成立するかは、相手次第の面があるため、民事訴訟を提起した上で、判決による解決を視野に入れながら、一方で、訴訟前調停または訴訟中調停の手続を経て和解により解決することを目指すケースが多い。
- (b) 特に、複雑な論点を含むケース、権利侵害の有無、損害賠償額について、当事者間の見解に開きがあるケース等では、民事訴訟を提起せざるを得ないことが多い。

(4) 費用

人民法院が自主的に訴訟前調停を行う場合、当事者は、通常、人民法院に事件受理費を納付しなければならない。ただただし、事件受理費の金額については、「訴訟費用納付規則」第15条が適用され、半額を納付すればよい。

人民法院が委任調停で訴訟前調停を行う場合、当事者が支払う調停費用は、低額または無料である。人民調停組織または人民調停員が委任されて訴訟前調停を行うときは、「人民調停法」第4条が適用され、いかなる費用も徴収されない。行政機関が委任されて訴訟前調停を行うときは、費用は無料である。商業組織、業界組織が委任されて訴訟前調停を行うときは、「人民法院における多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる進化に関する意見」（以下「多元的紛争解決意見」という）第37条によれば、商事調停組織、業界調停組織等が市場化運営に基づいて当事者の需要に従い紛争解決サービスを提供し、かつ適切な費用を徴収することを支持する、とされているため、一定の費用が徴収される可能性がある。

なお、各地方の規定において、全国レベルの規定で定められている費用について、さらなる減免政策が定められている場合がある。

北京では、訴訟前調停事件の終結方式によって費用が徴収される。具体的には、①人民法

院の委任調停によって当事者が調停合意を締結し、訴えを取り下げる場合は、事件受理費の納付が免除され、②当事者が人民法院に調停合意の司法確認を申請する場合は、司法確認費用が免除され、③当事者が調停合意を締結し、人民法院に調停書の作成を申請する場合は、事件受理費が半額になり、さらに適宜減免される（「北京法院立件段階における多元的調停業務の規定」第 17 条）。北京市海淀区人民法院がホームページに掲載している「訴訟前調停の勧め」²⁹では、訴訟前調停の費用徴収状況について、大部分の訴訟前調停は公益性のものであって、いかなる費用も徴収しておらず、費用を徴収している少数の訴訟前調停においても訴訟費用の半額を上回らない費用しか徴収していない、と紹介している。

上海でも、北京と同じように訴訟前調停案件の終結方式によって費用が徴収される。ただし、調停費用の基準が違う。「上海法院の訴訟調停連携事件の費用徴収基準の統一に関する通知」（原文「关于统一上海法院訴調对接案件收費標準的通知」）によれば、①訴訟前調停が成立し、当事者が訴えを取り下げる場合は、事件受理費が免除され、②訴訟前調停が成立し、当事者が人民法院に調停書の作成を申請する場合は、訴訟物の価額が 5 万元以下のときは事件受理費が免除され、5 万元を超過するときは所定の基準の 1/4 を上回らない事件受理費が徴収される。

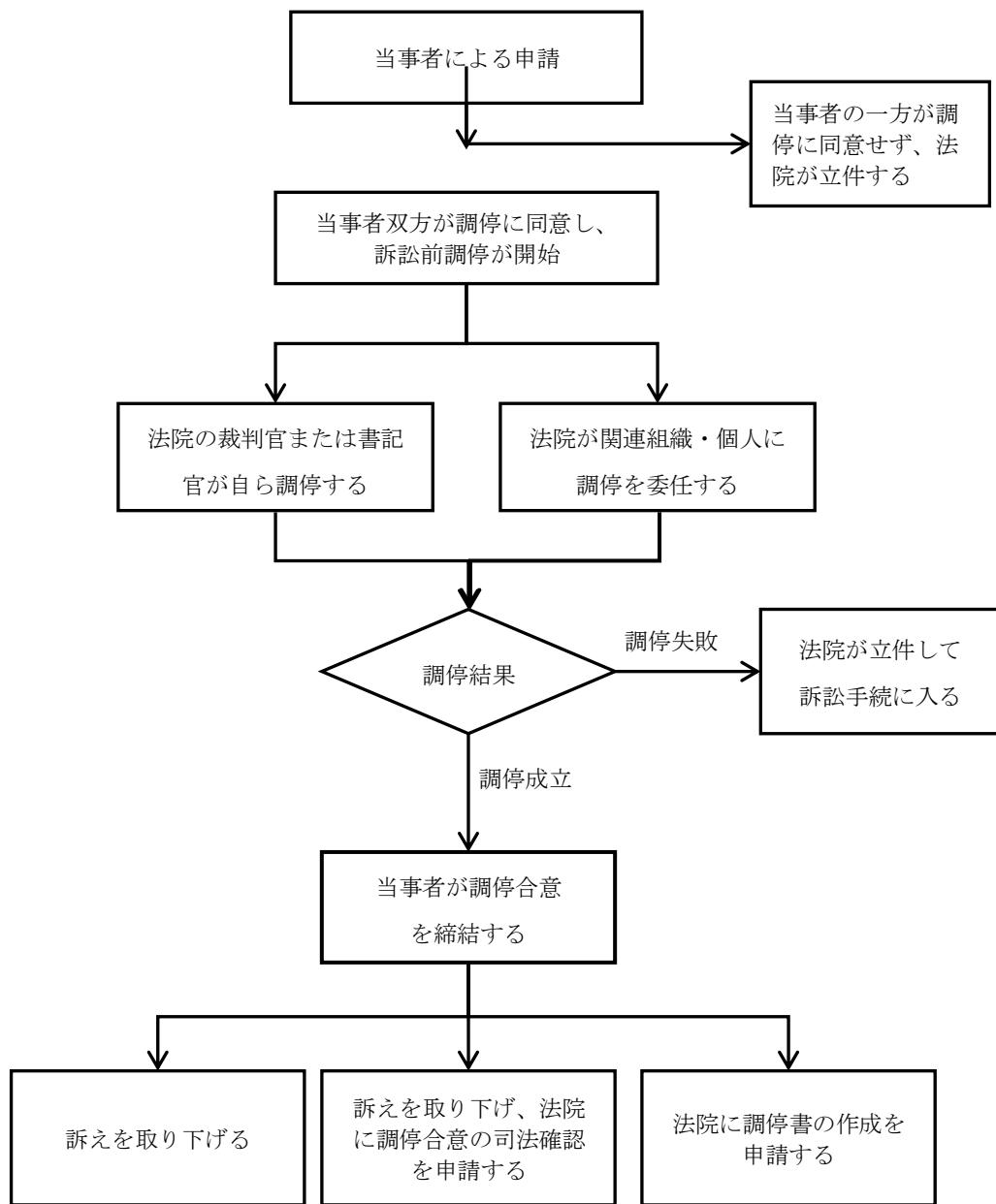
広東省では、人民法院に設置されている人民調停業務室を通じて、当事者が調停合意を締結する場合、事件受理費は徴収されない（「訴訟調停および人民調停の連携業務のさらなる強化に関する指導意見」第 17 条）。

以上のとおり、訴訟前調停において費用が徴収される場合でも、通常の事件受理費用の半額を上回ることはない。また、訴訟前調停が成立すれば、紛争解決にかかる時間を大幅に短縮することができ、紛争解決にかかるコストもその分節約することができる。

²⁹ 海淀区人民法院サイト：<http://bjhdfy.chinacourt.org/public/detail.php?id=4294>

(5) プロセス

訴訟前調停のプロセスは、地方規定に定められていることが多い。訴訟前調停のプロセスの一般的な流れは、下記のフローチャートのとおりである。



(a) 訴訟前調停の開始

知的財産権紛争の訴訟前調停は、訴訟物の価額が小さい場合を除いて、通常は、当事者の同意によって開始される。人民法院の立件担当者は、当事者の訴えの提起に関わる資料を詳

しく審査したうえで、当事者に訴訟前調停の意向を確認しなければならない（「『立件陳情窓口』建設意見」第5条2項）。立件担当者が当事者が提起した訴えが訴訟前調停に適すると判断し、かつ当事者が訴訟前調停に同意した場合は、直ちに事件を調停手続に移行しなければならない（「訴訟サービスセンター建設意見」第2条3項2号）。

当事者は、訴訟前調停を行うためには、人民法院に調停を申請しなければならない。調停の申請は、通常は書面で行うが、口頭で申請することも可能である。例えば、北京では、当事者が訴訟前調停を申請する場合、「訴訟前調停申請書」を提出しなければならず、口頭で申請するときは、人民法院が当該申請状況を記録し、当事者に確認の署名または捺印をさせる（「立件調停業務の規範化に関する意見（試行）」第9条）。

(b) 調停方式

訴訟前調停の方式には、人民法院による調停と委任調停がある。調停方式に関する規定は、主に地方レベルで定められており、地方による違いが比較的大きい。以下、調停過程における一般的な規定を紹介する。ただただし、ここで紹介する規定は、必ずしもすべての地方に該当するものがあるわけではない。従って、当事者は、訴訟前調停を行う場合に、前もって当該地方の規定を確認する必要がある。

1) 調停担当者の確定

人民法院による調停の場合は、裁判官または書記官が調停を担当することができる。2012年の江蘇省揚州市の統計によれば、訴訟前調停手続に入った事件では、裁判官が調停した事件の割合が66.7%を占めている。また、訴訟前調停は、裁判官と書記官以外に、人民法院に設置されている調停室の専任調停員が担当することもできる。調停担当者の選任は、各地方の規定では必ず明確にされているわけではない。ただただし江蘇省では、裁判官が調停する場合は、調停担当者は裁判官の中からコンピュータでランダムに選定される、裁判官以外が調停する場合は、調停担当者は当事者の合意または人民法院の指定により確定されると、明確に規定されている（「江蘇省高級人民法院による訴訟前調停事件プロセス管理規定（試行）」第14条）。

委任調停の場合は、委任先の関連組織または個人は、当事者の合意または人民法院の指定により確定される。特約調停の場合は、当事者が人民法院による調停担当者の指定に同意しないときは、調停を行うことに同意しないものとみなされる（「特約調停規定」第12条）。

2) 調停員の回避

人民法院は、調停員が事件と利害関係を有し、中立かつ公平な調停を妨げるおそれがある場合、または調停員が職業道徳に違反した場合は、当該調停員を回避させ、新たに調停員を確定し、または調停を終了する等の措置を取らなければならない。

北京市では、先入観が公正な審理の妨げとなることを防ぐため、訴訟前調停に参加した裁判官は、同じ事件の審理に参加してはならない、とされている（「立件調停業務の規範化に関する意見（試行）」第18条）。

3) 調停案の提出

訴訟前調停における調停案は、当事者または調停担当者によって提出される。「多元的紛争解決意見」第24条によれば、当事者が調停を経て調停合意に達していないが、紛争に関する事実について重大な意見の不一致がない場合には、調停員は、各当事者の同意を得た上で、調停案を出して各当事者に送達することができ、当事者が7日以内に書面で異議を提出しないときは、当該調停案を当事者らが自由意思で達成した調停合意とみなす。

4) 調停終結

訴訟前調停が成立した場合、当事者が調停合意を締結する。そして、当事者は、①訴えを取り下げ、または②訴えを取り下げて人民法院に調停合意の司法確認を申請し、または③人民法院に調停書の作成を申請することができる。

調停合意に達しなかった場合、人民法院は、直ちに当事者の訴えの提起に関する資料を審査し、法定条件を満たしているときは、直ちに立件しなければならない。

(6) 平均的な所要期間

訴訟前調停の所要期間に関する事例に基づく統計データは公開されていない。ただし、訴訟前調停の地方規定に調停期限が定められており、当事者は、当該地方の調停期限の規定から、訴訟前調停の所要期間を予測することができる。

(a) 訴訟前調停の期限

特約調停の場合を除いて、訴訟前調停の期限に関する全国レベルの規定はない。主に地方規定において、訴訟前調停の期限が定められている。主な地方の訴訟前調停の期限に関する規定は下表のとおりである。

地方	訴訟前調停期限の規定	根拠規定
北京市	・当事者が調停に同意した日から 40 日以内。 ・委任調停の場合は、通常 30 日以内。	・「立件調停業務の規範化に関する意見（試行）」第 2 条 4 項 ・「北京法院立件段階における多元調停業務の規定」第 3 条
上海市	通常 30 日以内。当事者が合意した場合は、最長 60 日まで延長することができる。	「訴訟調停連携センター業務プロセス管理規則（試行）」（原文「诉讼调对接中心工作流程管理办法（试行）」）第 4 条
広東省	委任調停の場合は、通常 15 日以内。当事者が合意したときは、30 日まで延長することができる。	「訴訟調停連携業務指南」（原文「开展诉调对接工作指引」）第 1 条 11 項
江蘇省	30 日以内。当事者の合意で延長することができる。	「江蘇省高級人民法院による訴訟前調停事件プロセス管理規定（試行）」第 16 条

特約調停の場合は、訴訟前調停の期限は 30 日であり、当事者の合意で延長することができる（「特約調停規定」第 27 条）。

(b) 調停期限の起算

調停期限の起算日も地方によって違う。北京では、当事者が調停に同意した日から起算され（「立件調停業務の規範化に関する意見（試行）」第 2 条 4 項）、委任調停の場合は、調停担当者が立件担当者から事件資料を受け取った日から起算される（「北京法院立件段階における多元的調停業務の規定」第 3 条）。上海では、紛争が受理された日から起算される。広東省では、事件資料が移送された日から起算される（「訴訟調停連携指南」第 1 条 11 項）。

(7) 必要とされる準備、書類

訴訟前調停に必要とされる書類としては、調停申請書類および調停案がある。また、調停手続において、当事者は、自らの主張を立証する必要があるため、証拠資料も必要であると思われる。

訴訟前調停の申請は、前記プロセスの部分で説明したとおり、一般的には書面で提出するが、例外的に口頭で申請することもできる。通常、人民法院の公式サイトまたは事件受理窓口に調停申請書のフォームがある。調停申請書には、申請人の氏名、調停方式を記入し、申請人の署名・捺印をする必要がある。

(8) 対応機関

前記関連機関の部分で説明したとおり、人民法院が自ら訴訟前調停を行う場合は、人民法

院に設置されている立件部門または訴訟サービス部門が調停の対応機関となる。人民法院が関連組織または個人に調停を委任する場合は、委任を受けた調停組織または個人が対応機関となる。

委任調停のうち、特約調停については、人民法院が調停組織・個人の名簿を作成している。例えば、北京市高級人民法院は、特約調停の調停組織・個人の名簿を公式サイト³⁰で公開している。当該名簿のうち、知的財産権調停に関わる組織は、以下のとおりである。

北京市特約調停組織名簿（知財関連）
・北京調停発展促進会示範調停センター
・中国法律諮詢センター調停センター
・中国インターネット協会調停センター
・北京市インターネット紛争人民調停委員会
・北京賽智知識産権調停センター

地方人民法院が特約調停を行う場合、下級人民法院は上級人民法院が作成した名簿を使用することができる（「特約調停規定」第5条）。

(9) 件数の統計等に基づく傾向分析

全国レベルの政府発表としては、「中国法院における知的財産権司法状況白書」が毎年公表されている。当該白書は、訴訟前調停、訴訟中調停、その他の訴訟取下げの件数をまとめ統計している。当該白書のデータの分析については、後記第三章第三節三の(6)を参照されたい。

地方レベルでは、訴訟前調停に関する統計データは公表されていない。ただし、断片的にではあるが、特定の人民法院の訴訟前調停の状況が報道されることがある。例えば、2011年の北京市海淀区の訴訟前調停の件数は879件であり、知的財産権事件全体の35%を占めている。また、2016年に上海市知的財産権法院が訴訟前調停手続を適用した事件は96件であり、そのうち調停が成立した件数は23件である。これらの地方統計データは統計口径が一致していない可能性もあり、訴訟前調停の傾向分析には有用でない。

法律規定および政府発表から、訴訟前調停の実務傾向を分析することもできる。2011年、最高人民法院等の部門が調停による紛争解決を提唱するにあたり、特約調停員の人材を集め、行政職能部門、人民調停組織およびその他の調停機能を有する組織および人員を積極に司法調停業務に参加させる、という意見を公表した（「大調停指導意見」第6条）。2012年

³⁰ 北京法院網：

<http://www.bjcourt.gov.cn/mcxx/detail.htm?court=1&channel=100012002¤t=002>

4月、最高人民法院が特約調停組織（調停員）名簿制度を設立する試行案を公表した（「訴訟と非訴訟の相互連携による矛盾紛争解決の仕組みの改革試行の拡大に関する全体方案」（以下「訴訟非訴訟連携全体方案」という）第2条3項）。2013年11月、最高人民法院が特約調停員の名簿の公開を要求した（「司法公開の3つのプラットフォームの建設推進に関する意見」第5条）。2014年、最高人民法院が公表した「人民法院業務年度報告（2013）」において、今後の目標の一つとして、特約調停に関する具体的な細則の制定が掲げられた。そして、2016年6月、最高人民法院が「特約調停規定」を公布した。これらの法律規定および発表から、最高人民法院の特約調停制度の設立・運用の傾向は明らかである。

（10）決定事項の法的拘束力

訴訟前調停が成立した場合、調停担当者は、人民法院に報告しなければならず、当事者は、調停合意に達したときは、訴えの取下げ、司法確認の申請、または調停書の作成を申請することができる（「訴訟・非訴訟連携紛争解決意見」第15条）。したがって、調停合意に達した場合、訴訟前調停の終結方式には、①当事者が訴えを取り下げる、②当事者が訴えを取り下げて人民法院に調停合意の司法確認を申請する、③当事者が人民法院に調停書の作成を請求する、という3つの方式がある。

（a）当事者が訴えを取り下げる場合

調停決定事項の形式は、調停合意である。司法確認を得ていない調停合意は、民事契約に該当し、契約上の拘束力しかない。司法確認を得ていない調停合意が履行されない場合、相手方の当事者は、契約違反の場合と同じように人民法院に訴えを提起して、合意の履行を請求することになる（「人民調停合意に関わる民事事件の審理に関する若干規定」第1条、第2条）。しかし、調停合意の強制執行を申し立てることはできない。

（b）当事者が訴えを取り下げて調停合意の司法確認を申請する場合

訴訟前調停で調停合意に達した当事者は、合意達成の日から30日以内に民事訴訟の特別手続により、人民法院に調停合意の司法確認を申請することができる（「民事訴訟法」第194条）。訴訟前調停で達成した調停合意は、司法確認を受けた場合は、司法上の強制拘束力をを持つことになる。人民法院が司法確認の決定を出した後、一方の当事者が合意の一部または全部を履行しない場合、他方の当事者は、当該人民法院に強制執行を申し立てができる（「民事訴訟法」第195条、「人民調停合意に関わる民事事件の審理に関する若干規定」第

9条)。

(c) 当事者が調停書の作成を申請する場合

訴訟前調停の合意に達した場合、当事者は、人民法院に調停書の作成を申請し、決定事項を調停書の形式にしてもらうことができる。調停書は強制的な法的拘束力を有し、調停書の執行には、民事判決の執行に関する規定が準用される（「民事訴訟法」第234条）。

(11) 秘密性

訴訟前調停の秘密性は、比較的高い。調停過程は、当事者が公開に同意した場合を除いて、公開されない（「訴訟・非訴訟連携紛争解決意見」第19条）。また、調停合意の内容も人民法院が国家利益、社会公共利益、他人の合法的な利益を保護するために公開する必要がある場合を除いて、公開されない（「民事訴訟法解釈」第146条2項）。

一方、地方では、当事者が申請しなければ、調停過程または調停合意を公開することがある。例えば、武漢市では、人民調停委員会による調停は、原則として公開して行われ、当事者のプライバシー、営業秘密に関わる場合または当事者が同意しない場合には公開しないものとされている（「武漢市人民調停条例」第26条）。また、浙江省では、当事者が調停過程の非公開および調停内容の秘密扱いを申請した場合、人民法院はこれを認可しなければならないとされている（「浙江省高級人民法院知的財産権民事事件訴訟調停の強化に関する指導意見」第18条）。

(12) 実務上の留意点

中国では、2015年まで、民事訴訟の提起には、立件審査制が適用されていた。即ち、紛争当事者が提起した訴えは、人民法院が審査することになっていた。従って、調停に適する事件については、人民法院が立件審査の段階で当事者に調停を勧め、当事者が立件審査の段階で訴訟前調停を行うかどうかを決定していた。

2015年5月1日から、最高人民法院が公布した「人民法院登録立件の若干問題に関する規定」が施行され、民事訴訟の提起は、立件登録制に変更された。「人民法院登録立件の若干問題に関する規定」第2条によれば、訴訟条件を満たしている事件は、その場で立件しなければならず、訴訟条件を満たしていない事件については、人民法院が理由を説明しなければならないと規定されている。したがって、立件登録制が実施された後、法院は以前の立件審査段階が取り消され、今後どの段階で当事者による訴訟前調停申請を受けるかが問題に

なる。

これについて、最高人民法院が2016年6月に公布した「多元的紛争解決意見」第25条によれば、人民法院は、立件登録の前に訴訟リスクを評価し、当事者に適切な非訴訟紛争解決方式を教示する、と規定されており、また、同意見の第27条によれば、人民法院は、当事者の同意を得たうえで、立件登録の前に特約調停組織または調停員に委任して優先的に調停を行う、と規定されている。さらに、最高人民法院は、同じ日に「特約調停規定」も公布している。従って、立件登録制度が実施された後も、法院は依然として立件前に事件が訴訟前調停に適するかについて評価する。また、上記規定の内容からすれば、立件登録制が実施された後、訴訟前調停は、特約調停をはじめとする委任調停の方式で行われることが多くなると推測できる。

(13) その他の留意点

「委任調停（原文「委派调解」）」と訴訟中調停の部分で紹介した「委託調停（原文「委托调解」）」は、それぞれ訴訟前調停と訴訟中調停に対応している。最高人民法院が2009年7月に公布した「訴訟と非訴訟連携紛争解決意見」から、委任調停と委託調停が使い分けられるようになった。

委任調停は、人民法院が当事者から訴えがあった後、正式に立件する前に、調停組織に委任して行う調停を指す。（「訴訟・と非訴訟連携紛争解決意見」第14条）。これに対して、委託調停は、立件した後で、当事者が同意する場合または人民法院が必要と判断する場合に、人民法院が調停組織に委託して行う調停を指す。

委任調停と比べると、委託調停は民事訴訟手続の途中で行われるものであるため、手続、調停期限、資料の移送等に違いがある。

4. 事例紹介

訴訟前調停の事例について、秘密保持の観点から、公的機関が原則として調停過程および調停合意の内容を公開しない。当事者自身も調停合意の内容等を公開しないことが通常である。こうした理由により、訴訟前調停の事例について、公開された事例が少なく、かつ公開されても、ごく簡単な概要に留まるものがほとんどである。以上より、本件報告書にとつて参考の価値がある事例は下記の2件しか見当たらなかった。

事例1 武漢億童文教股份有限公司および浙江金童益智玩具有限公司の意匠権侵害事件

(1) 申立人 武漢億童文教股份有限公司

(2) 被申立人 浙江金童益智玩具有限公司

(3) 対応機関 浙江省麗水市中級人民法院、麗水市科技局

(4) 調停合意締結日 2015年5月27日

(5) 事件概要

2015年5月20日、申立人は、麗水市中級人民法院に対し、被申立人が保有する被疑権利侵害製品に対する訴訟前の証拠保全(記録、撮影等)を申請した。麗水市中級人民法院は、申立人に対し、麗水市科技局に調停を申請することを勧めた。麗水市中級人民法院は、麗水市科技局にも積極的にはたらきかけた。麗水市科技局は、本件紛争を受理した後、すみやかに調査を開始し、被申立人の生産現場に立入調査を行った。調停の結果、当事者は、係争意匠権について調停合意を締結した。調停合意は、被申立人が係争意匠権に関わる製品の生産および販売を直ちに停止し、5月29日までに被疑権利侵害製品の在庫を処分し、麗水市科技局が被申立人の処分の様子を記録した写真または動画を申立人に提供するという内容であった。また、被申立人が当該製品の生産・販売を再開した場合には、申立人が法的責任を追及する権利を有することも定められた。5月28日、麗水市科技局は、本件を麗水市中級人民法院に移送し、麗水市中級人民法院が調停合意に対する司法確認を行い、事件を終結させた。

(出典 浙江省2015年度の10件の知的財産権の調停事件)

(6) 解説

本件は、人民法院が行政機関との連携を活用することにより、申立人が5月20日に人民法院に訴えを提起してから、5月28日に事件が終結するまでに、わずか9日しかかからなかった。本件は、訴訟前調停を通じて、紛争解決のコストの抑制および効率の向上を実現した。

事例 2 広東原創動力文化伝播有限公司および唐山華潤万家生活超市有限公司、唐山華潤万家生活超市有限公司華岩路支店の著作権紛争事件

(1) 申立人 広東原創動力文化伝播有限公司

(2) 被申立人 唐山華潤万家生活超市有限公司、唐山華潤万家生活超市有限公司華岩路支店

(3) 対応機関 河北省唐山市中級人民法院

(4) 調停合意締結日 不明

(5) 事件概要

申立人は、「喜羊羊与灰太狼」シリーズアニメ映像作品および関連著作物の著作権者であり、当該映像作品中のキャラクターである「喜羊羊」および「美羊羊」について著作権登録を行っていた。申立人は、被申立人が販売している「美羊羊玩具」に、申立人の「喜羊羊与灰太狼」シリーズのアニメキャラクターの美術的著作物が使用されていることを発見し、被申立人に権利侵害商品の販売停止と損害賠償を求める訴えを提起した。人民法院は、訴訟前調停を行い、当事者は調停合意を締結した。調停合意は、被申立人が 3,000 元の経済損失を一回で申立人に賠償し、事件受理費を負担するという内容であった。

(出典 「北大法宝」データベース)

(6) 解説

本件は、低額の権利侵害賠償事件に訴訟前調停を適用した事例である。

二、訴訟中調停（和解）

1. 関連機関

(1) 人民法院

訴訟中調停において、もっとも主要な関連機関は人民法院である。

人民法院は、自ら訴訟中調停を主宰するだけでなく、委託調停の場合に当事者の調停合意について司法確認を行い、特約調停の場合に調停合意を審査し、調停書を作成する役割も果たしている。

(2) 関係単位および個人

人民法院が調停を行う際には、裁判官のみならず、当事者と特定の関係を有し、または事件と一定の関係を有する企業事業単位、社会団体またはその他の組織、および専門的知識と特定の社会経験を有し、当事者と特定の関係を有し、かつ調停を促すのに有利となる個人に対して、調停協力、委託調停を要請することができる。

実務上、知的財産関連訴訟における訴訟中調停について、各地、各級の人民法院は、専門機関や業界協会等と連携し、訴訟中に調停協力、委託調停を行う例が多数存在する（具体的な関連機関については、後記「対応機関」の箇所で詳述する）。

また、特約調停の場合、本節一の1.(2)で述べたとおり、人民法院は特約調停組織および特約調停員に調停を委任することができる（「特約調停規定」第6条）。

2. 関連法規・政府発表

(1) 関連法規

(a) 国家レベルの法令

法令名称	公布機関	公布日	施行日	関連部分
「民事訴訟法」	全国人民代表大会常務委員会	1991.4.9	2017.7.1 改正施行	第8章
「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」	最高人民法院	2015.1.30	2015.2.4	第6章
「人民法院の民事調停業務の若干問題に関する規定」 ³¹	最高人民法院	2004.9.16	2008.12.31 改正施行	全部
「人民法院特約調停に関する規定」	最高人民法院	2016.6.28	2016.7.1	全部
「人民調停合意の司法確認手続」	最高人民法院	2011.3.23	2011.3.30	全部

³¹ 原文：最高人民法院关于人民法院民事调解工作若干问题的规定（法释[2004]12号）

に関する若干規定」 ³²				
「人民法院における多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる進化に関する意見」 ³³	最高人民法院	2016.6.28	2016.6.28	第 17 条、 第 18 条、 第 23 条、 第 38 条
「訴訟費用納付規則」	国务院	2006.12.19	2007.4.1	第 13 条、 第 15 条

(b) 地方レベルの法令

法令名称	公布機関	公布日	施行日	関連部分
「広東省高級人民法院による知的財産権事件訴訟調停に関する指導意見」 ³⁴	広東省高級人民法院	2005.8.24	2005.8.24	全部
「著作権紛争の委託調停業務の展開に関する意見（試行）」 ³⁵	上海高級人民法院	2010.11.5	2010.11.5	全部
「浙江省高級人民法院による知的財産権民事事件訴訟調停業務の強化に関する指導意見」 ³⁶	浙江省高級人民法院	2009.4.10	2009.4.10	全部
「广西チワン族自治区高級人民法院による知的財産権民事事件訴訟調停業務のさらなる強化に関する若干意見」 ³⁷	广西チワン族自治区高級人民法院	2009 年	2009 年	全部

(2) 政府発表

最高人民法院は、2009 年から、毎年「中国法院における知的財産権司法状況白書」を公表している³⁸。当該白書には、当該年度の人民法院における知的財産権関連事件に関する司法の動向、方針が詳しく記載されており、新しく受理した各類型の知的財産権関連事件の件数、終結した事件の件数、そのうち訴訟中調停により終結した事件の比率、および重点事例

32 原文：最高人民法院关于人民调解协议司法确认程序的若干规定（法释〔2011〕5号）

33 原文：最高人民法院关于人民法院进一步深化多元化纠纷解决机制改革的意见（法发[2016]14号）

34 原文：广东省高级人民法院关于知识产权案件诉讼调解的指导意见（粤高法[2005]27号）

35 原文：关于开展著作权纠纷委托调解工作的意见（试行）（沪高法民三[2010]2号）

36 原文：浙江省高级人民法院关于加强知识产权民事案件诉讼调解工作的指导意见（浙高法[2009]110号）

37 原文：广西壮族自治区高级人民法院关于进一步加强知识产权民事案件诉讼调解工作的若干意见（桂高法发〔2009〕18号）

38 「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2016年）」（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-42362.html>）、「中国法院における知的財産権司法保護状況（2015年）」

（<http://legal.people.com.cn/n1/2016/0421/c42510-28294734.html>）、「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2014年）」（<http://www.court.gov.cn/shenpan-xiangqing-14207.html>）、

「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2013年）」（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-8113.html>）、「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2012年）」

（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-5278.html>）、「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2011年）」（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-3901.html>）、「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2010年）」（<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-3458.html>）、「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2009年）」（<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-1117.html>）

等が記載されている。

このほか、上海市、広東省、浙江省、遼寧省など各地の高級人民法院も、各地の知的財産権司法状況報告書および重要事例を公表している。

3. 特徴

訴訟中調停のメリット、デメリットおよびその他の手続選択の際の考慮要素は以下のとおりである。

(1) メリット

- (a) 訴訟前調停の(a)から(h)に同じ。
- (b) 訴訟前調停と比べ、訴訟手続が一定程度進んだ段階で行われており、双方が主張立証を行い、裁判官も一定の心証を形成していることから、権利侵害の有無、損害賠償額について、当事者および裁判官の間で一定の共通の理解が形成されているため、和解が成立しやすい。

(2) デメリット

- (a) 訴訟手続が一定段階まで進んでいることから、訴訟前調停等に比べ、費用、時間がかかる。

(3) 他の手続選択の際の考慮要素

- (a) 主張、証拠が提出された後の段階で行われるものであることから、判決となった場合の内容をふまえた、妥当な内容の解決となることが多い。
- (b) 一方で、権利侵害の有無、損害賠償額について、当事者間の意見の相違が大きいケース等では、和解による解決が難しく、判決で解決する他ないこともある。

(4) 費用

通常、知的財産に関する民事訴訟の場合、前記本節一の 3.(1)「費用」に記載された事件受理費を納付しなければならないが、「訴訟費用納付規則」第 15 条は、調停の方式により事件が終結する場合、または当事者が訴えを取り下げる場合、事件受理費を半額に減じて納付すると規定している。

従って、当事者が訴訟中調停により紛争を解決する場合、または、訴訟中に、当事者間での話し合いにより双方が和解し、訴えを取り下げた場合、事件受理費の半額だけを納付すればよい。

さらに、最高人民法院が公布した「人民法院における多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる進化に関する意見」第 38 条は、「訴訟費用の調節機能を発揮させる。当事者が自ら

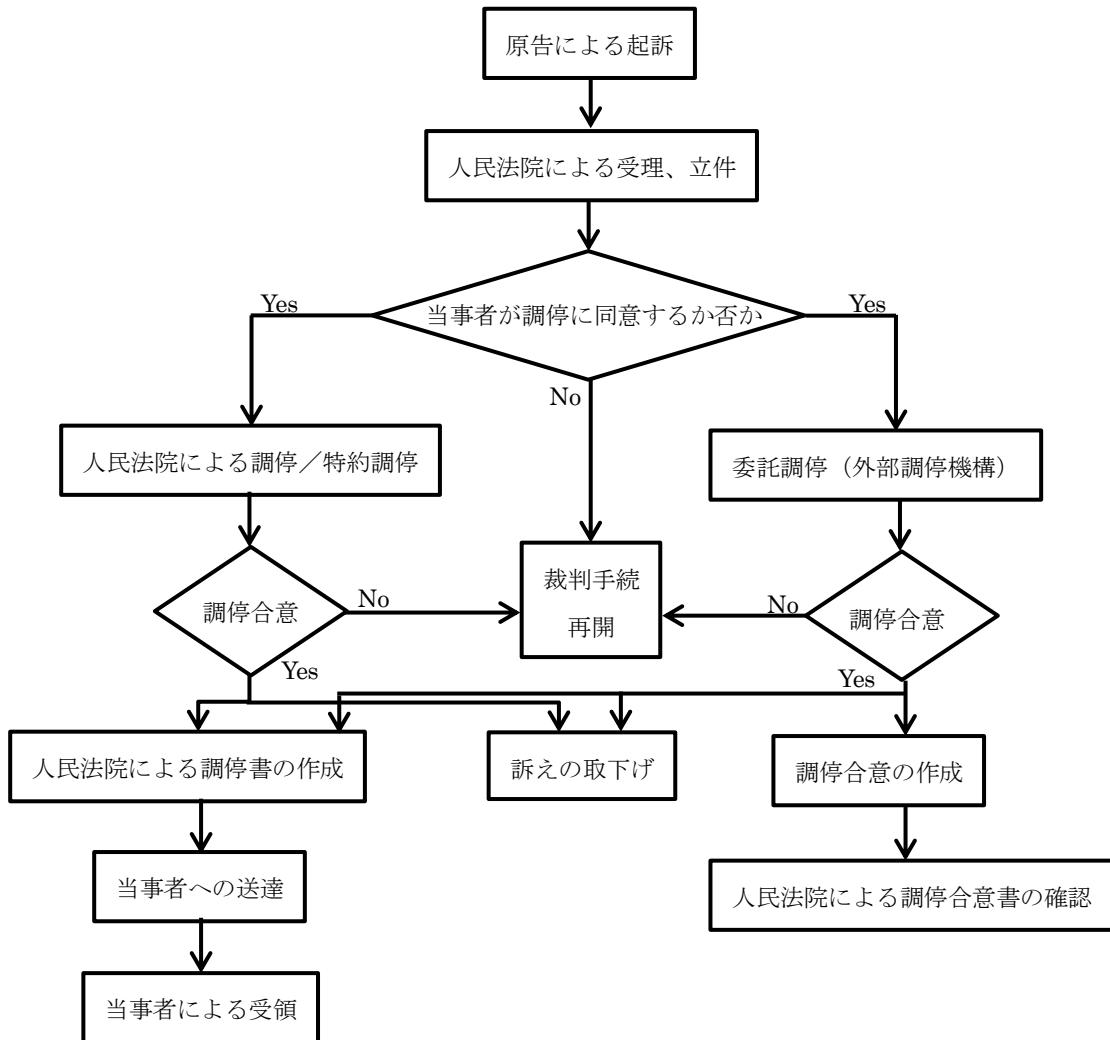
和解し、訴えを取り下げた場合は、事件受理費を免除する。当事者が法院の委託調停を受け入れた場合は、人民法院は、訴訟費用を適度に減免することができる。一方当事者が正当な理由なく調停に参加せず、またまたは調停合意を履行せず、故意に訴訟を遅らせた場合は、人民法院は、情状を斟酌してその訴訟費用の負担部分を増やすことができる」と規定している。上記「訴訟費用納付規則」との整合性について検討する余地はあるが、訴訟受理費に関しては、人民法院に一定の裁量権が委ねられているように思われる。

一方、法院が立件した後、第三者に対して委託調停を依頼する場合、別途費用がかかるか否かについて、明文規定がないが、一部の第三者調停機関は、委託調停の場合は費用がかからないと明言している³⁹。

³⁹ 例えば、浙江省温州市にある「第三者知的財産権紛争調停プラットフォーム」という調停機関は、委託調停の場合は費用をかからないと明言している。
http://www.wenzhou.gov.cn/art/2017/4/27/art_1217832_6793444.html

(5) プロセス

訴訟中調停のおおまかなプロセスは、下図のとおりである。



(a) 訴訟中調停を開始できる時点

「民事訴訟法」第93条、「民事訴訟法解釈」第142条は、人民法院が事件を受理した後に、審理により、法律関係が明確であり、事実が明白であると認める場合、当事者の同意を得た上で、直接、調停を開始することができると定めている。ただし、訴訟が提起され、立件された後すぐに調停を開始しない場合であっても、第一審、第二審、再審民事事件について、人民法院は、答弁期間が満了してから判決が出されるまでの間に調停を行うことができ、また、当事者の同意があれば、答弁期間が満了する前においても調停を行うことができると規定されている。（「調停業務規定」第1条）。

人民法院は、知的財産権に関わる事件の審理の各段階において、当事者に対して調停を勧

めることができるとされており、「広東省高級人民法院による知的財産権事件訴訟調停に関する指導意見」第3条は、人民法院は、裁判の各段階において、調停を積極に勧めるべきであると明記している。なお、当事者の自由意思が訴訟中調停の前提とされているため、当事者は、調停に応じるかどうか、および調停を開始するタイミング等を決定することができる。

(b) 調停

当事者が調停に同意した場合、調停が開始される。人民法院は、調停を行う前に、調停を主宰する調停員および書記官の姓名、忌避を申し立てる権利など関連する訴訟権利および義務を知らせなければならない（「調停業務規定」第5条）。

なお、特約調停の場合、当事者双方は、協議の上、人民法院から提供される特約調停組織、特約調停員名簿の中から特約調停員を選定しなければならない。前記訴訟前調停の場合と同様に（第三章第三節二の1の(2)）、当事者の協議が整わない場合は、人民法院が特約調停員を指定することができるが、当事者が指定に同意しないときは、当事者が調停に同意しないものとみなされる。

人民法院が調停を行うにあたっては、裁判官1人または合議廷の主宰の下で調停を進めることができ、できる限り現地において行うものとされている（「民事訴訟法」第94条1項）。また、人民法院が調停を行うにあたっては、簡便な方式で、当事者、証人に出頭するよう通知することができる（「民事訴訟法」第94条2項）。

原則として、調停の場には、各当事者が同席していなければならないが、必要に応じて、当事者に対し、人民法院が別々に調停業務を行うことも認められる（「調停業務規定」第7条）。

また、委託調停の場合、国家レベルの法令では、具体的な手続について明確に規定されていないが、上海市高級人民法院による「著作権紛争の委託調停業務の展開に関する意見（試行）」（以下「上海著作権紛争委託調停意見」という）第4条では、当事者の同意により、人民法院が上海版権紛争調停センターに調停を行うことを委託する場合、人民法院は、委託書を発行し、訴状の副本および関連訴訟証拠資料等を上海版権紛争調停センターに移送しなければならないと定められている。

(c) 調停合意

人民法院の裁判官が調停を行い、当事者が調停合意に達した場合、人民法院は、調停書を作成する。調停書には、訴訟請求、事件に関わる事実および調停の結果を明記しなければな

らず、裁判官、書記官が署名し、人民法院が押印した上で、当事者双方に送達される。調停書は、当事者が署名し受領した後、直ちに効力を生じるとされている（「民事訴訟法」第 97 条）。

また、人民法院が関連機関および個人に委託調停を要請し、当事者が委託調停において調停合意に達した場合、調停合意書が作成され、人民法院は、法に基づき当該調停合意について確認を行うものとされている（「調停業務規定」第 3 条 2 項）。当事者による調停合意についての確認の申立は、書面または口頭でできる（「民事訴訟法解釈」第 355 条）。また、「上海著作権紛争委託調停意見」では、当事者が委託調停において調停合意に達した場合、上記のとおり調停合意について人民法院に確認を求める以外に、訴えの取下げまたは調停書の作成を求めることができるとされている（第 6 条）。

特約調停における委託調停の場合、当事者が調停合意に達した後、特約調停員は当該調停合意を人民法院に提出するものとされ、人民法院は審査のうえ、調停書を作成し、事件を終結させなければならないと規定されている。また、調停合意が成立した後、当事者が訴えの取下げを申請した場合、人民法院は法により取下げを認める裁定を出さなければならないと規定されている（「特約調停規定」第 20 条）。

なお、当事者が訴訟中において調停合意に達し、人民法院に対し、当該調停合意に基づき判決を作成するよう要求する場合、人民法院はそれを認めないと規定されている（「民事訴訟法解釈」第 148 条）。他方、「広東省高級人民法院による知的財産権事件訴訟調停に関する指導意見」第 18 条は、涉外知的財産事件において、当事者が調停合意の内容について判決の形式で確認を行うよう求めた場合、人民法院はこれを認めるべきであると規定している。

また、当事者が一部の事項についてのみ調停合意に達した場合、人民法院は、当該部分について調停書を作成することができる（「調停業務規定」第 17 条 1 項）。また、調停合意の内容が訴訟請求の範囲を超える場合も、人民法院は、当該調停合意を認めることができるとしている（「調停業務規定」第 9 条）。

(d) 裁判手続の再開

調停を経て、調停合意に達しなかった場合、またまたは調停書が当事者に送達される前に当事者の一方が意思を翻した場合、人民法院は、訴訟手続を再開し、遅滞なく判決をしなければならない（「民事訴訟法」第 99 条）。

(6) 平均的な所要期間

「調停業務規定」では、答弁期間満了前に人民法院が事件の調停を行う場合において、普通手続が適用される事件にあっては当事者が調停に同意した日から 15 日以内、簡易手続が適用される事件にあっては当事者が調停に同意した日から 7 日以内に、調停合意に達しなかつたときは、各当事者の同意を得て、調停を継続することができると規定している（「調停業務規定」第 6 条）。また、「特約調停規定」にも、同様の規定が置かれている。すなわち、一般的には、訴訟中調停は、普通手続が適用される事件においては 15 日以内、簡易手続が適用される事件においては 7 日以内に、調停合意に達する必要があるが、例外として、当事者の同意がある場合には、延長が認められる。

一方、広州市高級人民法院と中国インターネット協会との間で締結された委託調停合意書⁴⁰では、委託調停期限は通常 30 日であり、調停センター、審理法院および双方当事者の合意がある場合は、適度に延長することができるとしている。

また、「上海著作権紛争委託調停意見」第 5 条においては、委託調停機構である上海版権紛争調停センターが委託を受けた日から 30 日以内で調停を完了しなければならず、調停できないときは、調停を終了し、終了事由を人民法院に通知しなければならないと規定されている。

実務では、調停の期間は通常 30 日以内であり、一般的には、45 日間を超えないと考えられている⁴¹。

(7) 必要とされる準備・書類

訴訟中調停に必要な書類等は、法令上、特に明確に要求されていない。

ただし、訴訟中調停においても、当事者による各自の主張に対する立証が必要とされるため、民事裁判と同様に、証拠資料を事前に用意する必要があると考えられる。

また、当事者は自ら調停案を提出することができると規定されている（「調停業務規定」第 8 条）。調停に先立ち、自らの主張をしっかりと固め、合理的な調停案を提出することも、自らに有利な調停結果を出すにつながると考えられる。

⁴⁰ <http://ip.people.com.cn/n/2014/0924/c136655-25727538.html>

⁴¹ 「知的財産紛争調停問題研究」2011 年 4 月 20 日 『東方法学』2011 年第 1 期

(8) 対応機関

- ・各級人民法院
- ・関連調停機関および個人

下表のとおり、各地において、調停に関わる第三者機関が設立されている。

場所	委託調停機関
上海	<ul style="list-style-type: none">・上海版権紛争調停センター・ソフトウェア、バイオテクノロジー等に関連する 10 か所の社会調停組織、業界協会⁴²・上海市浦東新区知的財産権協会人民調停委員会
北京	<ul style="list-style-type: none">・北京電子商会、服装紡績協会、ソフトウェア業界協会、情報産業協会、通信情報協会、電源業界協会、商標業界協会・北京市多元的調停発展促進会調停組織名簿⁴³（知財関連のみ抜粋）・中国インターネット協会調停センター（インターネット関連紛争）・北京市インターネット紛争人民調停委員会（インターネット関連紛争）・北京外企人民調停委員会（外資企業関連紛争）・北京賽智知的財産権調停センター（知的財産権関連紛争）・中国法律諮詢センター調停センター（商事関連紛争）・北京仲裁委員会調停センター（商事関連紛争）・中国作家協会
湖南省	<ul style="list-style-type: none">・知識産権局
浙江省	<ul style="list-style-type: none">・温州市知的財産権紛争第三者調停プラットフォーム・義烏市知的財産権紛争人民調停委員会⁴⁴
広東	<ul style="list-style-type: none">・中国インターネット協会調停センター⁴⁵・中山知的財産権人民調停委員会⁴⁶

(9) 件数の統計などに基づく傾向分析

2016 年の各地の人民法院における各類型の知的財産権事件をみてみると、第一審、第二審、再審事件の新規受理件数は 177,705 件、終結件数は 171,708 件（既存事件を含む）であり、2015 年に比べて、それぞれ 19.07%、20.86% 上昇している。

そのうち、第一審知的財産権事件に関しては、各地の人民法院の新規受理件数は 136,534 件、終結件数は 131,813 件であり、2015 年に比べて、それぞれ 24.82%、30.09% 上昇している。類型別にみると、特許事件が 6.46% 増の 12,357 件、商標事件が 12.48% 増の 27,185 件、著作権事件が 30.44% 増の 86,989 件、技術契約に関する事件が 62.23% 増の 2,401 件、競争関係事件が 4.81% 増の 2,286 件、その他知的財産権民事紛争事件が 71.87% 増の 5,316 件となっている。

⁴² 「上海知的財産法院知的財産権司法保護状況（2016 年）」

⁴³ <http://www.bjdytjfzcjh.com/tjzytjymcgl/index.jhtml>

⁴⁴ <http://www.21etm.com/industry/2015-09-15/4168.html>

⁴⁵ <http://ip.people.com.cn/n/2014/0924/c136655-25727538.html>

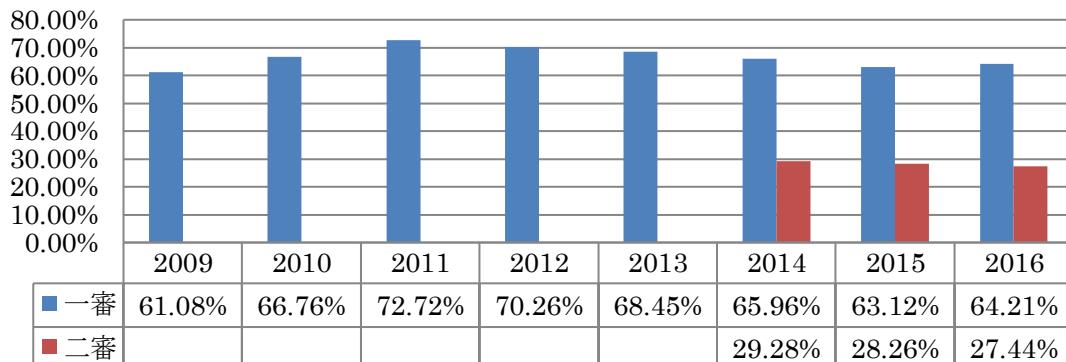
⁴⁶ http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/zscqfszl/sdsfcsgzdt/201710/t20171016_1319401.html

また、第二審案件に関しては、新規受理件数は 20,793 件、終結事件数は 20,334 件であり、2015 年に比べて、それぞれ 37.27%、35.33% 上昇している。再審に関しては、新規受理件数は 79 件、終結件数は 85 件であり、2015 年に比べて、それぞれ 31.30%、25.44% 減少している。⁴⁷

「人民法院における知的財産権司法保護状況白書（2016 年）」では、既存事件の調停による終結率の上昇がとりあげられている。各地人民法院における第一審事件の調停による解決率（原文は「調撤率」。具体的には、調停による終結または調停後の取下げの割合を指す。以下同じ。）は 64.21% に達し、第二審事件では 27.44% に達している。具体的には、上海の人民法院における知的財産権事件の調停による解決率は 73.92%、山東省の知的財産権事件第一審の調停による解決率は 69.7% に達している。

全体的には、全国の知的財産権訴訟案件の一審における調停による解決率は 60% 以上で推移しており、二審においては 20% 後半の水準を維持している（2014 年以前のデータは確認できていない）。中国では、近年、調停による解決率が高水準で推移しているといえる。

知的財産権訴訟事件の調停による解決率



調停により事件を終結させれば、処理時間が比較的短くすみ、また、上訴において判決が覆されるリスクもなく、調停合意を当事者が自主的に履行する割合も比較的高いため、人民法院は、調停による解決を勧める傾向にある。そのため、知的財産権訴訟事件の調停による解決率が高水準を維持していると考えられる。

⁴⁷ 「中国法院における知的財産権司法保護状況白書（2016 年）」（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-42362.html>）

(10) 決定事項の法的拘束力

前記のとおり、人民法院の主宰の下または特約調停における委託調停において、当事者が調停合意に達した場合、人民法院は、調停合意に基づき、調停書を作成する。また、委託調停の場合、当事者の調停合意について、人民法院がその効力の確認を行うこととなっている。

調停書は、作成後、当事者に送達され、当事者が署名し受領した後に効力を生じる（「民事訴訟法」第97条）。当事者は、効力が生じた調停書の内容を履行しなければならない。一方当事者が履行を拒否した場合、相手方当事者は人民法院に執行を申し立てができる（「民事訴訟法」第236条2項）。調停書の強制執行については、「民事訴訟法」第3編（執行手続）の規定が適用され（「民事訴訟法」第234条）、効力が生じた民事判決等と同様の効力を有する。

第一審で判決が出され、第二審で調停合意に達した場合は、人民法院が調停書を作成し、当事者に送達し、当事者が署名し受領した後に、調停書は効力を生じる。第一審判決は、取り消されたものとみなされる（「民事訴訟法」第172条）。

なお、第一審の段階で、調停合意に達し、調停書が効力を生じた場合は、当該調停書の効力発生により事件が終結し、上訴は認められない。調停書に誤りがある場合、当事者は、再審を申し立てることができる（「民事訴訟法」第199条）。再審は、調停書が効力を生じてから6ヶ月以内に申し立てなければならない（「民事訴訟法解釈」第384条）。

一方、第三者機関による委託調停を通じて、当事者間において調停合意が締結された場合、人民法院は、法により調停合意に対する確認を行わなければならない（「民事調停規定」第3条2項）。人民法院により確認が行われた調停合意について、当事者が履行せず、または一部を履行しない場合、相手方当事者は、確認の決定を下した人民法院に対して強制執行を申し立てができる（「司法確認若干規定」第9条）。

(11) 秘密性

「民事訴訟法解釈」によれば、民事訴訟における調停プロセスは公開しないとされており、当事者の同意がある場合は公開してもよいと規定されている（「民事訴訟法解釈」第146条1項）。すなわち原則として調停プロセスは公開されないことになる。

また、「民事訴訟法解釈」によれば、調停合意も非公開である。ただし、国家の利益、社会の公共利益、他人の合法利益を保護するために、人民法院が必要と判断する場合は、公開することができると規定されている（「民事訴訟法解釈」第146条2項）。

一方、「調停業務規定」には、当事者が調停について公開しないよう申請した場合、人民法院はそれを認めなければならないとの規定があり、調停の非公開は当事者の申請によるものと規定している（「調停業務規定」第7条）。また「浙江省高級人民法院による知的財産権民事事件訴訟調停業務の強化に関する指導意見」第18条に、「当事者が調停プロセスまたは調停合意について公開しないよう申請した場合、人民法院はそれを認めなければならない。調停合意の中に秘密条項があるものに関しては、知的財産権裁判文書および知的財産権判決文書のオンライン公開を行う際に、適切な秘密措置を施すよう注意しなければならない」との規定がある。従って、調停プロセスおよび調停合意は当然に公開されないものではないと考えられる。

(12) 実務上の留意点

「民事訴訟法」では、当事者の申立に基づき、相手方当事者の財産に対する保全を行い、相手方当事者に一定の行為を命じ、またまたは一定の行為を禁止する裁定を下すことができると規定されている（「民事訴訟法」第100条）。知的財産権侵害に関連する紛争においても、訴訟中における財産保全または行為保全の申立ができる。実務上、訴訟中調停を行う場合、先に保全の申立を行い、人民法院が保全の実施を認め、保全を実施した後に、当事者間において訴訟中調停を行う場合がある⁴⁸。訴訟中に、当事者が、相手方当事者に対して保全を行う必要がある場合は、訴訟中調停を開始するタイミングを見極めて、保全が実施された後に訴訟中調停を開始することが当該当事者にとって有利であることに留意されたい。

(13) その他の留意点

調停合意が紛争事件の当事者以外の者の利益を侵害する場合、人民法院は当該調停合意に対する確認を行わないと規定されている（「調停業務規定」第12条）。また、調停書において特定目的物の給付を約定している場合、調停合意に達する前に当該目的物にすでに存在していた第三者の物権および優先権は、その影響を受けないと規定されており、第三者が執行の過程において執行目的物について異議を申し立てた場合は、人民法院は審査を行い、異議の理由が成立するときは、当該目的物に対する執行を中断する旨の裁定を下すものと規定されている（「調停業務規定」第20条、「民事訴訟法」第227条）。

⁴⁸ 例えば、北京市第二中級人民法院が2013年に、医薬品関連用途発明に係る特許権侵害事件において、訴訟中における行為保全を実施した後、人民法院の主宰の下で、調停合意がなされた事例がある。

<http://www.cqn.com.cn/news/zgzlb/diwu/899234.html>

4. 事例紹介

事件 1 世紀金源投資集団有限公司と河南世紀金源置業有限公司との不正競争紛争事件

(1) 当事者

世紀金源投資集団有限公司

河南世紀金源置業有限公司

(2) 対応機関

河南省高級人民法院

(3) 調停合意締結日

2009 年 7 月 14 日

(4) 出典

「最高人民法院公報」 2010 年第 6 期、最高人民法院 2009 年知的財産権司法保護典型事例 50 件（その 40）

(5) 事件の性質

不正競争紛争事件

(6) 当事者、対応機関、判決日

第一審：(2007) 鄭民三初字第 274 号

原 告：世紀金源投資集団有限公司

被 告：河南世紀金源置業有限公司

判決日：2008 年 8 月 29 日

第二審：豫法民三終字第 12 号

上訴人：河南世紀金源置業有限公司

被上訴人：世紀金源投資集団有限公司

調停合意締結日：2009 年 7 月 14 日

(7) 事件の概要

原告の世紀金源投資集団有限公司（以下「世紀金源集団」という）は、2001年7月に設立された会社であり、登録資本は1.3億人民元である。不動産、ホテル、大型ショッピングモール投資経営、不動産管理サービス、建築工事、建築資材等の領域において経営活動を行っている。

2005年1月までに、世紀金源集団は、北京市、雲南省、湖南省、福建省、貴州省、安徽省、重慶市において「世紀金源」を屋号とする子会社を7つ、「金源+a」を屋号とする子会社を6つ設立している。子会社である不動産会社の2001年から2005年までの売上は120億元を上回り、2004年には全国同業者の中で売上高トップの座を勝ち取った。各子会社が2005年までに投じた広告費用はそれぞれ数百万元から数千万元に上り、広告は多くの雑誌、新聞で掲載され、不動産に関連する賞を数多く受賞した実績がある。

一方、被告の河南世紀金源置业有限公司（以下「河南世紀金源」という）は、2005年1月に設立された会社であり、経営範囲は、不動産開発・経営、建築材料の販売等となっている。2006年から2007年に「金源第一城」、「金源城上城」と称する不動産プロジェクトを開発し、280万元の広告費用を投じた。

2007年9月に、世紀金源集団は、河南世紀金源による「金源」「世紀金源」の使用は不正競争行為を構成するとして、鄭州市中級人民法院に提訴した。

なお、世紀金源集団が起訴のために支出した公証費用は3,880人民元、弁護士費用は8万人民元である。

(8) 判決

(a) 第一審判決

鄭州市中級人民法院は、以下のとおり判示した。

商業標識は、経営主体、商品の出所を示すための情報媒体である。企業名称は、経営主体としての企業の標識であり、不動産プロジェクト名は、プロジェクトの商品出所を示す商業標識となる。

世紀金源集団は2005年1月までに、すでに全国的に比較的高い知名度を有し、その後も知名度が上昇していた。「金源」と「世紀金源」は識別性が高く、不動産業界においては、関連公衆は、当該2つの語句を世紀金源集団およびその関連会社の経営主体および経営活動における特定の対応関係を認識することができる。世紀金源集団およびその関連会社はそれぞれ独立した法人ではあるが、投資関係により商業利益が一致しており、「金源」および「世紀金源」は世紀金源集団およびその関連会社の全体的なイメージを体現している。

河南世紀金源が成立する前に、世紀金源集団はすでに不動産業界において知名度を有していた。河南世紀金源の営業範囲も不動産関連であり、公衆に世紀金源集団との関連性を容易に誤認させ、市場主体を混同させる恐れがある。河南世紀金源は世紀金源集団のブランド力と名声を利用して自らを競争上有利にする行為は、公平競争、誠実信用原則に反し、既存の企業名称権を侵害し、不正競争行為を構成する。また、河南世紀金源が開発した不動産プロジェクトに「金源」を使用した行為は、特定の不動産を世紀金源集団の経営活動に結びつけ、不動産の出所を混同させる恐れがある。世紀金源集団が河南省において経営活動を行っていないとしても、公衆の誤認混同を防止するために、世紀金源集団は、自らのすでに知名度を有する標識について、河南世紀金源が不動産プロジェクトに「金源」を使用することを差し止める権利がある。

世紀金源集団は、河南世紀金源の不法競争行為により自社が被った損失または河南世紀金源が得た利益について立証していない。人民法院は、公証費用および弁護士費用を合理的な費用として認めた上、総合的に判断して損害賠償金額を 15 万人民元と認定した。

人民法院は河南世紀金源に対して、①企業名称において「金源」「世紀金源」の使用を直ちに停止し、判決が効力発生してから 30 日以内に企業名称を変更すること、②その開発した不動産プロジェクトにおいて「金源」を使用する行為を直ちに停止すること、③判決が発効してから 10 日以内に、世紀金源集団に対して損害賠償として 15 万人民元を支払うこと、④判決が発効してから 30 日以内にその会社のウェブサイト上に謝罪声明を掲載することを命じた。

また、事件受理費用の 14,700 人民元については、世紀金源集団と河南世紀金源がそれぞれ 5,000 元と 9,700 元を負担することを命じた。

(b) 第二審における調停書

河南世紀金源は一審判決を不服として、河南省高級人民法院に上訴した。

人民法院は開廷審理を行い、両当事者は調停合意に達した。調停合意の内容は以下のとおりである。

- 1)河南世紀金源は本調停合意の発効後 18 ヶ月以内に工商行政管理機関に企業名称変更申請を行い、「金源」、「世紀金源」の使用を停止する。
- 2)河南世紀金源は、すでに開発した「金源第一城」、「金源城上城」「金源新里程」に限って「金源」を使用することが認められる。
- 3)河南世紀金源は、本調停合意の発効後 15 日以内に、世紀金源集団に対して 15 万人民元

を支払う。

- 4)河南世紀金源が本調停合意を履行しない場合、世紀金源集団は人民法院に対して、第一審判決の執行を申請することができる。
- 5)両当事者にはその他の紛争は存在しない。
- 6)一審の事件受理費用 14,700 元は世紀金源集団が負担し、二審事件受理費用は半減して 1,650 元を徴収し、河南世紀金源が負担する。

(9) 解説 :

本件は第二審において調停合意がなされた事案である。第一審判決と比べ、河南世紀金源が企業名称を変更する期限が長くなり、また、既存のプロジェクトにおける使用が認められるようになり、実際の実施可能性および経済合理性が考慮された内容となっていると考えられる。世紀金源集団にとっても、最も重要な企業名称の使用停止に関して、確実に履行してもらえる内容となり、自身の利益に合致したとして合意に至ったのではないかと推測される。

また、調停合意では、河南世紀金源が調停合意を履行しない場合、世紀金源集団が第一審判決の執行を申請することができることを規定し、法院に認められたことに留意されたい。

事件 2 亜什蘭ライセンス&知的財産権有限公司、北京天使専用化学技術有限公司と北京瑞仕邦精細化工技術有限公司、蘇州瑞普工業助剤有限公司、魏星光との発明特許紛争事件

(1) 当事者

亜什蘭ライセンス&知的財産権有限公司
北京天使専用化学技術有限公司
北京瑞仕邦精細化工技術有限公司
蘇州瑞普工業助剤有限公司
魏星光

(2) 対応機関

蘇州市中級人民法院

(3) 調停合意締結日

不明

(4) 出典

最高人民法院 2012 年知的財産権司法保護典型事例 50 件（その 3）

(5) 事件の性質

特許侵害紛争

(6) 当事者、対応機関、判決日

第一審：[2010]蘇中知民初字第 0301 号民事調停書

原 告：亜什蘭ライセンス&知的財産権有限公司

北京天使専用化学技術有限公司

被 告：北京瑞仕邦精細化工技術有限公司

蘇州瑞普工業助剤有限公司

魏星光

(7) 事件の概要

亜什蘭ライセンス&知的財産権有限公司（以下「亜什蘭公司」という）は「水中水型ポリマー分散体の製造方法」の発明特許（以下「本件特許」という）を有している。北京天使専用化学技術有限公司（以下「天使公司」という）は亜什蘭公司から使用許可を得て、中国大陸において本件特許を使用している。本件特許は製造方法に関する発明であり、当該製造方法により生産される製品は従来から存在する商品である。

魏星光は 1996 年から天使公司にて勤務し、天使公司の総経理および亜什蘭公司の中国エリア業務執行役を歴任した。その後会社を退職し、北京瑞仕邦精細化工技術有限公司（以下「瑞仕邦公司」という）の株主および董事となり、蘇州瑞普工業助剤有限公司（以下「蘇州瑞普公司」という）が成立した後は、同社の董事に就任した。瑞仕邦公司と蘇州瑞普公司は本件特許の製造方法により製造される製品と同一の完全水性合成物凝縮液を製造販売した。

天使公司および亜什蘭公司は人民法院に対して証拠保全措置を申請し、公証等の方法により、被告の生産方法に関する証拠を一部調査収集できたものの、全ての製造工程に関する完全な証拠を取得できていない。

天使公司および亜什蘭公司は、瑞仕邦公司および蘇州瑞普公司については、上記商品を製造販売する行為は特許権侵害行為を構成するとして、また魏星光については、特許侵害の幫

助をしたとして、蘇州市中級人民法院に提訴し、侵害行為の差し止め、損害賠償および侵害行為を阻止するために支払った合理的な費用 2,000 万元を請求した。

(8) 調停合意

蘇州市中級人民法院は以下の見解を示した。

本件特許方法にかかる商品は特定の顧客を対象とする工業用化学製剤であり、権利人は公開市場において当該製品を購入することができず、また蘇州瑞普公司の工場で実際の完全な生産工程を知ることができなかつた。亜什蘭公司は合理的な努力義務を果たし、挙証能力の限りを尽くしたが、被告が確かにその特許方法を利用したことを証明することができなかつた。しかしながら、魏星光および蘇州瑞普公司の主要技術者はいずれも天使公司の元従業員であり、特許方法の生産工程に接触することができたこと、また、蘇州瑞普公司はその生産工程における特定の物質の追加方法および含量が特許方法とは異なることを主張したが、それに対応する証拠の提出を拒否したことを考慮すると、被告らが本件特許方法を使用して完全水性合成物濃縮液を製造した可能性が高いと考えられる。従って、被告らが反証を提供しない限りにおいては、本件の具体的な状況に基づき、被疑特許侵害方法は本件特許権を侵害すると認定することができる。

上記見解を示した上、蘇州市中級人民法院の主宰の下、当事者は以下のとおり調停合意を達成した。

- ①瑞仕邦公司、蘇州瑞普公司および魏星光は特許方法を使用しないことを承諾する。
- ②瑞仕邦公司、魏星光は本件被疑特許侵害行為について、亜什蘭公司に対して、1,500 万人民元の補償金を支払い、関連する営業秘密侵害行為について、亜什蘭公司に対して 700 万人民元の補償金を支払う。

(9) 解説

本件は高額な賠償金額を実現した調停事件である。

既存製品を製造する特許方法についての立証方法は、従来から裁判において挙証するにあたって難点であった。通常、裁判では、当事者は自らの主張について立証する責任があるが、法律に定めのある場合のみ、挙証責任の転換が認められる。たとえば、「特許法」第 61 条 1 項では、新製品の製造方法に関する特許侵害紛争の場合、同様の製品を製造する単位または個人が特許方法と異なる方法を使用して製品を製造したことを証明しなければならないと定められている。しかし、当該規定は新製品に関わる製造方法に限られており、既存

製品を製造する特許方法には適用されない。

本件において、亜什蘭公司と天使公司は、証拠収集する手段を尽くしてもが相手方の全ての生産工程について立証できなかった。人民法院は権利者の立証責任を軽減し、瑞仕邦公司、蘇州瑞普公司および魏星光に立証責任を負わせた。結果として、被告らは反証せず、人民法院は特許権侵害である見解を示した上で、当事者間における調停合意の達成を促した。賠償金額は2,200万人民元に上り、亜什蘭公司と天使公司の完勝といえよう。

なお、本件は、人民法院が技術専門家を人民陪審員として選任し、事実関係の認定に協力してもらった点でも特徴的であると考えられる。

事件3 アップルと深セン唯冠公司との「iPad」商標権の権利帰属紛争事件

(1) 当事者

アップル会社

IP申請発展有限公司

唯冠科技（深セン）有限公司

(2) 対応機関

広東省高級人民法院

(3) 調停合意締結日

2012年6月25日

(4) 出典

最高人民法院2012年知的財産権司法保護10大事件（その1）

(5) 事件の性質

商標紛争事件

(6) 当事者、対応機関、判決日

第一審：不明

原 告：米国アップル社

IP申請発展有限公司

被 告：唯冠科技（深セン）有限公司

第二審：広東省高級人民法院〔2012〕粵高法民三終字第8、9号民事調停書

上訴人：米国アップル社

IP申請発展有限公司

被 告：唯冠科技（深セン）有限公司

(7) 事件の概要

2009年8月に、IP申請発展有限公司（以下「IP社」という）は英國唯冠社に対してその世界各国で所有しているipad商標の買取りを申し込んだ。その後、交渉主体がIP社と台灣唯冠社に変更となり、双方は2009年12月23日に商標権譲渡契約を締結し、3.5万ポンドの対価で、10件のipad商標の譲渡について合意した。その中には、唯冠科技（深セン）有限公司（以下「深セン唯冠」という）が中国大陸で保有していた2件のipad商標（以下「本件商標」という）も含まれていた。

2010年2月、IP社は10ポンドの対価で上記10件のipad商標を米国アップル社（以下「アップル社」）に譲渡した。その後、アップル社が深セン唯冠に対して、本件商標について、商標権者変更登録を行うよう要求したが、深セン唯冠は拒否した。深セン唯冠は、台灣唯冠社には深セン唯冠の所有する商標について処分する権限がなく、アップル社に対して商標権を譲渡していないと主張し、紛争が生じた。

アップル社、IP社は深セン唯冠との商標権帰属紛争について2010年5月に深セン市中級人民法院に訴えた。

(8) 第一審判決

深セン市中級人民法院は、台灣唯冠社は深セン唯冠を代表できないと判示し、アップル社は上記表見代理が成立することを証明する証拠を提供できなかったとして、アップル社とIP社の主張を退けた。両者は当該判決を不服として、広東省高級人民法院に上訴した。

(9) 第二審における調停合意

広東省高級人民法院は2012年2月29日に公開審理を行った。公開審理を終え、廣東高級人民法院合議廷が本件については調停が当事者の利益に最善であるとの見解を示した。両当事者が最終的に調停合意に達し、6,000万米ドルの対価で、本件商標権帰属紛争を一括解決させる合意をした。調停書が2012年6月25日に発効し、アップル社は廣東省高級人

民法院が指定した口座に 6,000 万米ドルを払い込み、6 月 28 日に深セン市中級人民法院に対して上記調停書の強制執行を申請した。深セン市中級人民法院は、7 月 2 日付で、国家工商总局商標局に本件商標の名義をアップル社に移転する裁定書と執行協力通知書を送達した。

(10) 解説

本件は、国内外において注目された事件である。

深セン唯冠は本件訴訟が提起される以前から巨額の負債を抱えており、本件商標が深セン唯冠の主要な財産であり、銀行により封印された状況であった。一方アップル社は、中国大陸において、ipad 商品の販売を展開するために、本件商標の譲渡を受ける必要があった。また本件第二審段階では、複数の地域において、アップル社が販売する ipad 商品の販売差止めが工商管理部門により実施された状況があったため、両当事者それぞれにとって調停に応じるインセンティブがあったと考えられる。実際、本件第二審の公開審理から最終的な調停書が発効するまで、約 4 か月の時間を要したが、深セン唯冠は 6,000 万米ドルの和解金を取得し、アップル社も本件商標の自社への名義変更を成功させたのは、両当事者の利益になったと評価されている⁴⁹。

⁴⁹ <http://legal.people.com.cn/n/2012/0702/c42510-18425592.html>

三、 民事訴訟

1. 関連機関

知的財産権侵害紛争に関する民事訴訟の受理機関は、人民法院である。人民法院の案件に対する管轄は、主に下記のとおりである。

(1) 審級管轄

高級人民法院は、訴訟物の価額が 2 億元以上的第一審知的財産権民事事件、訴訟物の価額が 1 億元以上であり、かつ当事者の一方の住所地がその管轄区にない、または外国若しくは香港、マカオ、台湾に関わる第一審知的財産権民事事件を管轄する⁵⁰。

最高人民法院の指定を受けた一般知的財産権民事事件管轄権を有する基層人民法院は、訴訟物の価額が 500 万元未満の第一審一般知的財産権民事事件、および訴訟物の価額が 500 万元以上 1,000 万元未満であり、かつ当事者の住所地がいずれもその所属する高級または中級人民法院の管轄区内にある第一審一般知的財産権民事事件を管轄することができる。具体的な基準は、関連の高級人民法院が確定し、かつ最高人民法院に申請してその認可を受けるものとされている⁵¹。

その他の第一審知的財産権民事事件は、中級人民法院が管轄する。

(2) 地域管轄

「民事訴訟法」第 28 条によれば、権利侵害行為について提起される訴訟は、権利侵害行為地または被告の住所地の人民法院が管轄する。

商標評議審査委員会が行った再審査決定または裁定を不服とする行政事件および国家工商行政管理総局商標局が行った商標に関する具体的行政行為を不服とする事件は、北京市の関連中級人民法院が管轄する⁵²。

(3) 知的財産権法院

2014 年に、北京市、上海市および広州市において、それぞれ知的財産権法院が設立され

⁵⁰ 「地方各級人民法院の第一審知的財産権民事事件の管轄基準の調整に関する通知」（法發[2010]5 号）第 1 条。

⁵¹ 「地方各級人民法院の第一審知的財産権民事事件の管轄基準の調整に関する通知」（法發[2010]5 号）第 3 条。

⁵² 「商標法改正決定施行後における商標事件の管轄および法律適用問題に関する解釈」（法釈[2014]4 号）第 2 条。

た⁵³。

知的財産権法院は、所在する市管轄区内の、①特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータ・ソフトウェアに係る民事および行政事件、②国務院の部門または県級以上の地方人民政府が行った著作権、商標、不正競争等に係る行政行為に対して訴訟が提起された行政事件、および③馳名商標の認定に係る民事事件の第一審事件を管轄する⁵⁴。広州知的財産権法院は、区域を跨いで、広東省内の前記①と②の事件を管轄する⁵⁵。北京市、上海市の各中級人民法院および広州市中級人民法院は、知的財産権に係る民事および行政事件は受理しないものとされた⁵⁶。

2. 関連法規・政府発表

知的財産権侵害紛争に関する民事訴訟に関する主要法令は、主に以下のとおりである。

法令名	発文字号	備考
民事訴訟法	主席令第 71 号	民事訴訟に関する基本法
「民事訴訟法」の適用に関する解釈	法釈[2015]5 号	民事訴訟法の司法解釈
地方各級人民法院の第一審知的財産権民事事件の管轄基準の調整に関する通知	法發[2010]5 号	第一審知的財産権民事事件の管轄を定める法令
北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定		全国人民代表大会常務委員会が公布する北京、上海、広州知的財産権法院の設立根拠
北京、上海、広州の知的財産権法院の事件管轄に関する規定	法釈[2014]12 号	北京、上海、広州知的財産権法院の管轄を定める法令
訴訟費用納付規則	国務院令第 481 号	訴訟費用に関する法令

3. 特徴

(1) 費用

「訴訟費用納付規則」(国務院令第 481 号)によれば、知的財産権民事事件について、係争金額がない場合は、1 件につき 500 元から 1,000 元までの事件受理費を納付する⁵⁷。係争金額がある場合は、下表の区分に従い累積計算して事件受理費を納付する⁵⁸。事件受理費は、原告が前納し、敗訴側が負担する。

⁵³ 「北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定」

⁵⁴ 「北京、上海、広州の知的財産権法院の事件管轄に関する規定」(法釈[2014]12 号) 第 1 条。

⁵⁵ 「北京、上海、広州の知的財産権法院の事件管轄に関する規定」(法釈[2014]12 号) 第 2 条。

⁵⁶ 「北京、上海、広州の知的財産権法院の事件管轄に関する規定」(法釈[2014]12 号) 第 3 条 1 項。

⁵⁷ 「訴訟費用納付規則」(国務院令第 481 号) 第 13 条 1 項 3 号。

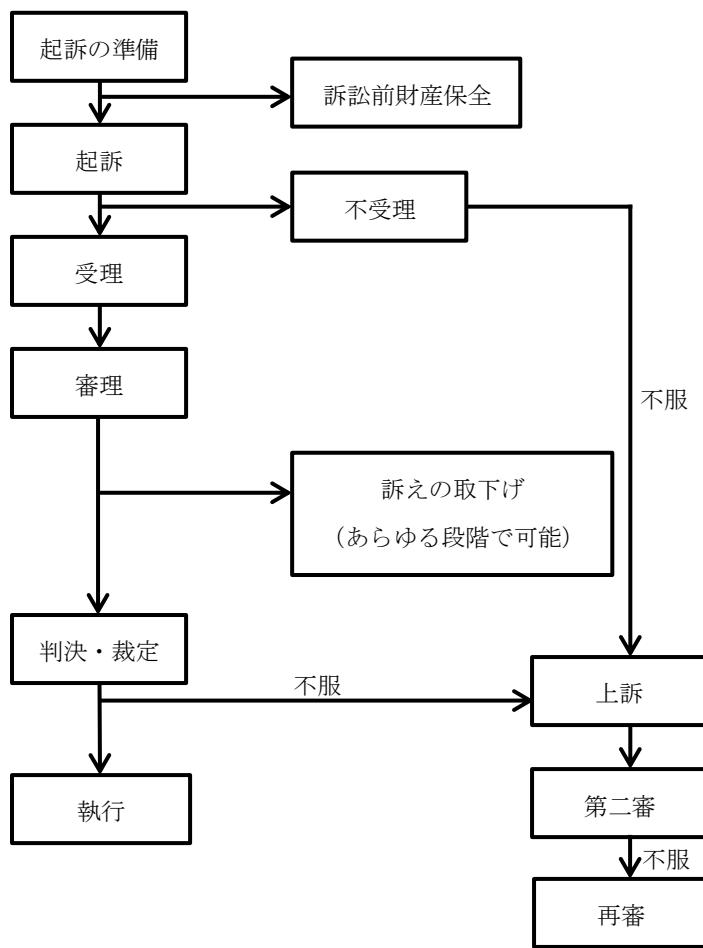
⁵⁸ 「訴訟費用納付規則」(国務院令第 481 号) 第 13 条 1 項 1 号。

訴訟請求の金額	納付金額
1万人民元を超えない場合	1件につき50人民元
1万人民元超、10万人民元以下の部分について	係争金額の2.5%
10万人民元超、20万人民元以下の部分について	係争金額の2%
20万人民元超、50万人民元以下の部分について	係争金額の1.5%
50万人民元超、100万人民元以下の部分について	係争金額の1%
100万人民元超、200万人民元以下の部分について	係争金額の0.9%
200万人民元超、500万人民元以下の部分について	係争金額の0.8%
500万人民元超、1,000万人民元以下の部分について	係争金額の0.7%
1,000万人民元超、2,000万人民元以下の部分について	係争金額の0.6%
2,000万人民元を超える部分について	係争金額の0.5%

事件受理費のほか、当事者は、必要に応じて、鑑定費用、強制執行申立費用、通訳・翻訳費用等を別途支払う。

(2) プロセス

知的財産権侵害紛争に関する民事訴訟のプロセスの概要は、下記図のとおりである。



(3) 平均的な所要期間

「民事訴訟法」第 149 条によれば、「人民法院が普通手続を適用して審理する事件は、事件を立件した日から 6 か月以内に結審しなければならない。特別の事由により延長する必要のある場合には、その人民法院の院長が承認し、6 か月間延長することができる。さらに延長を必要とする場合には、上級の人民法院に報告し、承認を得るものとする。」とされている。

「民事訴訟法」第 176 条によれば、「人民法院は、判決に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の事件を立件した日から 3 か月以内に結審しなければならない。特段の事由により延長を必要とする場合には、当該人民法院の院長が承認する。人民法院は、裁定に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の事件を立件した日から 30 日以内に終審の裁定を下さなければならない。」とされている。

ただし、人民法院が涉外民事事件⁵⁹を審理する期間は、上記第 149 条、第 176 条に規定する制限を受けない点に留意されたい（「民事訴訟法」第 270 条）。

最高人民法院が 2017 年 7 月 5 日に公表した「司法ビッグデータ報告書 知的財産権侵害」⁶⁰によれば、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間における知的財産権侵害訴訟の第一審の平均審理期間は、105 日であった。なお、①他人の特許権の冒用に関する紛争、②発明特許権侵害紛争、③コンピュータ・ソフトウェア著作権侵害紛争、④実用新案特許権侵害紛争、⑤著作物改編権侵害紛争、⑥意匠特許権侵害紛争、⑦著作物実演権侵害紛争、⑧実演家権侵害紛争、および⑨著作物公表権侵害紛争の 9 種類の事件は、平均審理時間が 105 日を超えていた。

(4) 必要とされる準備・書類

訴訟を提起する場合、訴状、個人の身分証明書または法人資格証明書類、授権委託書等を用意しなければならない。かかる書類および証拠が外国語で作成されている場合は、中国語に翻訳する必要があり、また、場合によっては公証認証を行う必要もある。

⁵⁹ 「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」第 522 条によれば、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、人民法院は涉外民事事件と認定することができる。

(1)当事者の一方または双方が外国人、無国籍者、外国の企業または組織であるとき
(2)当事者の一方または双方の常居所地が中華人民共和国の領域外にあるとき
(3)目的物が中華人民共和国の領域外にあるとき
(4)民事関係の発生、変更または消滅の法律事実が中華人民共和国の領域外で発生したとき
(5)涉外民事事件と認定することができるその他の事由

⁶⁰ 「司法ビッグデータ報告書 知的財産権侵害」：
http://www.court.gov.cn/upload/file/2017/07/05/11/53/20170705115359_40080.pdf

(5) 対応機関

知的財産権侵害訴訟の対応機関は、人民法院である。

(6) 件数の統計などに基づく傾向分析

最高人民法院が 2017 年 7 月 5 日に公表した「司法ビッグデータ報告書 知的財産権侵害」⁶¹によれば、2015 年度の全国の第一審知的財産権侵害訴訟の件数は、約 50,000 件であり、2016 年度の全国の第一審知的財産権侵害訴訟の件数は、約 70,000 件である。知的財産権侵害訴訟の受理件数は年々増加している。

事件の類型からみると、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間における知的財産権侵害訴訟のうち、著作権侵害紛争、商標権侵害紛争、特許権侵害紛争がそれぞれ 50.20%、34.17%、15.63% の割合を占めている。その中で特に多いのは、著作権侵害紛争（34.17%）、著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争（28.25%）、および意匠特許権侵害紛争（10.04%）である。

事件の地域分布からみると、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間において、広東省、北京市および浙江省の人民法院の審理件数が最も多くなっている。また、涉外知的財産権侵害紛争は、関係先が 28 か国におよび、そのうち、アメリカ、フランス、ドイツに關係する件数が上位 3 位を占めている。

当事者の類型からみると、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間における、原告と被告の類型は、主として法人である。また、23.35% の知的財産権侵害紛争には、2 名または 2 名以上の被告がいる。

審決の結果からみると、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの期間において、原告の訴訟請求が一部認容された件数は 84.90% を占め、原告の訴訟請求が全部認容された件数は 7.93% を占める。紛争の解決方式で最も多いのは、原告による訴えの取下げであり、50.88% を占める。それ以外は、①判決による解決、②調停による解決、③訴えの取下げとみなされたことによる解決、および④その他の方による解決が、それぞれ 27.86%、12.90%、4.10%、1.85% を占める。

(7) 決定事項の法的拘束力

当事者は、第一審の判決・裁定を不服とする場合、上級人民法院に上訴することができる。第二審の人民法院の判決・裁定は終局的なものであるが、「民事訴訟法」第 198 条から第 200

⁶¹ 「司法ビッグデータ報告書 知的財産権侵害」：
http://www.court.gov.cn/upload/file/2017/07/05/11/53/20170705115359_40080.pdf

条までに定める事由に該当する場合、人民法院は、職権または当事者の申立によって再審をするものとされている。

判決が効力を生じた後、被告が判決に定められている義務を履行しない場合、原告は、関連法令に従って、人民法院に強制執行を申し立てることができる。

(8) 秘密性

民事訴訟の審理は、基本的には公開される。「民事訴訟法」第134条によれば、「人民法院は、民事事件を審理する場合には、国家秘密、個人のプライバシーに関わる事件または法律に別の規定がある事件を除き、公開して行わなければならない。離婚事件、営業秘密に関する事件で、当事者が審理を公開しないよう申し立てたものについては、非公開で審理を行うことができる」とされている。なお、公開審理された事件の判決書は、裁判文書網⁶²において公開されることが多い。

(9) 実務上の留意点

知的財産権訴訟においては、焦点となる証拠は、有体物ではなく、無体物である場合が多い。そのため、訴訟進行中または訴訟提起前に、いかにして証拠を保全するかが重要になることがある。これについては、「民事訴訟法」第81条、「特許法」および「商標法」等の関連規定によれば、証拠が滅失するおそれがあり、またまたは取得が困難な状況においては、訴訟参加者は、人民法院に証拠の保全を申し立てることができ、人民法院も、自ら保全措置を講じることができる。状況の緊急性により、証拠が滅失するおそれがあり、またまたは以後取得困難となるおそれのある状況の下においては、利害関係人は、訴訟を提起し、または仲裁を申し立てる前に、証拠所在地もしくは被申立人住所地の人民法院または事件につき管轄権を有する人民法院に、証拠保全を申し立てができる。知的財産権訴訟を提起する場合は、「民事訴訟法」の証拠保全制度を活用する必要がある。例えば、証拠保全を申し立て、相手方のパソコン、サーバー等を調査することが考えられる。

また、知的財産権訴訟においては、証拠の証明力を高めるために、公証制度を利用することも多い。例えば、公開ルートから権利侵害商品を取得する場合は、当該権利侵害商品の取得過程について公証を受けるのが一般的である。公証機関に関する最近の動きとしては、2017年9月に、「2015年国家知的財産戦略実施推進計画」に基づいて中国知的財産権公証サービスプラットフォーム⁶³が設立されている。知的財産権公証サービスプラットフォー

⁶² 裁判文書網：wenshu.court.gov.cn/

⁶³ 中国知的財産権公証サービスプラットフォーム：<http://www.ipnotary.com/>

ムは、知的財産権に関する公証を専門とし、権利の発生、権利の確認、権利の取引、紛争の解決等のプロセス全般について公証サービスを提供する。当事者の利便性を図るため、同プラットフォームは、オンラインとオフライン一体化の公証サービスを提供しており、公証サービスのオンライン予約、公証書類のオンライン提出と保存、公証書のセルフ取得等を実現している。

さらに、一般の民事訴訟にはない、知的財産権訴訟に特有の被告側の抗弁にも留意されたい。例えば、係争特許が特許権の保護範囲に該当しないという抗弁⁶⁴、特許権無効の抗弁、先使用権の抗弁⁶⁵、および販売者の合法的供給源の抗弁⁶⁶等がある。

(10) その他の留意点

上記で紹介したように、第一審知的財産権民事事件は、権利侵害行為地または被告の住所地の中級人民法院が管轄することが多い。ただし、近年、北京、上海、広州に知的財産権法院が設立され、北京市、上海市の各中級人民法院および広州市中級人民法院は、知的財産権に係る民事および行政事件を受理しなくなった。

さらに、2017年1月からは南京市、蘇州市、武漢市、成都市において、2017年8月からは杭州市、寧波市、合肥市、福州市、濟南市、青島市において、それぞれ知的財産権事件の区域を跨ぐ管轄制度⁶⁷が確立された。かかる省において知的財産権訴訟を提起する際は、管轄法院に注意する必要がある。

また、刑事附帯民事訴訟という制度もある。「刑法」第2編第3章第7節は、「知的財産権侵害罪」として、①登録商標冒用罪、②登録商標冒用商品販売罪、③登録商標標識の不法製造、不法製造登録商標標識販売罪、④特許冒用罪、⑤著作権侵害罪、⑥権利侵害複製品販売罪、および⑦営業秘密侵害罪の7つの罪名を規定している。「刑事訴訟法」第99条によ

⁶⁴ 「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(法釈[2009]21号) 第7条1項によれば、人民法院は、権利侵害で訴えられた技術案が特許権の保護範囲に該当するか否かについて判定する際には、権利者が主張する請求項に記載される全ての技術的特徴を審査しなければならない。

⁶⁵ 「特許法」第69条2号によれば、特許出願日の前にすでに同一製品を製造し、同一の方法を使用し、または製造、使用に必要な準備をすでに整えており、かつ従前の範囲内において製造、使用を継続する場合は、特許権の侵害とみなさない。

⁶⁶ 「特許法」第70条によれば、特許権者の許諾を受けずに製造され、かつ販売された特許権侵害製品であることを知らずに、生産および営業の目的で当該製品を使用し、販売を申し出、または販売した場合であって、当該製品の合法的な供給源を証明できるときは、賠償責任を負わない。

⁶⁷ 例えば、成都市中級人民法院は、四川省内の特許、植物新種、集積回路配置図設計、営業秘密、コンピュータ・ソフトウェア、馳名商標の認定および独占紛争に関する第一審知的財産権民事および行政事件を管轄することができる。詳しくは、「最高人民法院による南京市、蘇州市、武漢市、成都市中級人民法院内に専門審判機構を設立し、一部知的財産案件を区域を跨いで管轄することに同意する旨の回答」(法[2017]2号) および「最高人民法院による杭州市、寧波市、合肥市、福州市、濟南市、青島市中級人民法院内に専門審判機構を設立し、一部知的財産案件を区域を跨いで管轄することに同意する旨の回答」(法[2017]236号)」を参照されたい。

れば、被害者は、被告人の犯罪行為によって物質的損害を受けた場合は、刑事訴訟手続において附帯民事訴訟を提起する権利を有する。知的財産権侵害刑事訴訟が行われる場合、その犯罪行為によって損害を受けた知的財産権権利者は、人民法院の通知によって、附帯民事訴訟を提起することができる⁶⁸。その際、人民法院は、刑事訴訟と附帯民事訴訟を併せて裁判する。人民法院は、刑事附帯民事訴訟事件を審理する場合は、被告人の被害者の物質的損害に対する賠償の状況を踏まえて、その改悛の態度を認定し、かつ量刑時にこれを考慮しなければならない⁶⁹。

附帯民事訴訟の審理手続は、上記民事訴訟の審理手続と同様である。なお、被害者と被告人は、附帯民事訴訟の部分に関して、和解または調停の合意を行うことができる。

知的財産権侵害第一審刑事事件を管轄する人民法院は、地方人民法院である場合が多い。第一審刑事事件を管轄する人民法院と第一審民事事件を管轄する人民法院が異なる場合、人民法院は、原則として刑事訴訟と附帯民事訴訟を併せて審理することができない。なお、一部の地方人民法院および中級人民法院では、便宜を図るために、知的財産権専門裁判庭を設立し、管轄範囲内の知的財産権に関する刑事、民事、行政事件を統一的に審理している。

4. 事例紹介

知的財産権に関する民事訴訟の事例について、2008年から、最高人民法院は、毎年、「中国法院知識産権司法保護十大事件」および「司法による知的財産権保護 50 典型事例」を公表しており、さらに、2012年から、「中国法院知的財産権司法保護十大革新性事件」を公表している。最高人民法院が公表するこれらの事件は、中国の知的財産権に関する民事訴訟の動向を把握することにとって参考になると考える。

一方、2010年11月26日、最高人民法院は、指導性判例制度を創設した。最高人民法院は、全国の法院の裁判および執行業務に対して指導的役割を有する指導性判例を確定し、統一的に公表する。下級人民法院は、指導性判例を参考する義務がある⁷⁰ため、重要度が高いといえる。現在、最高人民法院はすでに17回にわたって指導性判例を公表しており、その中には、知的財産権に関する判例もある。

⁶⁸ 「『刑事訴訟法』の適用に関する解釈」第145条によれば、附帯民事訴訟の提訴条件は、以下のとおりである。

(1) 提訴人が法定の条件に合致すること
(2) 被告人が明確であること
(3) 賠償を請求する具体的な要求並びに事実および理由があること
(4) 人民法院の附帯民事訴訟の受理範囲に該当すること

⁶⁹ 「『刑事訴訟法』の適用に関する解釈」第157条。

⁷⁰ 「判例指導業務に関する規定」第7条。

以下のとおり、最高人民法院が公表する指導性判例の中から、いくつかの判例を選択して紹介する。

事例 1 王碎永が深セン歌力思服飾股份有限公司、杭州銀泰世紀百貨有限公司を訴えた商標権侵害事件

(1) 事件の性質

商標権侵害紛争事件

(2) 事件名、争点

事件名：王碎永が深セン歌力思服飾股份有限公司、杭州銀泰世紀百貨有限公司を訴えた商標権侵害事件

争点：どのような場合に、信義誠実の原則に反し、他人の合法的権益に損害を与え、市場の正当な競争秩序を乱し、商標権を悪意により取得し、行使し、かつ他人の権利を侵害したとみなされるか。

(3) 当事者、対応機関、判決日

第一審：杭州市中級人民法院（2012）浙杭知初字第 362 号民事判決

原 告：王碎永

被 告：深セン歌力思服飾股份有限公司、杭州銀泰世紀百貨有限公司

判決日：2013 年 2 月 1 日

第二審：浙江省高級人民法院（2013）浙知終字第 222 号民事判決

上訴人：深セン歌力思服飾股份有限公司

被上訴人：王碎永、杭州銀泰世紀百貨有限公司

判決日：2013 年 6 月 7 日

再審：最高人民法院（2014）民提字第 24 号民事判決書

再審申立人：王碎永、深セン歌力思服飾股份有限公司

再審被申立人：杭州銀泰世紀百貨有限公司

判決日：2014 年 8 月 14 日

関連条文：「商標法」（2001年改正）第52条、「民事訴訟法」第13条

出典：最高人民法院指導性判例第82号

(<http://www.court.gov.cn/shenpan-xiangqing-37652.html>)

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

深セン歌力思服飾股份有限公司（以下「深セン歌力思」という）は1999年6月8日に設立された会社である。2008年12月18日、深セン歌力思はある会社から「歌力思」の商標権（1348583号、1999年12月登録、第25類被服等）を譲り受けた。当該商標権の有効期限は2019年12月27日である。また、深セン歌力思は、「ELLASSAY」の商標権（4225104号、2008年4月14日登録、第18類財布・ハンドバック等）も有している。

一方、王碎永は、2011年6月に第7925873号「歌力思」商標を登録した（第18類財布・ハンドバック等）。また、王碎永は、2004年7月7日に第4157840号「歌力思及図」商標の登録を出願した。

2011年9月以降、王碎永は、杭州、南京、上海、福州等の「ELLASSAY」専用売り場で、公証人の立会の下、「中国語ブランド名：歌力思、英語ブランド名：ELLASSAY」という文言の下げ札が付いている革製カバンを幾つか購入した。2012年3月7日、王碎永は、杭州銀泰世紀百貨有限公司（以下「杭州銀泰」という）および深セン歌力思が上記革製カバンを生産、販売する行為は王碎永が有する「歌力思」および「歌力思及図」商標権を侵害することを理由に、権利侵害行為の差止め、謝罪声明の発表、深セン歌力思による600万人民元の損害賠償、杭州銀泰による11万人民元の損害賠償、および本件訴訟費用の負担を求め、訴訟を提起した。

(b) 第一審判決

第一審法院は、次のように判示した。

1) 深セン歌力思および杭州銀泰は王碎永の商標権を侵害したか

王碎永は、第7925873号「歌力思」、第4157840号「歌力思及図」商標の権利者である。両商標権は、現在なお有効期間内にあり、「商標法」に基づいて保護を受ける。被告が販売する革製カバン（以下「本件商品」という）に使用されている「歌力思」商標は、王碎永が有する第7925873号「歌力思」商標と完全に一致しており、同一商標である。また、本件

商品に使用されている「歌力思」商標は、王碎永が有する第 4157840 号「歌力思及図」商標と類似商標を構成する。しかも、本件商品は、第 7925873 号「歌力思」商標および第 4157840 号「歌力思及図」商標の権利の範囲であるハンドバック等と同類である。被告は、王碎永から商標使用の授權を受けた旨の証拠を提出できなかつたため、被告による、上記商標の使用は、王碎永が有する商標権の侵害を構成する。

2) どのように損害賠償の金額を確定するか

王碎永は、自身が権利侵害行為によって受けた損失または原告が権利侵害行為によって得た利益に関する証拠を提出しなかつた。そのため、深セン歌力思の権利侵害行為の性質、主觀における過失の程度、本件商品の売上高、価格および知名度等に基づいて、損害賠償の金額を確定する。

以上に鑑み、第一審法院は、権利侵害行為の差止め、謝罪声明の発表および深セン歌力思による 10 万人民元の損害賠償を命じる判決を下した。

深セン歌力思は、第一審判決を不服とし、上訴した。

(c) 第二審判決

第二審法院は、権利侵害行為の存在を認め、かつ第一審判決の損賠賠償金額および謝罪声明発表の合理性を支持し、第一審判決を維持する判決を下した。

深セン歌力思は、第二審判決を不服とし、最高人民法院に再審を申し立てた。王碎永も、損害賠償金額を不服とし、最高人民法院に再審を申し立てた。

なお、王碎永の上記関係商標権の登録が争われていた別訴訟において、北京市高級人民法院は、2014 年 4 月 2 日に、当該商標は深セン歌力思の関連会社である歌力思投資管理有限公司の屋号を侵害するとして登録を認めるべきではないとする判決を下した。

(d) 再審判決

最高人民法院は、以下のように判示し、第一審、第二審判決を取り消し、王碎永の訴訟請求を全て棄却した。

1) 深セン歌力思および杭州銀泰は王碎永の商標権を侵害したか

①深セン歌力思および杭州銀泰は王碎永が有する第 4157840 号「歌力思及図」商標を侵害したか。

第 4157840 号「歌力思及図」商標が初期査定を経て公告された後、深セン歌力思の関連

会社である歌力思投資管理有限公司が異議を申し立てた。2014年4月2日、北京市高級人民法院は、(2014)高行終字第466号判決を下し、第4157840号「歌力思及図」商標は「商標法」第28条、第31条に違反し、他人の屋号を侵害するため、登録を認めるべきではないとする判決を下した。そのため、王碎永は、第4157840号「歌力思及図」商標の商標権を有していない。従って、第4157840号「歌力思及図」商標に関する訴訟請求は、これを支持しない。

②深セン歌力思および杭州銀泰の行為は王碎永が有する第7925873号「歌力思」商標を侵害したか。

市場活動に参加する者は信義誠実の原則を遵守しなければならない。まず、深セン歌力思および関連会社は、1996年から「歌力思」の屋号を使用し始め、1999年に「歌力思」商標を登録した。深セン歌力思および関連会社による長期の使用、宣伝によって、「歌力思」ブランドはすでに高い知名度を有しており、2008年には「中国で最も価値あるブランドTOP500」に選ばれ、高い知名度を有している。次に、深セン歌力思は、本件商品の販売を杭州銀泰の専用売り場で行っており、かつ専用売り場に「ELLASSAY」商標を明示し、本件商品の提供者を明確に表示している。そのため、一般消費者に本件商品が王碎永により提供されているという誤解を招くことはない。そして、深セン歌力思は、本件商品の包装および商品内の目立つ位置に「ELLASSAY」商標を明示しており、商品の下げ札に「中国語ブランド名：歌力思」という文言を使用しているだけであり、第7925873号「歌力思」商標の知名度を利用する悪意は存在しない。最後に、王碎永が深セン歌力思のブランドを知りながら、第18類財布・ハンドバック等を権利の範囲とする第7925873号「歌力思」商標を登録したことは、不当な行為である。従って、深セン歌力思および杭州銀泰による第7925873号「歌力思」商標の侵害を認めない。

2) どのように損害賠償の金額を確定するか

権利侵害行為が存在しないため、損害賠償の金額を確定する必要がない。

(5) 解説

本件では、王碎永は、第7925873号「歌力思」商標を抜け駆け登録したにもかかわらず、損害賠償を請求して、第一審、第二審ともにこれを支持した。しかし、最高人民法院は、権利の濫用を理由として、王碎永の訴訟請求を棄却した。判旨によれば、「当事者が信義誠実の原則に反し、他人の合法的権益に損害を与え、市場の正当な競争秩序を乱し、商標権を悪意により取得し、行使し、かつ他人による権利侵害を主張した場合、人民法院は、権利の濫

用を構成することを理由としてその訴訟請求を支持しない旨を判決しなければならない」とされている。

事例 2 威海嘉易烤生活家電有限公司が永康市金仕徳工貿有限公司、浙江省天猫網絡有限公司を訴えた発明特許権侵害事件

(1) 事件の性質

発明特許権侵害紛争事件

(2) 事件名、争点

事件名：威海嘉易烤生活家電有限公司が永康市金仕徳工貿有限公司、浙江省天猫網絡有限公司を訴えた発明特許権侵害事件

争点：「権利侵害責任法」第 36 条 2 項に定めるネットワークサービス提供者が通知を受けた後に講じるべき必要な措置は何か。

(3) 当事者、対応機関、判決日

第一審：浙江省金華市中級人民法院（2015）浙金知民初字第 148 号民事判決書

原 告：威海嘉易烤生活家電有限公司

被 告：永康市金仕徳工貿有限公司、浙江省天猫網絡有限公司

判決日：2015 年 8 月 12 日

第二審：浙江省高級人民法院（2015）浙知終字第 186 号民事判決書

上訴人：浙江省天猫網絡有限公司

被上訴人：威海嘉易烤生活家電有限公司、永康市金仕徳工貿有限公司

判決日：2015 年 11 月 17 日

関連条文：「権利侵害責任法」第 36 条 2 項

出典：最高人民法院指導性判例第 83 号

（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-37662.html>）

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

2009年1月16日、威海嘉易烤生活家電有限公司（以下「嘉易烤」という）は、「赤外線加熱調理装置」発明特許を出願し、2014年11月5日に特許権を付与された（特許番号：ZL200980000002.8、以下「本件特許権」という）。2015年1月29日、嘉易烤は、公証人の立会の下で、浙江省天猫綱絡有限公司（以下「天猫」という）が運営するネット通販サイト天猫綱（以下「Tmall」という）で、永康市金仕徳工貿有限公司（以下「金仕徳」という）が販売するグリルポット（以下「本件商品」という）を購入した。2月10日、嘉易烤は、Tmall 知的財産権保護プラットフォームに特許権侵害分析報告および技術特徴対照表を含む苦情申立資料を提出したが、Tmall の審査を通らなかった。5月5日、天猫は、公証人の立会の下で、Tmall で本件商品を検索したが、該当商品なしと表示された。

そこで、嘉易烤は、金仕徳が販売する本件商品が本件特許権を侵害したこと、サイト運営者である天猫が苦情申立があったのに有効な措置を取らなかったことを理由に、金仕徳による本件商品の販売停止および在庫の廃棄、天猫による本件商品の関連リンクの削除、金仕徳および天猫による 50 万人民元の損害賠償の連帯責任および本件訴訟費用の負担を求め、訴訟を提起した。

(b) 第一審判決

第一審法院は、金仕徳による本件商品の販売を発明特許権侵害行為と認定し、金仕徳に権利侵害行為の差止め、15 万人民元の損害賠償、天猫に 15 万人民元のうち 5 万人民元についての連帯責任を命じる判決を下した。

天猫は、第一審判決を不服とし、上訴した。

(c) 第二審判決

第二審法院は、以下の理由により、第一審判決を維持し、天猫の上訴を棄却した。
金仕徳による発明特許権侵害行為については、当事者間に異論がない。問題は、天猫が共同権利侵害を構成するか否かである。

「権利侵害責任法」第 36 条 2 項は、「ネットワークユーザーがネットワークサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合は、権利を侵害された者はネットワークサービス提供者に削除、非表示、アクセスの切断等の必要な措置を講じるよう通知する権利を有する。ネットワークサービス提供者は、通知を受けた後に遅滞なく必要な措置を講じなかった場

合には、損害が拡大した部分について当該ネットワークユーザーとともに連帶責任を負わなければならない。」と規定する。

本件では、ネットワークサービス提供者である天猫は、ネットワークサービス提供者として、2015年2月10日に嘉易烤から苦情申立があったことを認めている。嘉易烤の苦情申立は、「権利侵害責任法」第36条2項に定める有効な「通知」であると認められる。嘉易烤の苦情申立資料に対して、天猫は、「権利侵害分析対照表において、対象商品における貴方特許の請求項保護範囲に含まれる技術的ポイントを詳しく記載してください。画像と文章を組み合わせる方式を用いることをお勧めします。さらに、注文書の番号と双方の会員名称を提供してください。」と説明し、「不合格」の審査結果を出した。

特許権利者の苦情申立資料には、通常、権利者の身分、特許名称および特許番号、苦情申立対象商品および苦情申立対象者が記載されれば足りる。本件では、嘉易烤の苦情申立資料には、それらの要素が記載されていた。天猫は、技術特徴対照に関する資料不足を理由として機械的に回答し、嘉易烤の苦情申立を却下した。また、天猫が制定している苦情申立規則は、権利者による権利維持に対して法的拘束力を有しない。

天猫は、ネットワークサービス提供者として、苦情申立があった場合、必ずしも直ちに削除、非表示、アクセスの切断等措置を講じる必要はないが、合理、慎重の原則に従って、有効な苦情申立の通知を金仕徳に転送し、弁解説明を求めるることは、天猫が講じるべき必要な措置に該当する。天猫は、上記措置を講じなかつたために損害が拡大した部分について、金仕徳と連帶して責任を負わなければならない。第一審法院の判断は不当でない。

(5) 解説

ネットワークユーザーがネットワークサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合に、権利を侵害された者が「権利侵害責任法」に基づいてネットワークサービス提供者に対して、ネットワークサービス提供者に必要な措置を講じることを求める通知に、権利を侵害された者の身分状況、権利帰属に関する証憑、権利侵害者のネットワークアドレス、権利侵害の事実に関する初步的な証拠等の内容が含まれていれば、有効な通知といえる。ネットワークサービス提供者が制定する苦情申立処理規則は、権利者による法に基づく合法的権利の維持保護に影響を及ぼしてはならない。

「権利侵害責任法」第36条2項に定めるネットワークサービス提供者が通知を受けた後に講じるべき必要な措置には、削除、非表示、アクセスの切断が含まれるがこれに限らない。「必要な措置」は、慎重、合理の原則に従い、侵害された権利の性質、権利侵害の具体的な

状況および技術条件等を加味して総合的に確定しなければならない。

事例 3 石鴻林が泰州華仁電子資訊有限公司を訴えたコンピュータ・ソフトウェア著作権侵害紛争事件

(1) 事件の性質

コンピュータ・ソフトウェア著作権侵害紛争事件

(2) 事件名、争点

事件名：石鴻林が泰州華仁電子資訊有限公司を訴えたコンピュータ・ソフトウェア著作権侵害紛争事件

争点：被告が係争ソフトウェアのソースプログラムまたはオブジェクトプログラムの提供を拒絶し、かつ技術上の制限により、権利侵害で訴えられた製品からオブジェクトプログラムを直接読み取ることができない場合において、どのように権利侵害の事実を明らかにすらることができるか。

(3) 当事者、対応機関、判決日

第一審：江蘇省泰州市中級人民法院（2006）泰民三初字第2号民事判決書

原 告：石鴻林

被 告：泰州市華仁電子資訊有限公司

判決日：2006年12月8日

第二審：江蘇省高級人民法院（2007）蘇民三終字第18号民事判決書

上訴人：石鴻林

被上訴人：泰州市華仁電子資訊有限公司

判決日：2007年12月17日

関連条文：「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」第3条1項

出典：最高人民法院指導性判例第49号

（<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-14247.html>）

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

石鴻林は、2000年8月1日に「S型線切断工作機械シングルチップマルチプロセッサー コントローラーソフトウェア」（以下「S型ソフト」という）を開発し、2005年4月18日にソフトウェア著作権登録証を取得した。2005年12月20日、石鴻林は、公証人の立会の下、泰州市華仁電子資訊有限公司（以下「華仁電子」という）からHR-Z型コントローラーを購入した。

石鴻林は、HR-Z型コントローラーに用いられているソフトウェア（以下「係争ソフトウェア」という）がS型ソフトの著作権を侵害することを理由に、華仁電子に権利侵害行為の差止め、公開謝罪、鑑定費用の支払、経済損失10万人民元の損害賠償および公証費、訴訟代理費の負担を求め、訴訟を提起した。

石鴻林は、人民法院に対し、鑑定を申請した。しかし、華仁電子は、係争ソフトウェアのソースプログラムは営業秘密であるとして、その提供を拒絶した。華仁電子は、石鴻林が営業秘密の漏洩により生じる損害の賠償責任を負担しない限り、係争ソフトウェアのソースプログラムを提供しないと主張した。江蘇省科技諮詢センターは、係争ソフトウェアのソースプログラムがなければ正確な鑑定意見を出すことができないとの鑑定報告を出した。

(b) 第一審判決

第一審人民法院は、石鴻林が係争ソフトウェアによるS型ソフトの著作権侵害を証明できないため、石鴻林の訴訟請求を棄却するとの判決を下した。

石鴻林は、第一審判決を不服とし、上訴した。

(c) 第二審判決

第二審人民法院は、中国著作権保護センター鑑定委員会に対し、S型ソフトと係争ソフトウェアに同じ欠陥および実行の特徴があるか否かについて鑑定を依頼した。その結果、この二つのソフトウェアを実行したところ、同じ欠陥があったという鑑定結果が出された。

第二審人民法院は、以下のように判示し、第一審判決を取り消し、華仁電子に権利侵害行為の差止めおよび79,200人民元の損害賠償を命じる判決を下した。

本件では、技術上の制限により、華仁電子から係争ソフトウェアのソースプログラムが提供されない限り、石鴻林は係争ソフトウェアをS型ソフトと対照鑑定し、権利侵害の存

在を証明することができない。そのため、誠実信用の原則により、証拠が「高度の蓋然性」を形成するか否かに基づいて判断しなければならない。

鑑定意見によれば、S型ソフトと係争ソフトウェアは、同様の、実行時の欠陥および実行時の特徴を有している。また、石鴻林が提供した証拠によれば、係争ソフトウェアがインストールされた HR-Z 型コントローラーと、石鴻林が生産する HX-Z ソフトウェア（すなわち S 型ソフトウェアの改版）がインストールされた HX-Z 型コントローラーは、全体外観配置、説明書の内容が基本的に同一である。そのため、S型ソフトと係争ソフトウェアは実質的に同様であるという蓋然性が高い。華仁電子が反対証拠を提出しない以上、係争ソフトウェアは S 型ソフトと実質的に同一であり、S 型ソフトウェア著作権の侵害を認めることができる。

(5) 解説

被告が権利侵害で訴えられたソフトウェアのソースプログラムまたはオブジェクトプログラムの提供を拒絶し、かつ技術上の制限により、権利侵害で訴えられた製品からオブジェクトプログラムを直接読み取ることができない場合において、原告および被告のソフトウェアが設計上の欠陥面において基本的に同一であり、しかも、被告が正当な理由なくそのソフトウェアのソースプログラムまたはオブジェクトプログラムを直接対比するために提供することを拒絶したときは、原告による客観的立証が難しいことを考慮し、原告および被告のコンピュータ・ソフトウェアの構成は実質的に同一であると判断することができ、被告が権利侵害責任を負う。

事例 4 熊四伝、熊雅夢登録商標冒用罪事件

(1) 事件の性質

登録商標冒用罪刑事附帯民事訴訟事件

(2) 事件名、争点

事件名：熊四伝、熊雅夢登録商標冒用罪事件

争点：商標権冒用事件において、どのように犯罪所得を確定するか。

(3) 当事者、対応機関、判決日

第一審：湖北省宜昌市中級人民法院（2011）宜中知刑初字第3号

公訴人：湖北省宜昌市人民検察院

被告人：熊四伝

刑事附帯民事訴訟原告：宜昌市璜時得粘合剤開発有限公司

刑事附帯民事訴訟被告：熊四伝、熊雅夢

判決日：2011年8月11日

第二審：湖北省高級人民法院（2011）鄂知刑終字第1号

上訴人：熊四伝、熊雅夢

被上訴人：湖北省宜昌市人民検察院、宜昌市璜時得粘合剤開発有限公司

判決日：2012年1月4日

関連条文：「刑法」第213条、「商標法」（2001年改正）第56条

出典：最高人民法院2011年中国法院知的財産権司法保護50典型事件

http://zscq.court.gov.cn/bhcg/201304/t20130407_183078.html

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

宜昌市璜時得粘合剤開発有限公司（以下「璜時得公司」という）の元従業員であった熊四伝は、2007年から、息子の熊雅夢とともに、璜時得公司が有する「璜時得」商標を冒用した粘着剤を生産、販売していた。

2010年11月26日、公安機関は、熊四伝の偽物製造拠点において大量の「璜時得」商標冒用製品（鑑定価格49,140人民元）を押収した。なお、調査の結果、熊四伝が高希雲、張壘強、尚隨新、石家庄中原公司等に販売した「璜時得」商標冒用製品の売上高は計240,432人民元であった。

湖北省宜昌市人民検察院は、2011年5月31日に、登録商標冒用罪として、熊四伝に対する公訴を提起した。その後、璜時得公司は、熊四伝および熊雅夢による自社の商標権の侵害を理由に、676,683人民元の損害賠償を求め、附帯民事訴訟を提起した。

(b) 第一審判決

第一審法院は、以下のように判示した。

熊四伝の登録商標冒用罪は成立し、かつ情状が特に重い。ただし、熊四伝が生産した製品の一部は、「部品」、「化学工業部品」の名目で販売されていることから、特段の証拠がない限り、「璜時得」商標冒用製品と認定することができない。このため、湖北省宜昌市人民检察院の主張の一部は採用しない。熊四伝の犯罪所得は、289,572 人民元である。熊四伝は、犯罪行為を実施し、璜時得公司の商標専用権を侵害したため、損害賠償責任を負わなければならぬ。

以上に鑑み、熊四伝に対し、懲役 3 年、執行猶予 4 年、15 万人民元の罰金を科す刑事判決を下し、熊四伝および熊雅夢に対し、璜時得公司に対して連帶して 30 万人民元の損害賠償責任を負う旨の民事判決を下す。

熊四伝および熊雅夢は、第一審判決を不服し、上訴した。

(c) 第二審判決

第二審法院は、以下のように判示し、第一審附帯民事訴訟判決を維持し、刑事部分については、懲役 2 年、執行猶予 3 年、10 万人民元の罰金とする判決を下した。

1) どのように犯罪所得を確定するか

熊四伝が高希雲、張璽強、尚隨新に販売した製品は、「部品」、「化学工業部品」の名目で販売されており、また、高希雲、張璽強、尚隨新の証言に矛盾するところがあるため、立証責任の観点から、当該部分は犯罪所得に算入しない。

熊四伝が石家庄中原公司に販売した製品も、「部品」、「化学工業部品」の名目で販売されているが、石家庄中原公司の財務担当者の証言、入庫明細、物流会社から提供された貨物運送リストから、当該「部品」、「化学工業部品」が「璜時得」商標冒用製品であることがわかる。そのため、石家庄中原公司に販売した製品の売上高は、犯罪所得に算入する。

上記に鑑み、熊四伝の犯罪所得は、第一審で認定された 289,572 人民元ではなく、114,588 人民元である。

2) 附帯民事訴訟部分の賠償額が合理であるか

熊四伝および熊雅夢が権利侵害製品を販売することによって得た利益の金額は、刑事訴訟部分で認定された 114,588 人民元だけではない。また、璜時得公司が権利侵害行為によって受けた損害の金額も確定することができない。第一審法院が事情を斟酌し、30 万人民元の損害賠償を認定したことは、法律の規定に合致しているため、これを維持する。

(5) 解説

知的財産権刑事事件において、犯罪所得を確定するにあたっては、立証責任の観点から、十分な立証がなされていない場合、犯罪所得として認定することができない。一方、附帯民事訴訟部分についていえば、刑事訴訟部分で認定された犯罪所得は、あくまで参考にすぎない。附帯民事訴訟の原告への損害賠償額は、ほかの事情を総合的に斟酌し、確定しなければならない。

第四節 民間調停

民間調停は、知的財産権に関する紛争の解決手段の一つであるが、実務において、知的財産権をめぐる紛争に関して、直接に民事調停を申し立てて、紛争の解決を求める例は非常に少ない。これに対して、行政機関や人民法院等から民間調停により紛争を解決するようにとの説得を受けたことを契機として、各当事者が調停を申し立て、調停により知的財産権紛争が解決された事例は、多く見受けられる。その理由は、調停は各当事者の友好な関係を維持したうえ調停合意に至ることで紛争を解決するという特徴を有するが、多くの知的財産権紛争においては、侵害者が悪意で他人の知的財産権を侵害するという事例が多いため、行政機関や人民法院等の公的機関が摘発や訴訟提起等の形で介入を行わなければ、悪質な権利侵害者が調停に応じない可能性が高いためである。

また、民間調停には、主に、人民調停、商事調停および弁護士調停等が含まれる。人民調停は、人民調停委員会が人民調停法等の法令に基づき民事紛争を無料で調停する手段であり、商事調停は、仲裁機関の下に設置される調停センター等の調停機構および専門の商事調停センターが一定の費用を徴収して民事紛争を調停する手段である。弁護士調停は、弁護士や弁護士調停事務室等の機関が、中立の第三者として調停を主宰し、紛争の各当事者の協議による紛争解決に協力する手段である。

それぞれの根拠法令、調停担当機関、プロセスおよび特徴が異なっているため、以下、知的財産権紛争に係る調停を人民調停、商事調停および弁護士調停に分けて説明する。

1. 調停担当機関

(1) 人民調停

知的財産権紛争に係る人民調停を実際に担当する機関は、知的財産権紛争人民調停委員会である。

知的財産権紛争人民調停委員会は、人民法院のように体系的（基層、中級、高級、最高）に設立されるわけではなく、各地域の実際の状況に応じて設立されている（「人民調停法」第8条、「人民調停業務若干規定」（以下「業務若干規定」という）第10条）。公開情報によれば、知的財産権紛争人民調停委員会は、北京、上海、江蘇省、浙江省、福建省等の地域に設立されている。

詳細は、下表のとおりである。

地域	機構名
----	-----

北京市 ⁷¹	北京電子工業標準化技術協会知的財産権紛争人民調停委員会、中関村工業設計産業協会知的財産権紛争人民調停委員会、北京家居業界協会知的財産権紛争人民調停委員会、北京ソフトウェア・情報サービス業協会知的財産権紛争人民調停委員会、北京電源業界協会知的財産権紛争人民調停委員会および北京茶葉企業商会知的財産権紛争人民調停委員会
上海市 ⁷²	上海文化創意産業法律サービスプラットフォーム知的財産権調停センター（中国（上海）自由貿易区知的財産権調停機構）、上海生物医薬業界協会、浦東新区知的財産権人民調停委員会、浦东区知的財産権人民調停委員会および徐匯区知的財産権保護協会
江蘇省 ⁷³	省レベルの江蘇省知的財産権紛争人民調停委員会のほか、無錫市、常州市等の市レベルの知的財産権紛争人民調停委員会が設立されている。
浙江省 ⁷⁴	義烏市、温州市知的財産権紛争人民調停委員会等
福建省 ⁷⁵	泉州市知的財産権紛争人民調停委員会等

(2) 商事調停

知的財産権紛争人民調停委員会のほか、一部の仲裁機関の下に設置される調停センター等の調停機構および専門の商事調停センターも、知的財産権紛争に係る調停を受理している。

例を挙げると、仲裁機関の下に設置される調停センターとしては、北京仲裁委員会調停センター⁷⁶、深セン仲裁委員会深セン市民商事調停センター⁷⁷、鄭州仲裁委員会調停センター⁷⁸等があり、専門の商事調停機構としては、中国国際貿易促進委員会調停センター⁷⁹、上海経貿商事調停センター⁸⁰等がある。

受理範囲は、平等な主体の間の知的財産権を含む商事紛争である。具体的には、各調停センターの調停規則によれば、平等な主体である個人、法人およびその他の組織の間で生じた契約紛争およびその他の財産権紛争について、調停センターへの調停申し立てが認められるとされている。

(3) 弁護士調停

弁護士調停の機関としては、人民法院に設置される弁護士調停事務室、公共法律サービスセンターに設置される弁護士調停事務室、弁護士協会に設置される弁護士調停センターおよび弁護士事務所に設置される調停事務室等がある。

⁷¹ http://www.bj12330.com/zscq/_19/_357/_552/index.html

⁷² http://www.sipo.gov.cn/zlssbgs/dfdt/201505/t20150526_1122769.html

⁷³ http://www.sipo.gov.cn/dtxx/gn/2016/201612/t20161230_1307428.html

⁷⁴ http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/zscqfszl/sfcstdt/201603/t20160322_1253868.html

⁷⁵ http://www.fjkt.gov.cn/xxgl/gzdt/sxdt/201611/t20161110_456056.htm

⁷⁶ <http://www.bjac.org.cn/page/tj/mediation.html>

⁷⁷ <http://szac.org/mediation>

⁷⁸ <http://www.zzac.org.cn/zhongcaidiaojie/tiaojiejieshao/jieshao.html>

⁷⁹ <http://調停.cepit.org/CH/Index/index.html>

⁸⁰ http://www.scmc.org.cn/page67?article_id=80

2. 根拠法令

(1) 人民調停

人民調停は、当事者が知的財産権を巡る紛争を解決する手段の一つである。その根拠法令は、下表のとおりである。

人民調停の根拠法令である「人民調停法」は、法律レベルで人民調停制度を確立し、人民調停委員会の設立、調停手続、調停合意書等の内容を定めている。「人民調停委員会組織条例」および「業務若干規定」等の法令は、下位法令として人民調停制度を詳細に規定している。また、「人民調停合意の司法確認手続に関する若干規定」(以下「司法確認若干規定」という)は、各当事者が調停の上で署名捺印した調停合意書の効力に対する司法確認の実施手続を定めている。「人民法院における多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる深化に関する意見」(以下「人民法院改革意見」という)は、訴訟および人民調停等の多元的な紛争解決手段との間の連携および知的財産権分野の調停の強化を規定している。

なお、各地域は、知的財産権紛争に関する人民調停業務について、それぞれ規定を制定している。その一例として、上海市は、2016年に「本市における知的財産権紛争人民調停業務の展開に関する若干意見」(以下「上海調停意見」という)を公布している。

法令レベル	法令名	公布機関	発文字号	施行日
法律	「人民調停法」	全国人民代表大会常務委員会	主席令第34号	2011年1月1日
行政法規	「人民調停委員会組織条例」	国务院	国务院令第37号	1989年6月17日
部門規則	「人民調停業務若干規定」	司法部	司法部令第75号	2002年11月1日
司法解釈	「最高人民法院による訴訟と非訴訟の相互連携による矛盾紛争解決の仕組みの構築整備に関する若干意見」	最高人民法院	法発〔2009〕45号	2009年7月24日
	「人民調停合意の司法確認手続に関する若干規定」	最高人民法院	法釈〔2011〕5号	2011年3月30日
	「人民法院における多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる進化に関する意見」	最高人民法院	法発〔2016〕14号	2016年6月28日
地方の規定	「本市における知的財産権紛争人民調停業務の展開に関する若干意見」	上海市司法局、上海市知的財産権局、上海市財政局	滬司規〔2016〕4号	2016年12月20日 (有効期間5年)

(2) 商事調停

商事調停に関する根拠法令は、下表のとおりである。

法令名	公布機関・発文字号	施行日	備考
「人民法院における多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる進化に関する意見」	最高人民法院 法發〔2016〕14号	2016年6月28日	調停協会、商事仲裁機構等の機構が商事調停組織を設立し、金融、投資、技術譲渡、知的財産権等の分野で商事調停サービスを提供することを推進する。
「知的財産権紛争に係る仲裁調停試行業務の展開に関する通知」	国家知的財産権局弁公室 国知弁函協字〔2017〕122号	2017年3月9日	権利者により多くの紛争解決方法および権利保護の選択肢を提供するため、国家知的財産権局は知的財産紛争仲裁調停の試行を決定した。

(3) 弁護士調停

弁護士調停に関する根拠法令は、下表のとおりである。

具体的には、2016年、最高人民法院は、「人民法院による多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる深化に関する意見」を公布し、弁護士調停制度の構築という政策を打ち出した。2017年9月、最高人民法院と司法部が上記法令に基づき、共同で「弁護士調停の試験運用の展開に関する意見」（以下「弁護士調停意見」という）を制定した。

法令名	公布機関・発文字号	施行日	備考
「人民法院による多元的な紛争解決の仕組みの改革のさらなる深化に関する意見」	最高人民法院 法發〔2016〕14号	2016年6月28日	弁護士調停制度の構築を推し進める。弁護士が各種調停組織に加入し、調停員を担当すること、または法律事務所に弁護士調停員を設置することを支援し、弁護士の専門性、職業化という優位性を充分に發揮する。
「弁護士調停の試験運用の展開に関する意見」	司發通〔2017〕105号 最高人民法院、司法部	2017年9月30日	弁護士調停の定義、基本原則、調停場所、調停手続、司法手続との連携等の内容を規定し、北京、上海等の11の省・市で試験運用を実施する。

3. 特徴

民間調停のメリット、デメリットおよびその他の手続選択の際の考慮要素は以下のとおりである。

(1) メリット

- (a) コストが安い。
- (b) 早期に解決できる。
- (c) 判決に比べ、柔軟な解決ができる。
- (d) 和解内容を非公開とすることができる。

(e) 調停が成立しなかったからといって、特段のデメリットがある訳ではない。

(2) デメリット

(a) 侵害者が応じなければ手続が開始しないところ、侵害者が民間調停に応じない可能性がある。

(b) 調停機関等にもよるが、調停員の専門性は必ずしも高くない。

知的財産権に関して、人民調停、商事調停および弁護士調停のそれぞれの特徴は下記のとおりである。

(3) 人民調停について

(a) 費用

人民調停委員会は、民間紛争を調停する際、いかなる費用も徴収しないとされている（「人民調停法」第4条）。よって、当事者は、人民調停を利用し紛争を解決する際に、人民調停委員会に調停費用を支払う必要がない。

(b) プロセス

上表のとおり、調停一般に関する法令しか存在せず、調停のうち知的財産権紛争に関するもののみに関する手続等を定めた法令は存在しない。このため、各知的財産権人民調停委員会は、「人民調停法」等の法令に基づき、それぞれの知的財産権人民調停に関する詳細な手続を制定している。もっとも、公開情報を調査したところ、ホームページを開設している知的財産権人民調停委員会はほとんどなく、詳細な手続は公開されていない。そのため、以下、「人民調停法」等の基本法に基づき知的財産権紛争人民調停の主なプロセスをまとめた。

1) 調停手続の申立

当事者は、人民調停委員会に調停を申し立てることができる。人民調停委員会が職権で調停を行うこともできる。ただし、当事者の一方が調停を明確に拒絶した場合には、調停を行ってはならない（「人民調停法」第17条）。当事者は、口頭または書面により調停を申し立てができる（「業務若干規定」第23条）。

基層人民法院は、人民調停による解決に適した紛争については、受理する前に、当事者に対し、人民調停委員会に調停を申し立てるよう告げができる（「人民調停法」第18条）。また、「調停試行通知」および「人民法院改革意見」は、知的財産権に関する訴訟を立

件する前に人民調停により紛争を解決すること奨励し、訴訟と人民調停の連携を制度化することを積極的に推進している。実務上、基層人民法院は、知的財産権に関する訴訟を立件する前に、当事者に対し、人民調停委員会に調停を申し立てるよう説得する事例が多く見受けられる。

2) 申立に対する確認

人民調停委員会は、当事者による調停の申立について確認を行い、当該人民調停委員会が当該紛争に対して管轄権を有すること等の訴訟条件を満たす場合には、直ちにこれを受理しなければならず、受理した紛争を登録しなければならない。当該申し立てが訴訟条件を満たさない場合には、法に従い人民法院に訴訟を提起し、または関連機関に処理を要請するよう、当事者に告知しなければならない（「業務若干規定」第24条）。

3) 調停員の選任、指定

当事者は、1人または数人の人民調停員を選任することができる。人民調停員は、必要に応じて、当事者の同意を得た後、専門知識や経験を有する者または団体に調停への参加を要請することができる（「人民調停法」第19条）。また、当事者は、調停員の忌避を求める権利を有する（「業務若干規定」第25条）。

「人民調停法」および「業務若干規定」では、人民調停員は、人民調停委員会の委員および人民調停委員会が招聘した者が担当し、公正かつ品行方正で、一定の政策レベルおよび法律知識を備えた者でなければならないと定められている。人民調停員が一方当事者に加勢した場合、またまたは財物等を求めた場合、人民調停委員会は当該調停員に対して是正を命じ、これを罷免し、または解任することができる。調停員の就任条件や合法的に職責を履行するための規則等については、法律法規のほか、各知的財産権紛争調停委員会もそれぞれの内部規則を備えている。

4) 調停

① 調停合意の場合

調停合意に達した場合には、調停合意書を作成し、当事者の基本的状況、紛争の主要事実、紛争事項および各当事者の責任並びに当事者が調停合意に達した内容、履行の方式および期限を記載しなければならない（「人民調停法」第28条、第29条）。調停合意書は、各当事者が署名し、印章または指印を押捺し、人民調停員が署名し、かつ人民調停委員会の印章を

押捺した日に発効する（「人民調停法」第29条）。

② 調停不調の場合

人民調停員は、調停不調の場合には、調停を終了しなければならず、かつ関連法令の規定に従い当事者に法により仲裁、行政、司法等の手段を通じて自己の権利を維持保護できることを告知しなければならない（「人民調停法」第26条）。

(c) 平均的な所要期間

「業務若干規定」第33条によれば、人民調停委員会は、一般的に1か月以内に調停を終了するものとされている。

ただし、一部の地域においては、一定の条件の下、上記の調停期間が延長されている。例えば、上海市の「本市における知的財産権紛争人民調停業務の展開に関する若干意見」によれば、受理日から1か月以内に調停を終了しなければならないが、各当事者の同意を得た場合は、さらに1か月延長することができるとされている。

(d) 必要とされる準備・書類

上記の人民調停に関する法律法規は、人民調停を申し立てる際に提出すべき書類を規定しておらず、「上海調停意見」も申立登記表以外の書類に言及していない。ただし、「業務若干規定」第26条は、調停前に、関連する事実、請求、理由等を確認し、調停の準備を整えると規定している。このため、関連証拠等の書類を提出する必要がある。

(e) 対応機関

対応機関は、前述の各知的財産権人民調停委員会である。

人民調停委員会が管轄権を有する紛争の範囲について、「人民調停法」に規定はないが、「業務若干規定」は、調停できる紛争の範囲を公民の間および公民と法人またはその他の社会組織の間で生じた民事権利義務に係る各種の紛争と定めている（「業務若干規定」第20条）。ただし、専門機関しか管轄できないと法律法規で定められている紛争または調停による解決が法律法規で禁止されている紛争、人民法院またはその他の行政機関がすでに受理し、または解決した紛争については、人民調停委員会は、これを受理しない。また、地域管轄については、同規定によれば、当事者所在地または紛争発生地の人民調停委員会は、紛争に関する調停を受理するとされている（「業務若干規定」第21条）。

知的財産権紛争人民調停委員会が設立された各地域においては、知的財産権紛争に係る

調停の管轄範囲がさらに詳しく規定されている。上海市を例に挙げると、「上海調停意見」は、知的財産権紛争人民調停委員会が受理する紛争は、平等な主体である公民、法人およびその他の組織の間で生じた知的財産権の権益紛争および知的財産権契約紛争としている。また、当事者は、自由意思により紛争発生地、当事者所在地または双方当事者が合意した地域の知的財産権紛争人民調停委員会に調停を申し立てることができる。

(f) 件数の統計などに基づく傾向分析

近年、各地の知的財産権紛争人民調停委員会の設立に伴い、知的財産権紛争の人民調停の案件も増えている。ただし、知的財産権紛争人民調停の件数については、全国での統計データがなく、一部の地域の調停件数に関する情報が報道されているにとどまる。

北京市を例に挙げると、2015年6月から2016年年末まで、各知的財産権紛争人民調停委員会が受理した調停案件は、575件であり、調停が成立した件数は、231件である。その調停成立割合は、40%に達している⁸¹。また、浙江省司法局によれば、義烏市知的財産権紛争人民調停委員会は、2015年7月に設立されてからの半年間で、397件の調停を受理し、このうちの188件の調停が成立したことである⁸²。

知的財産権紛争人民調停委員会の設立は、直近二、三年間のことであるため、統計データが少なく、利用件数等のデータの推移も不明である。ただし、上記のデータから見ると、知的財産権紛争人民調停委員会が設立されてから、人民調停による知的財産権紛争の解決を求める事例が急速に増加していることが明らかである。また、人民調停を通じて、合意に至り、紛争が解決された事例の割合が高いことも判明した。

(g) 決定事項の法的拘束力

人民調停委員会の調停を経て達した調停合意は、法的拘束力を持ち、当事者は合意した内容のとおりにそれぞれの義務を履行しなければならない。人民調停委員会は、調停合意の履行状況について監督を行い、当事者が合意した義務を履行するよう督促しなければならない（「人民調停法」第31条）。

また、当事者は、必要があると判断した場合、調停合意の効力について共同で人民法院に司法確認を申請することができる。一方の当事者が人民法院により有効と確認された調停合意の履行を拒絶し、または完全には履行しない場合、相手方当事者は、人民法院に強制執行を申し立てができる（「人民調停法」第33条）。

⁸¹ http://www.bj148.org/zhenfa/zfzfdt/201701/t20170109_1287618.html

⁸² http://www.zjsft.gov.cn/art/2015/12/29/art_7_61762.html

(h) 秘密性

人民調停委員会は、必要に応じて公開で紛争を調停することができるが、当事者のプライバシー、営業秘密に係る紛争である場合、または当事者が公開調停に反対する場合はこの限りではない（「業務若干規定」第29条）。このため、当事者の反対があれば、一般の知的財産権紛争でも公開せずに調停することができる。

また、関連法令には調停合意書の公開に関する規定がないため、判決書のようにインターネットで公開されることはない。当事者以外の第三者は、公開情報から当事者間の調停合意の内容を入手することはできない。

(i) 実務上の留意点

前述のとおり、調停のうち知的財産権紛争に関するもののみに関する手続等を定めた法令は存在しないため、各知的財産権人民調停委員会は、「人民調停法」等の法令に基づき、それぞれ知的財産権人民調停に関する詳細な手続を制定している。実際に人民調停を申し立てる際には、申立を予定している人民調停委員会における提出書類や手続等の詳細を予め確認する必要がある。

人民調停委員会の調停を経て調停合意に達した後、当事者の間で調停合意の履行または調停合意の内容について紛争が生じた場合には、当事者は、人民法院に訴訟を提起することができる。このほか、プロセスの部分で述べたとおり、調停合意の発効の日から30日以内に共同で人民法院に司法確認を申請することもできる。司法確認を受けた調停合意を当事者が履行しない場合、人民法院に強制執行を申し立てることができるため、この制度をうまく利用すれば、自分の権利を守ることができる。

また、「人民調停法」によれば、当事者の一方が調停を明確に拒絶した場合には、調停してはならないとされている。即ち、人民調停は、仲裁や訴訟と異なり、当事者のいずれかが調停に応じない場合は行うことができない。このため、紛争が生じた後、一方の当事者が人民調停による解決を望んでも、他方の同意がなければ調停を開始できないことにご留意されたい。

(j) その他の留意点

「人民調停法」等の法令は、人民調停員は公正かつ一定の法律知識を備えていなければならぬと規定している。また、各知的財産権紛争人民調停委員会も、調停員を招聘するにあ

たって一定の資格条件を設けている。ただし、知的財産権に巡る紛争については、調停員に高度な知的財産権に関する法律知識および豊富な実務経験がないと、対応が難しいことが懸念される。事実関係が簡単で、高い専門知識が必要でない一部の商標および著作権に関する紛争は、人民調停を利用することができるが、特許に関する紛争は、人民調停に適さない可能性がある。

また、法令上、不正行為があった場合の罷免または解任に関する規定は設けられているが、不正行為に対する処罰規定はない。人民調停員が一方当事者に加勢したり、財物等を求めたりする行為に対し、厳しい処罰が規定されていないため、一方の当事者の利益が損なわれる可能性が十分ある。このため、人民調停員を選任する時は、人民調停員の評判等について調査する必要がある。

(4) 商事調停について

(a) 費用

仲裁機関の下に設置される調停センターによる調停は、有料である。調停費用は、調停センターによって異なるが、係争金額の一定の割合により徴収することが一般的である。

北京仲裁委員会調停センターを例にとると、500 人民元の事件登録費用のほか、1,000 人民元から数万人民元の日常管理費および 6,500 人民元から数万人民元の調停員報酬が徴収される。調停で解決できない場合は、最大 2,500 人民元の日常管理費用は返還されるが、事件登録費用と調停員報酬は返還されない。

(b) プロセス

人民調停と異なり、商事調停の手続を定めた法令はない。ただし、商事調停は、本質的には人民調停と同様であり、各調停センターの調停手続の構造は、人民調停の手續と類似している。また、各調停センターの調停規則に定められている調停手続には大きな違いがないため、以下、北京仲裁委員会調停センター、深セン仲裁委員会深セン市民商事調停センター、鄭州仲裁委員会調停センターの調停規則に定められている調停手続の共通点をまとめて説明した上で、北京仲裁委員会調停センターの調停規則を具体例として紹介する。

1) 申立および受理

調停は、当事者自由意思の原則に従わなければならない。調停合意がある場合、当事者は、調停センターに調停を申し立てることができる。調停合意がない場合において、一方の当事者が調停を申し立てたときは、調停センターは、他方の当事者の同意を得て、調停を受理す

る。

2) 費用の納付

各調停センターが開示している費用表に基づき、調停費用を納付する必要がある。一部の調停センターでは、調停費用のほか、登録費用を徴収している。

3) 相手方当事者への通知

調停センターは、各当事者に調停通知、調停規則および調停員名簿を送付する。当事者は、これを受領した日から 10 日以内に、調停に同意するか否かを明記した書面意見、答弁の書面意見、関連証拠およびその他の関連資料を提出する必要がある。

各当事者が調停に同意した場合、調停手続が進むことになる。所定の期限内に調停に同意する旨を表明しなかった場合は、調停を拒否したものとみなされる。

北京仲裁委員会調停センターの場合、相手方当事者は、調停通知を受領した日から 10 日以内に、調停に同意するか否かの書面意見、申立人の調停請求に対する書面意見、身分証明文書およびその他の証拠資料等を提出しなければならない。

4) 調停員の選任

調停は、一人の調停員で行うが、当事者に別途約定のある場合はこの限りでない。各当事者は、調停通知を受領した日から一定の期間内に（調停センターによって異なる）調停員を選任する。当事者が共同で調停員を選任できない場合は、調停センターが調停員を指定する。なお、一定の状況で、調停員の変更を申請することもできる。

北京仲裁委員会調停センターの場合、当事者の調停申立を受けた後、各当事者に調停員名簿を送付する。当事者は、当該名簿の中から調停員を選任することができ、それ以外の者を選任することもできる。当事者に別途約定がない限り、一名の調停員により調停を行う。調停通知を受領した日から 15 日以内に共同で一名の調停員を選任しなければならず、さもなければ、調停に同意しないものとみなされる。

5) 調停

調停員は、状況に応じて適切な方式で調停を行うことができ、当事者と個別または共同で面談したり、専門家の意見を求めたり、書面または口頭で解決方案の提出を求めたりすることもできる。

北京仲裁委員会調停センターの調停規則によれば、当事者は、代理人に委託して調停に参加することができる。なお、北京仲裁委員会調停センターの調停員は、当事者との面会による調停、資料や書面意見の補充提出、当事者による紛争解決案の提出、当事者の同意を得た後の専門家意見または鑑定意見の要求、紛争解決意見およびアドバイスの提出等の方式を、

単独でまたまたは同時に利用して調停することができる。

6) 調停の終了

当事者が和解協議を締結した場合、調停により解決できない場合、調停終了の申請があつた場合または調停期限が満了した場合は、調停手続を終了する。

当事者が調停を経て合意に達した場合、和解協議を締結する。

(c) 平均的な所要期間

一般的には、当事者は調停期限を定めることができ、調停員が当事者の同意を得て必要な調停期限を確定することもできる。そうでない場合は、調停員は、選任または指定された日から 30 日以内に調停を完了しなければならない。ただし、当事者が延長に同意する場合はこの限りではない。

北京仲裁委員会調停センターの調停規則も、上記と同様の内容を規定している。ただし、上海経済商事調停センターの場合は、調停期限は 2 か月とされており、重大案件については延長することができるが、調停期限が 6 か月を超えてはならないとされている。

(d) 必要とされる準備・書類

調停を申し立てる際に提出する資料は、調停センターによって異なるが、一般的には、調停申立書、関連証拠およびその他の関連資料を提出する必要がある。

北京仲裁委員会調停センターの場合は、調停請求および紛争事実を明記した調停申立書、身分証明文書並びにその他の証拠資料および書類が必要とされている。

(e) 対応機関

対応機関は、前述の仲裁機関の下に設置される調停センター等の調停機構および専門の商事調停センターである。

(f) 件数の統計などに基づく傾向分析

各調停機関のホームページおよびその他の公開情報につき調査したが、公開されている知的財産権紛争に関する商事調停のデータは、見当たらない。

(g) 決定事項の法的拘束力

当事者の間において拘束力がある。仲裁委員会に仲裁を申し立てて、和解協議に基づき調停書または裁定書の作成を求めることができる。

北京仲裁委員会調停センターの調停規則も上記と同様の内容を規定している。なお、当事者は、当事者または調停員の調停における陳述、意見、アドバイスおよび書面材料等を、調停後の仲裁、訴訟およびその他の手続において請求、答弁として使用してはならないとされている。

(h) 秘密性

当事者に別段の約定がある場合を除き、調停は、非公開で行われる。各当事者、調停員、調停に参加する者は、調停に関する事項について守秘義務を負う。

北京仲裁委員会調停センターの調停規則によれば、調停は原則として非公開で行い、調停において記録は作成しないとされている。調停員、当事者、証人、専門家、センターのスタッフおよびその他の調停に参加した者は、調停に関する事項について守秘義務を負う。

(i) 実務上の留意点

商事調停機構は、知的財産権紛争を中心として調停を行うわけではなく、知的財産権以外の投資、金融、不動産、契約等の一般的な商事紛争を大量に扱っている。このため、知的財産権紛争人民調停委員会のような知的財産権紛争の調停を専門的に扱う調停機構に比べると、専門性がある程度欠けていることにご留意されたい。

また、人民調停と違って、商事調停を利用するにあたっては調停費用を支払わなければならない。案件登録費用のほかに、係争金額によって一定の割合で調停費用が決まっているのが一般的である。紛争の大きさによって、数千人民元から数万人民元の調停費用がかかる可能性がある。また、専門家の意見や鑑定意見を求める場合は、その費用も分担する必要がある。

なお、商事調停に関しても、人民調停と同様に、紛争相手の同意を得ないと調停をすることができない。

(j) その他の留意点

前記 2. (2) で述べたとおり、知的財産権紛争の商事調停に関する法令は、人民調停と比べると、根拠法令の数が少なく、かつ法令の効力レベルも高くない。このため、知的財産権

紛争に係る商事調停は、主に各調停機関の調停規則に従い行なわれることになる。従って、商事調停を申し立てる際に、申し立てる予定の調停機関の調停規則を事前に確認する必要がある。

(5) 弁護士調停について

弁護士調停制度は始まったばかりであるため、各調停機関の調停手続、調停費用、調停期間等の詳細に関する規定は、まだ公布されていない。また、「弁護士調停意見」は、弁護士調停制度の構造を抽象的に規定したものであり、詳細なルールは規定していない。以下、「弁護士調停意見」に規定されている内容をまとめて説明する。

(a) 弁護士調停の定義

弁護士調停とは、弁護士、法により成立された弁護士調停事務室または弁護士調停センターが、中立の第三者として調停を主宰し、紛争の各当事者が自由意思に基づく協議により合意に達し、紛争を解決することに協力する活動を指す。

(b) 弁護士調停の機関

試験運用地域の公共法律サービスセンター、弁護士協会および法律事務所は、弁護士調停事務室、調停センター等を設立することができる。また、試験運用地域の人民法院は、当該法院の訴訟サービスセンター、訴訟調停連携センター等に弁護士調停事務室を設置することができる。人民法院は、本章第二節の（三）に紹介する訴訟前調停および第四節に紹介する訴訟中調停において、弁護士調停制度を利用することが考えられる。

(c) 弁護士調停の受理範囲

弁護士調停機関は、婚姻関係、身分関係の確認事件および事件の性質により調停することができないその他の事件を除き、各類型の民商事紛争、刑事事件の民事紛争部分を受理することができる。

(d) 弁護士調停の費用

「弁護士調停意見」によれば、法律事務所に設立される調停事務室は、一定の調停費用を徴収することができ、各地域は、現地の状況に基づき調停費用の徴収基準を定めるものとされている。ただし、その他の機関に設立される調停事務室や調停センターが当事者から調停

費用を徴収できるか否かは、規定されておらず、その調停の経費は政府サービス調達のルートで解決するとのみ規定されている。

(e) 司法手続との連携

弁護士調停手続では、調停合意の効力について司法確認を求めることができるほか、調停合意に金銭給付義務が含まれる場合は、債権者が「民事訴訟法」の規定に従い人民法院に支払命令を申し立てることもできる。

なお、訴訟において、当事者が和解合意を締結し、訴えを取り下げた場合、人民法院は訴訟費を徴収しない。調停によって当事者が調停合意を締結した場合は、人民法院は訴訟費を半分に減額する。

4. 事例紹介

上記「3.特徴」の部分で述べたとおり、知的財産権紛争の調停は非公開で行われ、その調停合意も公開されないため、公開情報から知的財産権紛争調停事例を入手することは困難である。知的財産権紛争の調停事例の概要を簡単に紹介している書籍があるので、以下、その一部を取り上げて紹介する。

事例 1

- (1) 申立人：統一（上海）保健品商貿有限公司（以下「申立人」という）
- (2) 被申立人：某電子商取引プラットフォームの運営会社（以下「被申立人」という）
- (3) 対応機関：上海文化創意産業法律サービスプラットフォーム知的財産権調停センター（中国（上海）自由貿易区知的財産権調停機構）（以下「調停センター」という）
- (4) 調停合意締結日：不明
- (5) 出典：国家知的財産権局ホームページの記事：
http://www.sipo.gov.cn/wqyz/dsj/201408/t20140815_996152.html
- (6) 事件の概要

申立人は、とある商標（以下「本件商標」という）の中国大陸での独占使用権者である。申立人は、被申立人がその運営している電子商取引プラットフォームで本件商標が表示されている製品を大量に販売していることを発見した。申立人の独占使用している商標が被申立人に無断で使用されている。申立人は、被申立人と交渉を試みたが、解決できなかつたため、上海市浦東区人民法院自由貿易区法廷に訴訟を提起し、被申立人に対して権利侵害行為の停止、損害賠償、影響の除去を請求した。

上海市浦東区人民法院自由貿易区法廷は、本件の事実状況を踏まえて、これを受理せずに調停センターに移管した。調停センターは、その調停規則に従い調停を行つた。1か月未満の調停を経て、双方当事者は、被申立人が申立人に対して16万人民元を賠償することで合意した。これにより、調停が成立し、当事者間の紛争も解決された。

(7) 解説

実務上、人民法院は、知的財産権に関する訴訟を立件する前に人民調停により解決することを奨励している。本件は、人民法院が、事件を受理する前に、当事者に対して人民調停委員会に調停を申し立てるよう告げ、知的財産権紛争人民調停委員会に移管した事例である。

本件は商標権侵害紛争事件であり、その事実関係が複雑ではないため、1ヶ月以内に調停が成立した。仮に人民法院で訴訟を行つた場合は、かなりの時間および訴訟費用等がかかつたはずである。紛争を迅速に解決できる人民調停の手段を利用することは、双方当事者に望ましい選択肢であったといえる。

事例2

(1) 申立人：広東省惠州市の某アパレル会社（以下「申立人」という）

(2) 被申立人：広東省広州市の個人事業者である徐氏（以下「被申立人」という）

(3) 対応機関：広東省版権保護連合会版権紛争人民調停委員会

(4) 調停合意締結日：2017年8月31日

(5) 出典：http://www.gdcopyright.org.cn/hnews_view.aspx?n_id=445

(6) 事件の概要

2017年4月、申立人は、申立人が著作権を有する五つの図案を使用した製品が広東省广州市の衣料品卸売市場で販売されていることを発見した。2017年5月25日、申立人は、これらの図案を美術的著作物として広東省版権局で登録を受けた。

2017年6月22日、申立人は、広東省版権保護連合会版権紛争人民調停委員会に対し、個人事業者である被申立人が無断で申立人の図案を使用した製品を販売し、申立人の著作権を侵害したとして、調停を申し立てた。

調停員は、双方当事者の主張を聴取し、関連証拠に基づき当該製品に使用されている図案の比較および鑑定をした上で、被申立人が申立人の著作権を侵害したと認定した。被申立人も当該権利侵害事実を認めたが、賠償金額について意見が一致しなかった。調停員は、本件の事実関係、双方利益の得失、調停の役割等を説明し、賠償金額について再考するよう促した。

2017年8月31日、調停員は、双方当事者を招集し、調停を再開した。第二回の調停において、双方当事者は、賠償金額について合意し、調停合意を締結した。また、被申立人は、権利侵害行為をやめ、二度と行わないことを約束し、その場で賠償金を支払った。

(7) 解説

本件は、当事者が自ら人民調停を申し立てた事件であり、被申立人が権利侵害行為を認めしており、争点は賠償金の金額のみであったため、人民調停に相応しい紛争であったといえる。人民調停は、一般的には1か月以内に終了するものとされているが、一部の地域では、当事者の同意を得た場合、さらに1か月間延長することができるとしている。本件の調停には2か月程度かかったが、鑑定等の手続もあったため、合理的な期間であったといえる。

事例 3

(1) 申立人：某アニメ制作会社（以下「申立人」という）

(2) 被申立人：某テレビ局（以下「被申立人」という）

(3) 対応機関：広東省版権保護連合会版権紛争人民調停委員会

(4) 調停合意締結日：2015年12月10日

(5) 出典：http://www.chinaxwcb.com/2015-12/24/content_331520.htm

(6) 事件の概要

2015年10月28日、申立人は、被申立人が無断で申立人のアニメ作品を使用したことについて、広州市版権紛争人民調停委員会に調停を申し立てた。翌日、調停委員会は、被申立人に人民調停通知書を送付し、かつ連絡を取った。

同年11月、調停員は、10回以上の電話、電子メールのやりとりを通じて、双方当事者の間で権利証明や賠償金額等の問題について調停を行った。2015年12月10日、双方当事者が調停員の提案を受け入れて譲歩したため、調停が成立した。ただし、調停合意内容は公表されていない。

(7) 解説

本件も当事者が自ら人民調停を申し立てた事件である。人民調停の手段を利用することによって、著作権を侵害された申立人は、費用をかけることなく自らの権利を守ることができ、権利侵害行為を行った被申立人は、自社のイメージが傷つくのを避けることができた。

第五節 仲裁（仲裁中調停を含む）

中国各仲裁機関の統計データからみれば、受理された知的財産権に関する仲裁事件は主にライセンス契約等に係る契約紛争であり、知的財産権侵害紛争に関する仲裁事件は少ない。実務において、知的財産権仲裁事件の受理範囲が契約紛争に限られている仲裁機関もある。

1. 関連機関

中国の総合的仲裁機関には、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）⁸³、北京仲裁委員会（BAC/BIAC）、上海国際仲裁センター（SHIAC）⁸⁴、深セン国際仲裁院（SCIA）等がある。具体例として、中国国際経済貿易仲裁委員会と上海国際仲裁センターの関連情報を以下とおりまとめた。

機関名	紹介
中国国際経済貿易仲裁委員会（「CIETAC」）	CIETAC は、中国における主な常設商事仲裁機関の一つである。本部は北京に所在し、深セン、上海、天津などに分会、香港に香港仲裁センターが開設されている。 CIETAC およびその分会・仲裁センターは統一的な枠組みの下にある仲裁機関であり、同じ「仲裁規則」および「仲裁人名簿」が適用される。
上海国際仲裁センター（「SHIAC」）	SHIAC（旧「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」）は、1988 年に設立され、現在 553 名の仲裁人を有する。受理案件の範囲は、国際貿易のほか、貨物運輸、知的財産、金融などに関する紛争に及ぶ。

総合的仲裁機関以外に、上海、廈門、広州、武漢などの都市に知的財産権紛争の専門仲裁機関が設立されることがある。具体例として、上海知的財産権仲裁院⁸⁵の関連情報を以下とおりまとめた。

機関名	紹介
上海知的財産権仲裁院	上海知的財産権仲裁院は、2008 年 10 月 29 日に設立された、知的財産権に関する紛争の仲裁を行う専門的機関である。受理案件の範囲は、フランチャイズ契約、技術サービス契約、技術開発契約、技術譲渡契約、技術コンサルティング契約、版権契約、出版契約、特許実施許諾契約およびその他の知的財産権に関する契約紛争である。

⁸³ <http://www.cietac.org/>

⁸⁴ <http://www.cietac-sh.org/SHIAC/index.aspx>

⁸⁵ <http://zscq.accsh.org/>

2. 根拠法令

法令名	公布機関	公布日	施行日	関連条文
「仲裁法」 (原文「仲裁法」)	全国人民代表大会常務委員会	2009年8月27日 ⁸⁶	同日	全文
「『外国仲裁判断の承認および執行に関する条約』の加入に関する決定」 (原文：关于我国加入《承认及执行外国仲裁裁决公约》的决定)	全国人民代表大会常務委員会	1986年12月2日	同日	全文
各仲裁機関の仲裁規則	—	—	—	—

3. 特徴

仲裁（仲裁中調停を含む）のメリット、デメリットおよびその他の手続選択の際の考慮要素は以下のとおりである。

(1) メリット

- (a) 仲裁機関にもよるが、専門性を備えた仲裁員を選択でき、相対的に公平な解決が期待できる。
- (b) 手続、裁決の内容は原則として非公開である。
- (c) 紛争を終局的に解決できる。

(2) デメリット

- (a) 仲裁合意がなければ手続が開始しない。
- (b) 仲裁手続費用がかかる。
- (c) 仲裁裁決までに一定期間が必要となる。
- (d) 仲裁取消の訴訟提起により、最終的解決までに時間がかかるケースがある。

(3) 他の手続選択の際の考慮要素

仲裁合意を含む契約を締結した当事者間で、知的財産権侵害に関する紛争が生じた場合、交渉により、解決できなければ、仲裁により、解決することとなる。

(4) 費用

(a) 仲裁

仲裁機関により費用は異なる。一般的には、仲裁費用は受理費用と審理費用を合計して計算される。前述の主な仲裁機関の費用を以下にまとめた。

⁸⁶ 2017年9月1日付改正された「仲裁法」について、2018年1月1日から施行する。

仲裁機関	費用
CIETAC ⁸⁷	国内仲裁か涉外仲裁かによって仲裁費用の計算方法は異なる。 国内仲裁の場合、費用は案件受理費用（最低 100 元）と審理費用（紛争金額によって計算し、最低 6,000 元）を合計して計算する。 涉外仲裁の場合、費用は案件受理費用（10,000 元）と審理費用（紛争金額によって計算し、最低 10,000 元）を合計して計算し、最低 2 万元である。
SHIAC ⁸⁸	国内仲裁か涉外仲裁かによって仲裁費用の計算方法は異なる。 国内仲裁の場合、費用は案件受理費用（最低 100 元）と審理費用（紛争金額によって計算し、最低 1,250 元）を合計して計算する。 涉外仲裁の場合、費用は案件受理費用（10,000 元）と審理費用（紛争金額によって計算し、最低 10,000 元）を合計して計算し、最低 2 万元である。
上海知的財産権仲裁院 ⁸⁹	国内仲裁と涉外仲裁を区別せずに、費用は立件費用（紛争金額によって計算し、最低 100 元）と仲裁費用（紛争金額によって計算し、最低 1000 元）を合計して計算する。

また、仲裁費用は原則として敗訴側当事者が負担する。当事者が一部勝訴、一部敗訴の場合、仲裁廷が各当事者の責任の重さに基づき各自が負担すべき仲裁費用の比率を確定する。当事者が自ら和解し、またまたは仲裁廷の調停により事件を終結させた場合、当事者が協議して各自負担する仲裁費用の比率を確定することができる（「仲裁委員会仲裁費用徴収規則」第 9 条）。

(b) 仲裁中調停

仲裁中調停の費用の減額や免除等に関する規定はなく、当事者間の費用負担について規定されているのみである。

また、各仲裁機関が提示している仲裁費用においても、仲裁中調停の場合の費用について直接言及しているものは見当たらない。基本的には、仲裁手続の費用に準ずると考えられる。ただし、SHIAC が提供している「中国（上海）自由貿易試験区仲裁規則」第 51 条は、仲裁中調停における和解に達した場合、当事者は、仲裁請求を取り下げ、またまたは仲裁廷に対して、和解協議書の内容に基づき判断書の作成を求めることができると規定している。案件を取り下げた場合、「SHIAC 案件取下げに係る費用返還に関する暫定規定」により、状況に応じて、仲裁費用の 1/5 を超えない限度で、仲裁費用が返還されることがある（第 1 条 3 号）。また、北京調停委員会においても、同様の規定が置かれており、調停により合意に達した場合、またまたは仲裁請求を取り下げた場合、場合に応じて、仲裁処理費用の 1/3 を超えない限度で、仲裁費用の返還があると規定されている（「北京仲裁委員会仲裁規則」第 42 条 2 号、「仲裁費返還基準」第 3 条）。ただし、調停書を作成した場合の費用減免、返還等に関する規定はない。

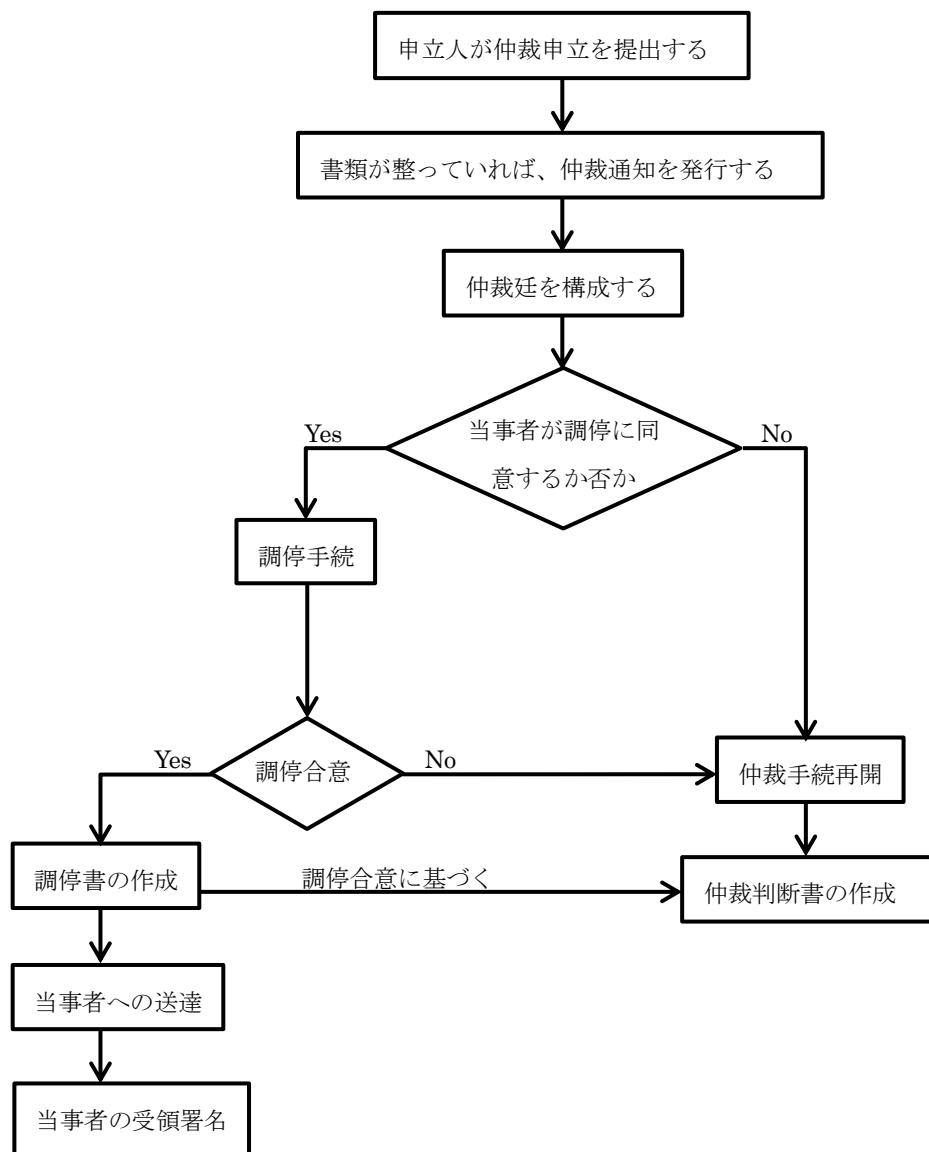
⁸⁷ <http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=121>

⁸⁸ http://www.cietac-sh.org/SHIAC/arbitrate_fee.aspx

⁸⁹ <http://zscq.accsh.org/index.php?m=content&c=index&a=lists&catid=30&menu=7-30->

(5) プロセス

知的財産権に関する仲裁プロセスは一般的な仲裁と特に違いはない。大まかなプロセスは以下のとおりである。



(a) 仲裁の申立

当事者が仲裁を申し立てる場合には、仲裁申立書を提出する必要がある。仲裁申立書には、以下の事項を明記する必要がある。

- 1) 申立人および被申立人の名称および住所
- 2) 仲裁申立の根拠となる仲裁合意

3) 事件の内容および紛争の要点

4) 申立人の仲裁請求

5) 仲裁請求の根拠となる事実および理由

また、仲裁申立書を提出する場合には、申立人の請求の根拠となる証拠資料およびその他の証明文書を添付する。

(b) 仲裁費用の予納

仲裁委員会が制定する仲裁費用表の規定に従って、仲裁費用を予納する。

(c) 受理

仲裁委員会は、紛争が発生する前または紛争が発生した後に当事者が締結した、紛争を仲裁委員会による仲裁に付託する旨の仲裁合意および当事者の一方の書面による申立に従って、事件を受理する。

仲裁委員会仲裁人は、申立人の仲裁申立書およびその付属文書を受領した後、審査を経て、仲裁申立の手続に不備がないと認めた場合、仲裁通知、仲裁委員会の仲裁規則および仲裁人名簿を双方当事者に送付する。

審査を経て、仲裁申立の手續に不備があると認めた場合、申立人に一定の期限内に補正するよう要求することができる。

(d) 答弁および反対請求

被申立人は、仲裁通知を受領した後、所定の期間内に答弁状を提出しなければならない。被申立人が答弁状を提出しない場合も、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。答弁状には以下の事項を明記する必要がある。

1) 被申立人の名称および住所

2) 仲裁申立書に対する答弁およびその根拠となる事実および理由

3) 答弁の根拠となる証拠資料およびその他の証明文書

(e) 仲裁廷の構成

各仲裁機関の規則に基づき、仲裁人を選任または指定し、仲裁廷を構成する。

(f) 調停

仲裁廷を構成した後、双方の当事者に調停の意思がある場合、または当事者の一方に調停の意思があり、かつ仲裁廷を通じて他方の当事者の同意を得た場合、仲裁廷は、仲裁手続進行中において、事件について調停を行うことができる。

調停を行う過程において、当事者の一方が調停を終了させる旨を申し出た場合、または調停を続けても和解成立の可能性がないと仲裁廷が認めた場合、仲裁廷は調停を終了しなけ

ればならない。

調停により合意に達した場合には、仲裁廷は、調停書を作成し、または合意の結果に基づき判断書を作成しなければならない。

調停が不成立の場合、仲裁廷は、仲裁手続を継続し、かつ、仲裁判断を下さなければならぬ。

(g) 審理

当事者に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、適当であると認める方式に従い、事件を審理することができる。原則的に、仲裁廷は事件審理を非公開で行う。

(h) 捷証および証拠に対する質疑

当事者は、その申立、答弁および反対請求につき、根拠となる事実について証拠を提出し、かかる事実を証明しなければならない。また、その主張、弁論および抗弁の要点につき、根拠を提出しなければならず、当事者は証拠に対する質疑をすることができる。

(i) 仲裁判断、履行

仲裁機関によって、プロセスが異なる可能性がある。例えば、CIETAC の「仲裁規則」には簡易手続に関する規定があり、当事者に別段の約定がある場合を除き、紛争金額が 500 万人民元を超えない場合、または紛争金額が 500 万元を超える事件であっても、当事者の一方が書面により申立をし、かつ他方の当事者の書面による同意を得た場合、または双方の当事者が簡易手続を適用すると約定している場合は、簡易手続を適用することができる。

(6) 平均的な所要期間

各仲裁機関の仲裁規則により、所要時間は異なる。一般的に、仲裁廷が構成された日から 6 ヶ月以内に判断が下される⁹⁰。

(7) 必要とされる準備・書類

通常、当事者の仲裁申立は、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない（「仲裁法」第 21 条）。

(a) 仲裁合意があること

(b) 具体的な仲裁の請求および事実、理由があること

(c) 仲裁委員会の受理範囲に属していること

また、必要書類として、当事者は、仲裁を申し立てるにあたり、仲裁委員会に仲裁合意、

⁹⁰ CIETAC <http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=2>
SHIAC http://www.cietac-sh.org/upload_files/file/2016/20160228220537_5047.pdf

仲裁申立書および副本を提出しなければならない（「仲裁法」第 21 条）。

なお、具体的な書類および書式については、仲裁を申し立てる前に、仲裁機関に確認する必要があることが留意されたい。

(8) 対応機関

仲裁関連機関の部分を参照されたい。

(9) 件数の統計などに基づく傾向分析

(a) 仲裁

「中国国際商事仲裁年度報告（2016）」⁹¹によれば、2016 年、中国の 251 の仲裁委員会は 208,545 件の案件を受理した。2015 年に比べ 71,612 件の増加であり、増加率は 52% である。案件の目的額総額は 4,695 億元であり、2015 年より 583 億元増加し、増加率は 14% である。また、2016 年に、中国の 62 の仲裁委員会は、外国、香港、澳門、台湾地区に関する 3,141 件の涉外案件を受理した。これは受理案件の 1.5% を占め、2015 年とほぼ同じである。

しかし、知的財産権に関する仲裁案件の受理件数はそれほど増えてはいない。SHIAC の公開に資料によれば⁹²、2008 から 2012 年まで、SHIAC は技術譲渡、商標、著作権、ソフトウェア等知的財産権に関する案件を受理したが、これは総数の 3.94% である。

なお、北京仲裁委員会⁹³における知的財産権に関する案件の受理案件に占める比率は下表のとおりである。

	知的財産権に関する案件の 受理件数	受理案件に占める比率
2016 年	47 件	1.56%
2015 年	26 件	0.88%
2014 年	43 件	2.11%

上海知的財産権仲裁院の公開資料によれば、2014 年、当該仲裁院は 117 件の知的財産権に関する案件を受理した。ただし、2015 年以降の新しいデータは公開されていない。

以上のデータから見れば、総合性仲裁機関、知的財産権の専門仲裁機関が受理した知的財産権に関する案件はまだ少ないことがわかる。

⁹¹ <http://www.cietac.org/Uploads/201710/59df3824b2849.pdf>

⁹² <http://www.cietac-sh.org/SHIAC/aboutus.aspx?page=5>

⁹³ <http://www.bjac.org.cn/>

(b) 仲裁中調停

CIETAC は 2015 年から中国国際商事仲裁年度レポートを公表している。2015 年に全国の 244 の仲裁機関において受理された仲裁案件は 136,924 件である。そのうち、調停または和解により終結した案件は 56,659 件であり、全体の 41% を占める。同じく 2014 年の 74,200 件、65% の調停率と比べ、件数は 17,541 件減り、調停による終結率は 24% 下落した⁹⁴。一方、2016 年、全国 251 の仲裁機関において受理された商事仲裁案件は 208,545 件に上り、そのうち、調停または和解の方式で解決した案件は 121,527 件であり、受理案件総数の 58% を占める。2015 年と比較し、件数は 64,868 件増加した。仲裁案件の調停・和解率は、訴訟中調停の比率よりは低いものの、40% 台から 60% 台を保っており、半数近くの仲裁案件は、仲裁中調停により解決されていることがわかる。

(10) 決定事項の法的拘束力

仲裁の判断書は、発せられた日から法律上の効力を生じるので、当事者は、判断を履行しなければならない。一方の当事者が履行しない場合には、他方の当事者は、民事訴訟法の関連規定に従い人民法院に執行を申し立てることができる。申立を受けた人民法院は、これを執行しなければならない（「仲裁法」第 57 条、第 62 条）。

また、仲裁において、調停により合意に達した場合には、仲裁庭は、調停書を作成し、または合意の結果に基づき判断書を作成しなければならない。調停書と判断書は、同等の法律上の効力を有する（「仲裁法」第 51 条 2 項）。

なお、中国と日本の間に、裁判所の判決の相互承認が存在せず、かつ判決の承認および執行に関する条約等もないため、現段階で、日本の裁判所の判決について中国で承認および執行を受けることは難しいと考えられる。これに対して、中国は、1987 年に「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」（「ニューヨーク条約」）に加盟しており、日本も同条約の加盟国であるため、条約に規定される承認執行拒否事由がなく、その他の手続上の要件を満たす限り、日本の仲裁機関の仲裁判断は、中国で承認、執行可能である。

(11) 秘密性

仲裁は、非公開で行う。当事者が公開する旨を合意した場合には、公開して行うことができるものとする。ただし、国家秘密に関わる場合についてはこの限りではない（「仲裁法」

⁹⁴ 2015 中国国際商事仲裁年度レポート 9-10 頁
<http://www.cietac.org/Uploads/201612/58678e45783ae.pdf>

第40条)従って、人民法院による裁判と比べると、仲裁機関による仲裁の秘密性が非常に高いと言える。

(12) 実務上の留意点

CIETAC 規則(2015年)第47条9号に、調停が成立しなかった場合、いずれの当事者もその後の仲裁手続、司法手続およびその他の手続の中で、相手方当事者または仲裁廷が調停において述べた意見、観点、陳述または同意もしくは否定を表す意見若しくは主張を引用し、その請求、答弁、反対請求の根拠としてはならないとの規定が置かれている。従って、基本的に仲裁中調停が行われ、不成立の場合においても、その後の仲裁判断には影響しないと考えられるが、法律および各仲裁機関の仲裁規則には、仲裁中調停を行う仲裁人とその後の仲裁判断を下す仲裁人が異なる仲裁人でなければならないとの規定がないため、調停中の当事者の主張、認めた事実、提出した妥協案等が、仲裁人の心証に影響することは否定できない。従って、仲裁中調停の際に、自らの主張の整合性について慎重に検討しながら進める必要がある。

(13) その他の留意点

前述したとおり、知的財産権に関する仲裁は主に契約紛争であり、権利侵害に関する紛争は少ない。各国の知的財産権に関する紛争について、仲裁できる範囲はそれぞれに異なる。中国の法律においては、当該問題について明確な規定がなく、理論上も議論がある。仲裁機関の受理状況からは、その慎重な姿勢が見て取れる。例えば、2014年から2016年までにCIETACの受理した知的財産権に関する案件のうち、契約紛争案件は87.5%を占める。特に、上海知的財産権仲裁院の案件受理範囲は知的財産権に関する契約紛争に限られているので、要注意である。

4. 事例紹介

前述のとおり、法により仲裁は原則的に非公開であるため、公開情報から知的財産権紛争に関する仲裁の判断書等を入手するのはほぼできない。ここでは、報道または関連文章で公開された事例について以下のとおりまとめた。

事例 1

(1) 事件の性質

著作権の権利帰属に関する紛争

(2) 事件名、争点

事件名：オランダ Talpa 社と星空伝媒有限責任公司、夢響強音文化伝播（上海）有限公司の著作権帰属に関する紛争

争点：「中国好声音」（番組名）の著作権がオランダ Talpa 社に属するか否か。

(3) 当事者、対応機関、判決日

仲裁機関：香港国際仲裁センター

申立人：Talpa 社

被申立人：星空伝媒有限責任公司、夢響強音文化伝播（上海）有限公司

判断日：2017年2月27日

出典：<http://finance.qq.com/a/20170301/052788.htm>

<http://finance.sina.com.cn/roll/2017-03-31/doc-ifycwunr8294837.shtml>

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

オランダの Talpa 社は、「the voice of..」というオーディション番組の著作権者である。2012年から、Talpa 社の中国著作権代理会社(IPCN)は番組の制作権を星空伝媒に授権し、星空伝媒は中国語の番組名を「中国好声音」として番組を制作し、2012年から2015年まで、4シーズンの「中国好声音」を浙江チャンネルで放送した。その後、Talpa 社と星空伝媒との間のライセンス契約は終了し、Tapla 社は、唐德影视股份有限公司に対して、6,000万ドルの価額で5年間の「中国好声音」に関するライセンスを付与した。

しかし、星空伝媒は「中国好声音」という中国語の番組名を所有すると主張し、引き続き「2016 中国好声音」の名称で番組を準備していたため、Talpa 社は香港国際仲裁センターに仲裁を提起し、「the voice of China」の中国語、英語、ピンイン名称の帰属の確認を請求した。

(b) 仲裁判断

2017年2月28日、香港国際仲裁センターは、Talpa 社が「中国好声音」の名称権を含め全ての知的財産権を有すると判断した。

(5) 解説

訴訟より、仲裁はより早く紛争を解決できるメリットがあり、かつ、仲裁の国際的承認および執行可能性を考慮した上、当事者は、国際ライセンス契約等を締結する際に、仲裁を紛争解決条項として約束するのは得策であると考えられる。

事例 2

(1) 事件の性質

商標権の権利帰属に関する紛争

(2) 事件名、争点

事件名：DANONE グループと娃哈哈グループの商標権譲渡に関する紛争

争点：DANONE グループと娃哈哈グループの間の「商標権譲渡契約」は有効であるか否か。

(3) 当事者、対応機関、判決日

仲裁機関：ストックホルム商会仲裁院

申立人：DANONE グループ

被申立人：娃哈哈グループ

判断日：2009 年 9 月 30 日

出典：<http://www.ftchinese.com/story/001029618>

<http://www.cnhubei.com/xwzt/2012/hgwlij2012/tltp/201203/t2020564.shtml>

(4) 事件の概要

1996 年、DANONE グループと娃哈哈グループは「合弁経営契約」を締結し、合弁会社を設立した。「合弁経営契約」において、紛争解決方法はストックホルム商会仲裁院における仲裁とする旨を取り決めた。1999 年、両当事者の間で「娃哈哈」商標を合弁会社に譲渡する合意を締結した。商標譲渡契約の紛争解決方法は CIETAC における仲裁である。譲渡に合意はしたもの、中国の政策上の原因により商標所有権の譲渡を完了できなかった。両当事者は新しい契約を締結し、国家商標局の審査認可を取得する前においても、合弁会社は「娃哈哈」商標の独占的使用権を有する旨を取り決めた。しかし、2005 年から、DANONE グループの調査によれば、合弁会社の同意を経ずに、娃哈哈グループは「娃哈哈」商標を 87 社以上の会社に対して使用を許諾した。

その後、DANONE グループは娃哈哈グループが「娃哈哈」商標を合弁会社に譲渡し、権利帰属を明確にすることを要求したが、娃哈哈グループは、商標譲渡契約が商標局に認可されなかつたため、商標を譲渡する義務を有しないと主張した。

DANONE グループは、ストックホルム商会仲裁院に仲裁を提起し、娃哈哈グループの董事長である宗慶後の守秘義務に対する処罰違反および「娃哈哈」商標の譲渡等を請求した。

2009 年 9 月 30 日、両当事者は和解合意を約束し、当事者間の全ての法的手続も終了した。

(5) 解説

本件の両当事者は、世界中 10 件以上の訴訟または仲裁を提起し、当時、大きな注目を集めていた。本件仲裁の場合、ストックホルム商会仲裁院の仲裁判断の直前、両当事者は和解協議を達成した結果から見れば、相手方との交渉手段として、仲裁の提出が当事者の紛争解決に役に立つ可能性もあると考えられる。】

事例 3

(1) 事件の性質

特許権の権利侵害に関する紛争

(2) 事件名、争点

事件名：広州威爾曼藥業公司（以下「申立人」という）と上海新先鋒藥業有限公司（以下「被申立人」という）の特許権侵害に関する紛争

争点：上海新先鋒藥業有限公司は広州威爾曼藥業公司の薬である「脈舒」に対する特許権を侵害するか否か。

(3) 当事者、対応機関、判決日

仲裁機関：CIETAC

申立人：広州威爾曼藥業公司

被申立人：上海新先鋒藥業有限公司

判断日：2009 年 4 月

出典：<http://finance.sina.com.cn/chanjing/b/20090409/10106081707.shtml>

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

2006年、申立人と被申立人の間で「特許実施許諾合作契約」が締結され、申立人は、8,000万元のライセンス料で被申立人に対し、ある抗生物質の生産について特許を使用許諾した。しかし、一年後になっても、被申立人は規定のとおりライセンス費を支払わず、被申立人が申立人の他社に対する同類製品の使用許諾を妨害したとして、申立人は被申立人に対する使用許諾を中止した。使用許諾が中止された後も、被申立人は関連製品を生産し、申立人は当該仲裁を提起した。

(b) 仲裁判断

CIETACは、被申立人は申立人に2年目の470万元のライセンス料を支払え、被申立人による抗生物質の生産および販売は停止せよと判断した。

(5) 解説

本件の仲裁判断において、仲裁廷は470万元のライセンス料の支払いを認定した。実務において、仲裁を通じて、高額な経済的損失の賠償を請求することができた例である。

第六節 ドメインネームに関する紛争

一、ドメインネーム紛争解決手続

他の知的財産権侵害事件と比べると、ドメインネームの登録または使用に起因する紛争については、一般的な紛争解決手段以外に、ドメインネーム紛争解決手続を提起することができる。ドメインネームの種類に応じて、①ICANN⁹⁵に認定された gTLD (generic top-level domain、例えば、.com, .org, .net)、および②中国のドメインネーム（「.CN」、「.中国」、「.公司」、「.網絡」⁹⁶）に関する紛争のそれぞれについて、異なる機関が対応している。

この二種類のドメインネーム紛争解決手続には共通点が多いが、区別があるところに留意する必要がある。

⁹⁵ Internet Corporation for Assigned Names and Numbers、アイキヤンはインターネットの名前空間に関するいくつかのデータベース（と識別子）の維持管理と方法論の調整、ひいてはネットワークの安定的かつ安全な運用の確保に責任を負う非営利団体である。<https://en.wikipedia.org/wiki/ICANN>

⁹⁶ ドメインネーム紛争解決規則 第2条

1. 関連機関

(1) gTLDについて

ICANNに承認された紛争解決サービスプロバイダのリストは以下のとおりである⁹⁷。

紛争解決機関	概要
世界知的所有権機関 ⁹⁸ (以下「WIPO」という)	裁定: http://www.wipo.int/amc/en/domains/decisions.html 補則: http://www.wipo.int/amc/en/domains/rules/
アジアドメインネーム紛争解決センター ⁹⁹ (以下「ADNDRC」という)	2002年、香港国際仲裁センター(HKIAC)およびCIETACがADNDRCを共同設立した。 現在、ADNDRCは、香港および北京のほか、韓国のソウルおよびマレーシアのクアラルンプールにも事務所を設立している。 裁定: https://www.adndrc.org/mten/UDRP_Decisions.php?st=3 補則: https://www.adndrc.org/hk_supplemental_rules.html
全米仲裁協議会 ¹⁰⁰	裁定: http://domains.調停 forum.com/decision.aspx 補則: http://domains. 調停 forum.com/users/icann/resources/UDRP%20Supplemental%20Rules%20ef f%20March%201%202010.pdf
インターネット上の紛争に関するCzech Arbitration Courtの仲裁センター ¹⁰¹	裁定: http://udrp.調停.eu/調停/decisions/index.php 補則: http://udrp.調停.eu/arbitration_platform/udrp_supplemental_rules.php

以下では、中国においてドメインネームに関する紛争でよく利用される WIPO と ADNDRC について説明する。

(2) 中国ドメインネームについて

中国インターネット情報センターに認可された紛争解決機関¹⁰²が正規な中国ドメインネーム紛争解決機関である。

例えば、中国国際経済貿易仲裁委員会ドメインネーム紛争解決センター(以下「ネット上紛争解決センター」という)は、中国語のドメインネーム(例えば、「.中国」)および.cnドメインネームに関する紛争を受理し、香港国際仲裁センター(以下「HKIAC」という)は、.cnドメインネームに関する紛争を受理する¹⁰³。

⁹⁷ <https://www.icann.org/resources/pages/providers-2012-02-25-ja>

⁹⁸ <http://www.wipo.int/amc/en/domains/>

⁹⁹ <https://www.adndrc.org/mten/index.php>

¹⁰⁰ <http://www.調停 forum.com/domains>

¹⁰¹ <http://udrp.調停.eu/index.php>

¹⁰² 中国インターネット情報センターによる国家トップレベルドメイン紛争解決規則 第3条

¹⁰³ 司徒立新とデータ情報サービス有限公司のドメインネーム紛争案に対する評論および分析

https://hk.lexiscn.com/law/content_case_analysis.php?case_id=34675&eng=0&keyword=5Z%2Bf5ZCN

2. 根拠法令

(1) gTLDについて

法令名	公布機関	公布日	施行日	関連条文
「統一ドメインネームの紛争解決ポリシーの規則」(以下「手続規則」という) ¹⁰⁴	ICANN 理事会	2013年9月28日	同日	全文
「統一ドメインネームの紛争解決ポリシー」(以下「ポリシー」という) ¹⁰⁵	ICANN	1999年10月24日	同日	全文
「WIPO の補則」	WIPO	2015年7月31日	同日	全文

(2) 中国ドメインネームについて

法令名	公布機関	公布日	施行日	関連条文
「ドメインネーム紛争解決規則」 ¹⁰⁶ (以下「解決規則」という)(原文「中国互联网络信息中心域名争议解决办法」)	中国インターネット情報センター	-	2014年11月21日	全文
「ドメインネーム紛争解決規則手続規則」 ¹⁰⁷ (以下「手続規則」という)(原文「中国互联网络信息中心域名争议解决办法程序规则」)	中国インターネット情報センター	-	2014年11月21日	全文

3. 特徴

ドメインネーム紛争解決手続のメリット、デメリットおよびその他の手続選択の際の考慮要素は以下のとおりである。

(1) メリット

(a) ドメインネームに関する紛争を解決する専門の機関の場合、専門性が高く、迅速な解決が期待できる。

(b) 費用は比較的安い。

(2) デメリット

ドメインネームに関する専門の機関の場合、原則として、ドメインネームの使用、帰属に関する紛争の解決を目的としており、損害賠償の点は判断しない。

⁵Luy6KOBLOWfn%2BWQjSzku7Loo4E%3D&t_kw=5Z%2Bf5ZCN5Luy6KOBLOWfn%2BWQjSzku7Loo4E%3D&crid=f383bc58-13f3-4560-8afe-d1d1a7d37029&prid=16498a51-fdb8-f1d7-9a67-b42dbad76909

¹⁰⁴ <https://www.icann.org/resources/pages/udrp-rules-2015-03-12-ja>

¹⁰⁵ <https://www.icann.org/resources/pages/policy-2012-02-25-ja>

¹⁰⁶ http://www.cnnic.cn/ggfw/fwzxgzcfg/2012/201409/t20140909_48927.htm

¹⁰⁷ http://www.cnnic.cn/ggfw/fwzxgzcfg/2012/201409/t20140909_48928.htm

(3) 他の手続選択の際の考慮要素

- (a) ドメインネームに関する一定の紛争は、上記の諸手続の他、ドメインネームに関する紛争を解決する専門の機関において、解決することができる。
- (b) ただし、これらの専門の機関では、民事損害賠償に関する紛争は判断しないことが原則となっている。

(4) 費用

紛争解決機関、パネルの人数、紛争対象のドメインネームの数により、費用は異なる。

(a) gTLDについて

1) WIPO

申請書に含まれるドメインネームの数	費用（米ドル）	
	一人パネル	三人パネル
1 個から 5 個まで	1,500	4,000
6 個から 10 個まで	2,000	5,000
10 個以上	WIPO の紛争解決および調停センターと協議する	

2) ADNDRC

申請書に含まれるドメインネームの数	費用（米ドル）	
	一人パネル	三人パネル
1 個、2 個	1,300	2,800
3 個から 5 個まで	1,600	3,300
6 個から 9 個まで	1,900	3,800
10 個以上	ADNDRC と協議する	

(b) 中国ドメインネームについて

1) CIETAC¹⁰⁸

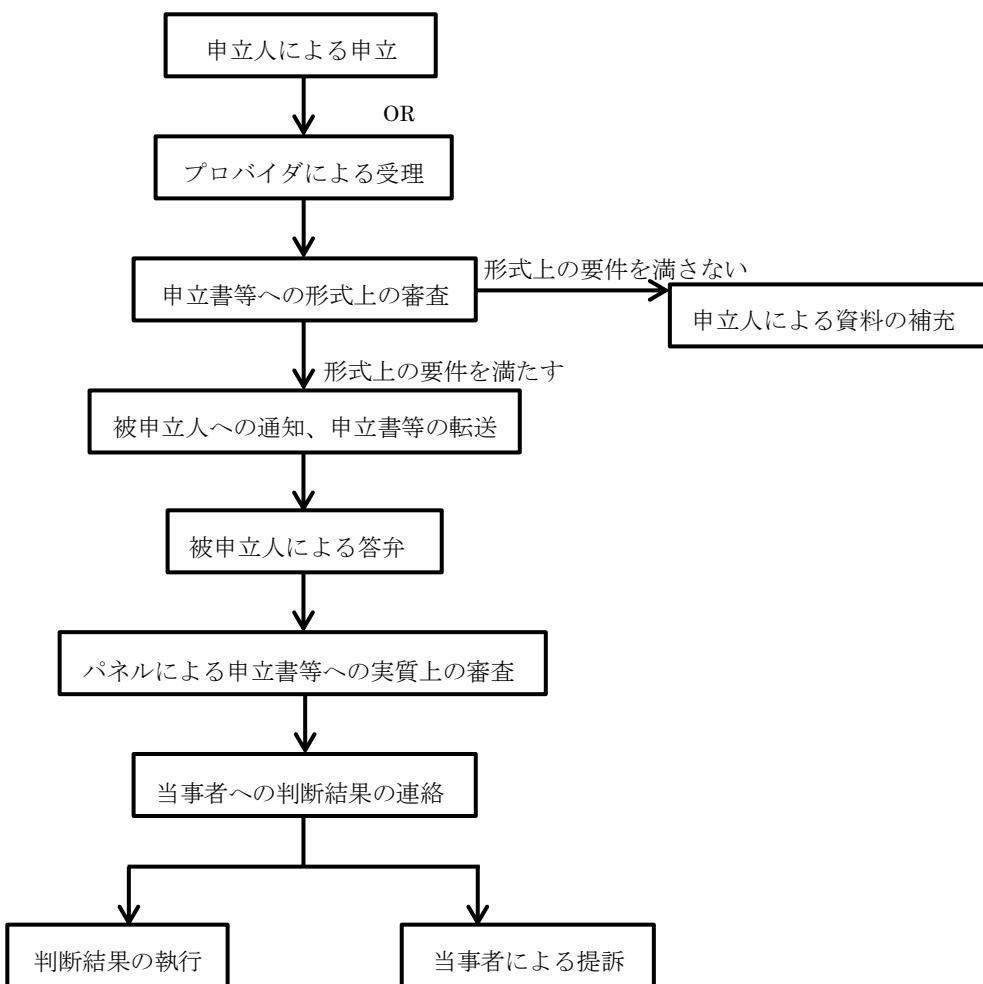
申請書に含まれるドメインネームの数	仲裁費用（人民元）	
	一人パネル	三人パネル
1 個	8,000	14,000
2 個から 5 個まで	12,000	20,000
6 個から 10 個まで	16,000	24,000
10 個以上	仲裁機関と協議する	

¹⁰⁸ <http://dndrc.cietac.org/cietac>

2) HKIAC¹⁰⁹

申請書に含まれる ドメインネームの数	仲裁費用 (人民元)	
	一人パネル	三人パネル
1 個	8,000	14,000
2 個から 5 個まで	12,000	20,000
6 個から 10 個まで	16,000	24,000
10 個以上	仲裁機関と協議する	

(5) プロセス



¹⁰⁹ <http://www.hkiac.org/ip-and-domain-name/domain-dispute-resolution/domain-name-dispute-resolution-services/cndrp#fee>

ドメインネーム紛争解決手続のプロセスはおおよそ以下のとおりである。

(a) 紛争解決の申立

個人または組織は、ポリシーおよび手続規則に基づき、ICANN の承認を受けたプロバイダに申立書を提出することで、紛争解決手続を提起できる。

(b) 申立書の通知

プロバイダは、検証要求をレジストラに提出する。検証要求には、ドメインネームのロック要求も含まれる。プロバイダの検証要求を受領してから 2 日（営業日）以内に、レジストラは、検証要求で要求された情報を提供し、ドメインネームのロックが適用されていることを確認する。

(c) 答弁

紛争解決手続開始日から 20 日以内に、相手方（被申立人）はプロバイダに答弁書を提出する。

(d) パネルの指名

(e) パネルによる裁定

特別な事情がなければ、パネルは、④による指名があった日から 14 日以内に、申立に対する裁定を紛争解決機関に送付する。3 名構成のパネルの場合は、多数決により裁定を下す。パネルは文書により裁定を下し、その文書には、裁定の理由、裁定日、パネリストの氏名を記載する。

(f) 当事者への裁定結果の連絡

パネルから裁定を受領した日から 3 営業日以内に、プロバイダは、裁定の全文を各当事者、関係するレジストラ、および ICANN に連絡しなければならない。本案件に関与しているレジストラは、プロバイダから裁定を受領してから 3 営業日以内に、ポリシーに従い、裁定を実施する日付を各当事者、プロバイダ、および ICANN に伝達する。

パネルが別段の決定をする場合を除き（ポリシーの第 4 節(i)を参照）、プロバイダは、裁定の全文と裁定日を Web サイトに公開する。いかなる場合であっても、申立が悪意によるものだという裁定が下されたときには（手続規則の第 15 節(e)を参照）、その裁定部分を公表しなければならない。

(g) 人民法院による手続の効果

申立の対象であるドメインネームに関する紛争について、紛争解決手続の前または期間中に何らかの法的手続または仲裁が開始された場合、パネルは、その紛争解決手続を一時停止、終結、あるいは続行するかどうかを自身の裁量により決定する。

(6) 平均的な所要期間

パネルは、指名があった日から 14 日以内に、申立に対する裁定をプロバイダに送付する。WIPO と ADNDRC の公開情報によれば、ドメインネームに関する紛争解決手続は一般的に、申立書を受理してから 60 日以内に完了可能である¹¹⁰。

ネット上紛争解決センターのホームページでの情報¹¹¹によれば、一般的に、申立書がネット上紛争解決センターに提出された日から関連当事者が仲裁判断を受ける日までの行政手続に要する期間は、60 日以内である。

(7) 必要とされる準備・書類

(a) 申請書（答弁書）

紛争解決機関により申立書およびその書式は異なるため、各機関に確認する必要がある。

(b) 関連証拠

申立人が、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の情況を証明できれば適用対象となる（「ポリシー」第 4 条）。

1) 被申立人のドメインネームが、申立人が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または混同を引き起こすほどに類似していること。

これを証明するため、申立書の根拠となる商標またはサービスマークを指定する。また、それぞれのマークに、マークが使われている商品またはサービス（もしあれば）を記述する（申立人は、申立書提出時に、将来そのマークを使う意図がある他の商品およびサービスを、別に記述することもできる）¹¹²。

また、係争ドメインネームについて、相手方（ドメインネーム所有者）には権利または正当な利益がないと考える理由も説明しなければならない。この点について、悪意の登録かつ使用であることの証拠および申立書に対する反論に際し、申立人がそのドメインネームについての権利および正当な利益を有していることの側面について議論する必要がある。具体的には、①被申立人が、この紛争についての通知を受ける前に、善意による商品またはサービスの提供を行うために、そのドメインネームまたはこれに対応する名称を使用していたとき、またはその使用準備をしていたことを立証可能であること、②被申立人が、その商標権を保有していないくとも、そのドメインネームの名称で一般に知られていたこと、または

¹¹⁰ WIPO <http://www.wipo.int/amc/en/domains/guide/index.html#>
ADNDRC https://www.adndrc.org/mten/udrp_chart.php

¹¹¹ <http://dndrc.cietac.org/cietac>

¹¹² 手続規則第 3 条(b)項(viii)号

③被申立人によるそのドメインネームの使用が、消費者の誤認に乗じて商業的利益を得るためにあるいは問題とされている商標を汚し貶めるような意図で使用されているのではなく、正当な非商業的使用または公正な使用であること、について議論する必要がある。

2) 被申立人が、そのドメインネームについての権利または正当な利益を有しないこと。

ドメインネーム紛争解決手続例からみれば、被申立人が関連商標等の権利を有しないこと、申立人が自分の権利を被申立人に授権していないこと、当該ドメインネームを使用していないこと、当該ドメインネームを通じて知名度を取得していないこと等を証明すれば、被申立人が、そのドメインネームについての権利または正当な利益を有しない証拠になる。

3) 被申立人のドメインネームが悪意により登録かつ使用されていること。

パネルが、被申立人のドメインネームが悪意により登録かつ使用されている事実の存在の有無を認定するに際し、特に次のような事情があるとき（ただしこれらに限定されない）には、それらは悪意によるドメインネームの登録かつ使用であることの証拠となる。

- ・ 被申立人が、ドメインネーム登録を、商標権者である申立人またはその申立人の競業者に、そのドメインネームの取得に直接要した書面化されている支払い金額を超えた有価約因のために、販売、貸与または移転することを主たる目的として、そのドメインネームを登録または取得しているとき。
- ・ 商標権者がドメインネームとして使用できないよう妨害するために、被申立人がそのドメインネームを登録し、そのような妨害行為がパターン化しているとき。
- ・ 被申立人が、競合者の事業を妨害することを主たる目的として、ドメインネームを登録しているとき。
- ・ そのドメインネームの使用により、被申立人が商業的利益を得る目的のために、そのウェブサイトもしくはオンラインロケーションの、またはそれらに登場する製品・サービスの、出所（ソース）・スポンサーシップ・取引提携関係・推奨について、申立人の標章との混同のおそれを生じさせることにより、インターネットのユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに意図的に引き寄せるために、使用しているとき。

(8) 対応機関

前述1の「関連機関」を参照されたい。

(9) 件数の統計などに基づく傾向分析

WIPOにおいて公開された統計データ¹¹³によれば、中国と日本の当事者と関連する案件数は以下のとおりである。

	受理件数	申立人の国籍が 中国	被申立人の國 籍が中国	申立人の国籍が 日本	被申立人の国籍が 日本
2017年 ¹¹⁴	2,477	15	386	20	18
2016年	3,036	14	473	15	41
2015年	2,754	17	412	17	42
2014年	2,634	17	406	23	32

WIPO の紛争解決および調停センター（ドメインネームに関する紛争を含む）事務所が編纂した書類によれば¹¹⁵、1999 年 12 月以来、WIPO 紛争解決および調停センターは 38,000 件を上回る案件を取り扱った。UDRP は明らかに悪意に該当する案件にしか適用できないが¹¹⁶、当該データから見れば、商標権利者のドメインネーム紛争解決手続に対する需要が大きいことがわかる。

また、ADNDRC の 2014 年度レポート¹¹⁷によれば、2014 年、ADNDRC は 246 件のドメインネーム紛争を受理した。そのうち、226 件は UDRP ドメインネームに関する紛争である。ただし、2014 年以降の新しい情報は公開されていない。

	ADNDRC 香港事務所	ADNDRC 北京事務所
2016 年	117	gTLD に関するデータはない
2015 年	148	
2014 年	121	

ネット上紛争解決センターの統計データによれば、近年公表された中国のドメインネームに関する紛争の仲裁判断の件数は以下のとおりである。

2017 年	32 件 (2017 年 10 月 27 日まで)
2016 年	63 件
2015 年	64 件

¹¹³ <http://www.wipo.int/amc/en/domains/statistics/>

¹¹⁴ 2017 年 10 月 25 日まで

¹¹⁵ http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=377837

¹¹⁶ ポリシー第 4 条 b、手続規則第 15 条

¹¹⁷ https://www.adndrc.org/divmodule/img/event_pdf/ADNDRC_Annual_Report_2014.pdf

同じく、HKIACにおいて公開されたデータ¹¹⁸では以下のとおりである。

2016年	52件
2015年	59件

WIPO および ADNDRC の受理件数と比較すると、中国ドメインネームに関する紛争解決手続の利用件数はそれほど多くないことがわかる。

(10) 決定事項の法的拘束力

パネルから裁定を受領した後、プロバイダは、裁定の全文を各当事者、関係するレジストラおよび ICANN に連絡しなければならない。当該案件に関与しているレジストラは、裁定を実施する日付を各当事者、プロバイダおよび ICANN に伝達しなければならない（「手続規則」第 16 条）。

ただし、ドメインネームに関する紛争について、紛争解決手続の前または期間中に何らかの法的手続が開始された場合、パネルは、その紛争解決手続を一時停止、終結、あるいは続行するかどうかを自身の裁量により決定する。また、ドメインネーム紛争解決手続の開始前または終結後に、いずれの当事者も、法的手続きを開始することができる（「手続規則」第 18 条）。

同じように、中国ドメインネーム紛争解決手続について、ドメインネーム紛争解決機構の下した判断が、人民法院または仲裁機関のすでに法的効力を生じた判決に抵触する場合は、ドメインネーム紛争解決機構の判断は人民法院または仲裁機関の法的効力を生じている判決に従うものとする（「ドメインネーム紛争解決規則」第 15 条）。

(11) 秘密性

ドメインネーム紛争解決手続は、オンラインまたはメールで資料を提出し、パネルは資料に基づき審理し、審理過程は公開されない。ただし、パネルが別段の決定をする場合を除き、プロバイダは、裁定の全文と裁定日を自らの Web サイトに公開する。

また、ドメインネーム紛争解決手続を開始した後、全ての資料は相手方に送達しなければならないので、ドメインネーム紛争解決手続に利用される資料には、営業秘密等に関わらないことが留意されたい。

¹¹⁸ <http://www.hkiac.org/zh-hans/ip-and-domain-name/domain-dispute-resolution/statistics>

(12) 実務上の留意点

中国ドメインネーム紛争解決手続には、仲裁の言語について規定があるので、裁決手続に使用する言語は中国語とされている。ただし、申立人と被申立人との間に別途約定がある場合、または専門家チームがその他の言語を用いることを決定した場合は、この限りではない（「ドメインネーム紛争解決規則」第6条）。

(13) その他の留意点

係争ドメインネームの登録期間が満2年に達した場合は、ドメインネーム紛争解決機構はこれを受理しないとの規定があり、中国インターネット情報センターが管理するドメインネームに関する紛争を申し立てる場合、当該期間について注意する必要がある。ドメインネーム紛争について、当該期間を超えると、人民法院に訴訟を提起しなければならない（「ドメインネーム紛争解決規則」第2条）。

4. 事例紹介

(1) gTLDについて

事例 1

(1) 係争ドメインネーム

sonyhk.com

(2) 当事者、対応機関、判決日

紛争解決機関：WIPO

申立人：ソニー株式会社（Sony Corporation）

被申立人：Qin Sonyhk

判断日：2013年3月13日

出典：<http://www.wipo.int/amc/en/domains/search/text.jsp?case=D2013-0087>

(3) 事件の概要

(a) 事実関係

申立人であるソニー株式会社（以下「申立人」という）は、日本において設立され、ビデオ、ゲーム、通信製品、情報技術などの分野において世界的に有名な会社である。申立人は世界各国で「SONY」商標を登録し、1997年および2004年には中国において「SONY」お

および「索尼」商標を登録し、2009年には香港において「索尼」商標を登録した。

また、申立人の中国子会社と香港支社はそれぞれドメインネーム「sony.com.cn」、「sonystyle.com.cn」、「sony.com.hk」を有し、これらのドメインネームを通じて製品の宣伝活動を行っている。

被申立人であるQin Sonyhk（以下「被申立人」という）は、香港の自然人であり、2011年8月23日に係争ドメインネームを登録した。

(b) 紛争解決判断

1) 完全同一または類似について

係争ドメインネームの主要部分には、「sony」の後に「hk」が追加されているが、申立人の「sony」商標と区別し難く、むしろ混同の程度が高まる。

2) 被申立人の権利または合法的権益について

申立人は、被申立人に対して商標使用につき授権または許諾をしたことがない。

また、申立人は2004年には中国、2009年には香港において「SONY」商標を登録しており、被申立人が係争ドメインネームを登録した日よりはるかに早い。

被申立人は、申立人の申立書等について正式に答弁をしていない。かつ、被申立人は、係争ドメインネームに関する商標権等を有すること、または善意により係争ドメインネームを「SONY」商標を含む商品またはサービスに合理的に使用していることも証明できていない。

3) 悪意について

申立人から提供された証拠によれば、被申立人は係争ドメインネームによって表示されるウェブサイトで「索尼香港商城」などの文字を表示したことがある。被申立人は、混同性の高いドメインネームを使い、ユーザーに申立人と何らかの関係を有すると誤認させる可能性がある。

また、係争ドメインネームの登録前において、申立人は、中国を含む多くの国・地域で「SONY」商標を登録しており、高い有名度を有している。被申立人は、申立人の高い知名度のある商標を知っているはずである。

以上の事実および理由に基づき、パネルは、係争ドメインネームを申立人に譲渡せよと裁定した。

(4) 解説

本件において、係争ドメインネームについて、被申立人の権利または合法的権益がない

ことを証明するために、申立人は、被申立人に対して商標使用につき授権または許諾をしたことがないこと、被申立人による係争ドメインネームの登録日が申立人の「SONY」商標の登録日より遅いことを示す資料を証拠として提出し、かつ、WIPOにより認められた。ドメインネーム紛争解決手続を提起する際、相手方の権利状況を証明する際に、上記のような証拠の収集について留意されたい。

事例 2

(1) 係争ドメインネーム

eylea.xyz

(2) 当事者、対応機関、判決日

紛争解決機関：WIPO

申立人：Regeneron Pharmaceuticals

被申立人：Zhou Xiaowei

判断日：2017年3月3日

出典：<http://www.wipo.int/amc/en/domains/search/text.jsp?case=D2017-0018>

(3) 事件の概要

(a) 事実関係

申立人である Regeneron Pharmaceuticals（以下「申立人」という）は、アメリカにおいて設立された製薬会社であり、2008年、アメリカにおいて「EYLEA」商標を登録した。被申立人である Zhou Xiaowei（以下「被申立人」という）は、中国河南省の自然人であり、2016年9月23日に係争ドメインネームを登録した。

(b) 紛争解決判断

1) 完全同一または類似について

係争ドメインネームには、申立人の「EYLEA」商標が完全に含まれている。また、係争ドメインネームにおける「.xyz」は gTLD の一つであるので、完全同一または類似の判断に影響を与えるべきではない。従って、係争ドメインネームの使用は、「ユーザーの同一または混同を引き起こすほどの類似」に該当する。

2) 被申立人の権利または合法的権益について

本件において、申立人は被申立人に対して商標使用につき授権または許諾をしたことが

ない。加えて、係争ドメインネームに含まれる「EYLEA」は被申立人の名前またはニックネームではないので、被申立人は、「EYLEA」に対して、いかなる権利または合法的権益もない。

3) 悪意について

申立人の商標の登録日は、係争ドメインネームの登録日よりはるかに早い。いくつかの要因に鑑みると、被申立人は「EYLEA」商標が登録されていたことを知っていたことが明確に示される。

また、被申立人はかつて係争ドメインネームを申立人に売却しようとしたことがあるので、被申立人が悪意を有することは明らかである。しかも、被申立人は第三者の商標を含むドメインネームを数多く登録しており、善意とは言い難い。

以上の事実および理由に基づき、パネルは、係争ドメインネームを申立人に譲渡せよと裁定した。

(4) 解説

本件のように、実務においては、被申立人の悪意を証明する際、被申立人が係争ドメインネームを申立人に売却しようしたこと、または被申立人が第三者の商標を含むドメインネームを数多く登録したことに関する証拠がよく利用されている。

(2) 中国ドメインネームについて

事例 1

(1) 係争ドメインネーム

愛馬仕.cn

(2) 当事者、対応機関、判決日

仲裁機関：HKIAC

申立人：Hermès International

被申立人：徐彩雲

判断日：2017年8月16日

出典：

http://www.hkiac.org/sites/default/files/ck_filebrowser/IP/cn/decision//DCN-1700746_Decision.pdf

(3) 事件の概要

(a) 事実関係

1837年、申立人である Hermès International（以下「申立人」という）は、フランスにおいて設立された有名な奢侈品メーカーである。被申立人は、自然人の徐彩雲（以下「被申立人」という）であり、2017年1月18日に係争ドメインネームを登録した。

(b) 仲裁判断

1) 完全同一または類似について

申立人は、1996年に北京に専門店を設立した。「愛馬仕」は申立人のブランドの中国語商号である。申立人は、中国を含め世界各国で「HERMES」、「愛馬仕」の商標を登録した。また、申立人は、「www.hermes.com」、「www.hermes.com.cn」、「www.hermes.cn」、「www.hermes.asia」などの関連ドメインネームを登録し、ネット上で製品の宣伝を行っている。

係争ドメインネームのうち、識別性を有する部分は「愛馬仕」であり、「.cn」は係争ドメインネームまたは商標の混同性に対して影響はない。従って、係争ドメインネームにアクセスしたユーザーは、被申立人と申立人の間に何らかの関係性があると誤認する可能性が高いが、実のところ、両者に関係はない。

また、被申立人の氏名である徐彩雲の外観または発音は、いずれも係争ドメインネームと同一ではない。中国語において、「愛馬仕」は字面、語義または文法の上で意味がなく、「愛」と「馬」と「仕」の組合は中国語の言葉としての慣習に合わないため、「愛馬仕」は合成語または音訛語であると考えられる。

以上によれば、係争ドメインネームの使用が「ユーザーの同一または混同を引き起こすほどの類似」に該当する。

2) 被申立人の権利または合法的権益について

申立人は商標「HERMES」、「愛馬仕」の所有者であり、その商標登録日は被申立人の係争ドメインネームの登録日より早い。本件仲裁申立時点の証拠によれば、申立人は被申立人に対して「愛馬仕」商標の使用につき授権はしていない。この点について、被申立人は答弁していない。

また、係争ドメインネームにより表示されるページは非アクティブなページであり、被申立人は係争ドメインネームを利用して商品またはサービスを提供したことがない。被申立人が係争ドメインネームを利用して知名度を取得したという証拠もないため、被申立人の

権利または合法的権益がないと認定された。

3) 悪意について

被申立人は、係争ドメインネームを登録する前において、申立人の商標に対して一定の理解があった。被申立人による係争ドメインネームの登録は、申立人による関連ドメインネームの登録を阻止する意図があることを証明できるため、被申立人の悪意を認定できる。

以上の理由に基づき、パネルは、係争ドメインネームを申立人に譲渡せよと判断した。

(4) 解説

本件の「愛馬仕」のような、係争ドメインネームは同一または混同を招くに足る類似性を有していることを証明する場合、権利者の商標または商号が辞書にない言葉であるか、または、権利者による合成語若しくは造語であることが、証拠として利用できる。

二、ドメインネームに関する訴訟

1. 関連機関

(1) 権利侵害または不正競争訴訟

ドメインネームにかかる不法行為紛争事件は、不法行為地または被告の住所地の中級人民法院が管轄する。不法行為地および被告の住所地を確定しがたい場合、原告が当該ドメインネームを発見したコンピュータ端末等の設備の所在地を不法行為地とみなすことができる（「インターネットドメインネームにかかる民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第2条）。

(2) ドメインネームの帰属に関する確認訴訟

ドメインネームの権利帰属に関する確認訴訟については、被告の住所地の人民法院が管轄する（「民事訴訟法」第21条）。中国ドメインネーム紛争解決手続に対する確認訴訟について、申立人および被申立人は、同一の紛争について中国インターネット情報センター所在地の中国の人民法院に訴訟を提起する（「ドメインネーム紛争解決規則」第15条）。現在、中国インターネット情報センターは北京に設置されている。

2. 関連法規・政府発表

法令名	公布機関	公布日	施行日	関連条文
「民事訴訟法」 (原文「民事诉讼法」)	全国人民代表大会	1991年4月 9日	1991年4月 9日	第119条
「不正競争防止法」 (原文「反不正当竞争法」)	全国人民代表大会 常務委員会	1993年9月 2日	1993年12月 1日	第2条、第 5条
インターネットドメイン管理規則（原 文「互联网域名管理办法」）	工業情報化部	2017年8月 24日	2017年11月 1日	全文
「ドメインネーム紛争解決規則」 (原文「中国互联网络信息中心域名争 议解决办法」)	中国インターネッ ト情報センター	2012年5月 28日	2012年6月 28日	全文
「商標民事紛争事件の審理における 法律適用の若干問題に関する解釈」 (原文「最高人民法院关于审理商标民 事纠纷案件适用法律若干问题的解 释」)	最高人民法院	2002年10月 12日	2002年10月 16日	第1条
「インターネットドメインネームに かかる民事紛争事件の審理における 法律適用の若干問題に関する解釈」 (原文「最高人民法院关于审理涉及计 算机网络域名民事纠纷案件适用法律 若干问题的解释」)	最高人民法院	2001年7月 17日	2001年7月 24日	第4条、第 5条

3. 特徴

ドメインネーム訴訟に関する訴訟のプロセス、所要時間、法的拘束力、秘密性は一般の民事訴訟と同一であり、民事訴訟の該当部分を参考にする。

(1) 費用

- (a) ドメインネームの権利帰属を確認する訴訟について、1件につき 50 元から 100 元を納付する（「訴訟費用納付規則」第 13 条）。
- (b) 商標権侵害訴訟、不正競争に関する訴訟の費用について、知的財産権民事事件について、係争金額または価額がない場合は、1件につき 500 元から 1,000 元を納付する。係争金額または価額がある場合は、財産事件の基準に従い納付する（財産事件の基準について、上記民事訴訟部分の訴訟費用を参考にする）。

(2) 必要とされる準備・書類

ドメインネームに関する訴訟を提起する場合、ドメインネーム紛争解決手続と類似しており、①係争ドメインネームが、原告が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または混同を引き起こすほどに類似すること、②被告が係争ドメインネームについての権利または正当な利益を有しないこと、および③被告が悪意をもってドメインネームを登録し、かつ使用されていることを証明しなければならない。

また、「インターネットドメインネームにかかる民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を参考とし、人民法院がドメインネーム紛争事件を審理する際に、以下の各項の条件に合致する場合は、被告のドメインネームの登録、使用等の行為が不法行為または不正競争を構成するものと認定する。

- ①原告が保護を求めた民事権益が、合法的かつ有効である場合
- ②被告のドメインネームまたはその主要な部分が原告の著名商標の複製、模倣、翻訳若しくは音訳を構成するか、または原告の登録商標、ドメインネーム等と同一若しくは類似しており、公衆の誤認をもたらすに足る場合
- ③被告が当該ドメインネームまたはその主要部分に対し権益を持たず、当該ドメインネームを登録、使用する正当な理由がない場合
- ④被告の当該ドメインネームの登録、使用に悪意がある場合

被告の行為に悪意があると認定されるには、以下の事由のいずれかに該当することを証明しなければならない。

- ①商業目的のため、他人の馳名商標をドメインネームとして登録している場合
- ②商業目的のため、原告の登録商標、ドメインネーム等と同一または類似のドメインネームを登録、使用し、故意に原告の提供する製品、サービスまたは原告のインターネットサイトとの混同を招き、インターネットユーザーのそのサイトやオンラインロケーションへのアクセスを誤らせている場合
- ③過去に当該ドメインネームを高価格で売却、リースまたはその他の方法で譲渡することを申し込み、不正利益を獲得しようとした場合
- ④ドメインネームを登録した後、自らその使用も使用準備もせず、かつ意識的に権利者が当該ドメインネームを登録することを阻害している場合
- ⑤その他悪意による状況がある場合
被告が、紛争発生前にその所有するドメインネームについて一定の知名度を獲得しており、かつ原告の登録商標、ドメインネーム等と区別できることを証明できるか、または悪意がないことを証明するに足るその他の状況がある場合、人民法院は被告に悪意があると認めないこともできる。

(3) 件数の統計等に基づく傾向分析

司法または知的財産権に関するレポートに、ドメインネーム訴訟に関する公開情報はない。

(4) 実務上の留意点 原告による権利の証明においては、商標だけではなく、知名度を有する商号等も原告の正当な権利に属する¹¹⁹。佛山市の某社が「franke.com.cn」のドメインネームを登録した。スイスの FRANKE 社は、当時、中国で「FRANKE」商標を登録していなかったが、同社の商号である「FRANKE」の知名度を証明できた。それに基づいて、人民法院は、同一の業界において、係争ドメインネームを登録した行為は「不正競争防止法」に違反し、係争ドメインネームの使用を停止すべきであると判断した。

上記に鑑み、会社は自身の商号の知名度を証明できれば、訴訟において、有利な結果を得られると思われる。

(5) その他の留意点

ドメインネーム紛争解決事例および実務から見れば、ドメインネームの登録者が権利者

¹¹⁹ <http://china.findlaw.cn/chanquan/shangbiao/sbfal/45153.html>

に権利者の商標権、商号等に関わるドメインネームを登録して、権利者に販売することがよくある。このような場合、関連する交渉記録等の証拠を保存する必要がある。今後、ドメインネーム紛争解決手続または訴訟を提起する時、これらは相手方の悪意を証明する証拠になる。また、事前対策として、会社は自身の権利に関わるドメインネームを積極的に登録することが重要である

4. 事例紹介

事例 1

(1) 事件の性質

不正競争に関するドメインネームの権利帰属紛争

(2) 事件名、争点

事件名：梅西西部商店有限公司（Macy's WestStores,Inc.）と北京国網情報有限責任公司のドメインネームの帰属に関する紛争（北京知的財産権法院（2014）京知民初字第9号）

争点：本件の争点は、正当な理由がなく、権利者の先行使用登録商標と同じ文字でドメインネームを登録する行為は、権利者の商標が有する先行権利を侵害するか否か、また不正競争に該当するか否かである。

(3) 当事者、対応機関、判決日

第一審：北京知的財産権法院

原 告：梅西西部商店有限公司（Macy's WestStores,Inc.）

被 告：北京国網情報有限責任公司

判決日：2016年5月9日

出典：【2014年北京知財法院典型案例】

裁判文書網 http://wenshu.court.gov.cn/Html_Pages/VisitRemind.html?DocID=17766692-33f9-4bcd-945a-9b9ffc60b8c7

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

原告の梅西西部商店有限公司（Macy's WestStores,Inc.）（以下「原告」という）は米国の有名な百貨店である。1858年に設立されて以来、「Macy's」という商号および企業屋号を使

用して商業活動を行っている。1910 年に米国で初めて「Macy's」商標を登録した後、中国、オーストラリア等の国々で 100 件以上の商標を登録し、広い範囲で知名度を有している。

被告の北京国網情報有限責任公司（以下「被告」という）は 1999 年と 2003 年に、「macys.com.cn」および「macys.cn」のドメインネーム（以下「係争ドメインネーム」という）を登録した。これらのドメインネームは原告の商標および商号を完全に含んでいたことから、原告は商標権侵害および不正競争の訴訟を提起し、a.係争ドメインネームを原告に譲渡すること、b.原告に 20 万元の経済損失を賠償することを請求した。

(b) 第一審判決

第一審法院は以下の事実を認定した。

- 1) 上記商標および商号以外に、1994 年に、原告の関連会社が「macys.com」というドメインネームを登録し、実際に使用している。原告が「Macy's」に関する商標および商号を形成した時期は係争ドメインネームの登録よりも早いため、上記の商標、商号、ドメインネームに基づき、原告が「Macy's」に対する先行権利または権益を有する。
- 2) 係争ドメインネームの主要部分は「macys」であり、原告の商標と類似し、原告の商号とドメインネームの主要識別部分は完全に同一である。中国の公衆は、係争ドメインネームを見た際に、原告が当該ドメインネームを登録したと誤認する可能性が高い。
- 3) 被告は関連先行権利を有する証拠を提出できず、合理的理由も説明しなかったため、係争ドメインネームを登録する合理的根拠を有しないと認定した。
- 4) 原告の商標または商号は係争ドメインネームの登録する前に、すでに新聞、雑誌等のルートを通じて中国の公衆に知られるはずであり、被告は係争ドメインネームを登録した後、使用していない。当該行為は正当な目的がないことから、悪意があると認定した。

「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 1 条 3 項には、「他人の登録商標と同一または類似の文字をドメインネームとして登録し、かつ当該ドメインネームにより関連商品の取引というインターネットビジネスを行い、容易に関連する公衆に誤認を生じさせる行為は、『商標法』第 52 条 5 号に規定する他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為に該当する」と規定されている。本件において、被告は係争ドメインネームを登録した後、実際に使用しなかったため、原告の「Macy's」に対する商標権を侵害していない。

しかし、係争ドメインネームの識別部分は原告の商標、商号と高度に類似し、本行為は中国公衆の誤認を導く可能性が高く、公平競争の市場経済秩序の確立を侵害するため、「不正競争防止法」第 2 条 2 項に規定される状況に該当し、不正競争行為に該当する。

被告は「Macy's」と同じ標識でドメインネームを登録する合理的理由がない、悪意があるため、被告の関連ドメインネームの登録、使用行為は不正競争に該当する。

以上により、被告の係争ドメインネーム登録行為は不正競争に該当し、係争ドメインネームを原告に譲渡し、原告に4万元の経済損失を賠償せよとの判決が下された。

(5) 解説

本件において、被告は係争ドメインネームを登録した後、実際に使用しなかつたため、原告の「Macy's」に対する商標権を侵害していないが、不正競争行為に該当すると判断された。本件のような、悪意をもってドメインネームを登録した後使用していないケースについては、権利者は不正競争の理由で訴訟を提起することが考えられる。

事例 2

(1) 事件の性質

商標に関するドメインネーム権利帰属紛争

(2) 事件名、争点

事件名：王属偉と恒大不動産グループ有限公司とのドメインネーム権利帰属紛争

争点：本件の争点はドメインネームの権利帰属である。

(3) 当事者、対応機関、判決日

第一審：北京市海淀区人民法院

原 告：王属偉

被 告：恒大不動産グループ有限公司

判決日：2016年11月22日

出典：裁判文書網

<http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=14eae78c-865c-46aa-b72b-a6f800a5727b&KeyWord=王属偉>

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

原告の王属偉（以下「原告」という）は被告の恒大不動産グループ有限公司（以下「被告」

という）の元社員である。2014年8月22日、原告は北京万網志成科技有限公司（HICHINAZHICHENGTECHNOLOGYLTD）を通じてドメインネーム「evergranden.com」（以下「係争ドメインネーム」という）を登録した。2015年12月25日、被告は、係争ドメインネームが被告の商標「EVERGRANDE」と類似するため、世界知的所有権機関仲裁調停センターに紛争解決申請を提出した。2016年3月1日、パネルは被告の請求を支持し、係争ドメインネームを被告に譲渡すべきであると判断した。

原告は当該紛争解決判断を不服とし、法院にドメインネームの帰属を確認する訴訟を提起した。

(b) 第一審判決

- 1) 被告の先行権利または権益について、2010年、被告は中国商標の45種類の商品およびサービス分類に「EVERGRANDE」の商標を登録した。一部の商標の登録は係争ドメインネームの登録より早い。また、被告の英文会社名「evergrande」は固有の言葉でないため、固有の言葉より顕著性が高い。「evergrande」は常に「恒大」に対応して出現し、恒大グループが長期間使用したこと、企業の商号としての役割を持ち、被告を指示すといった関係性が形成された。
- 2) 係争ドメインネームの実質的な部分は「evergranden」であり、そのうち、「net」の一般的な意味は「ネット、インターネット」であり、一般的な単語に該当する。原告は「net」と「evergrande」を結合してドメインネームを登録しており、係争ドメインネームの「net」の部分はインターネットと直接的に関連するため、顕著性がない。ただし、「evergranden」の識別可能部分は「evergrande」である。これは被告の商標「EVERGRANDE」と類似し、公衆の誤認を招く可能性がある。
- 3) 原告は登録商標またはその他の関連権益を有しない。原告は2014年に係争ドメインネームを登録してから使用したことがないため、係争ドメインネームに対して先行権利および合法権益を有しておらず、また当該ドメインネームを登録、使用する正当な理由もない。
- 4) 原告は被告の元社員として、被告が「EVERGRANDE」に対する合法権利を有することを知るべきであるが、それと類似するドメインネームを登録し、登録後に使用しなかったことから、被告の登録可能性を阻止したこととなる。また、原告は係争ドメインネームを高額で被告に販売することによって不正利益を取得しており、主観的悪意を有する。

以上により、原告の行為は被告の権利を侵害し、係争ドメインネームを被告に譲渡すべきであると判断する。

(5) 解説

ドメインネーム紛争解決手続の開始前または終結後に、いずれかの当事者が、人民法院に出訴することは妨げられない。本件のように、実務において、原告が WIPO の紛争解決判断を不服とし、改めて法院に訴訟を提起するケースはよくある。

事例 3

(1) 事件の性質

ドメインネーム権利帰属、権利侵害紛争

(2) 事件名、争点

事件名：万凌雲と欧必茲グローバル有限責任公司とのドメインネーム権利帰属、権利侵害紛争

争点：本件の争点はドメインネームの権利帰属である。

(3) 当事者、対応機関、判決日

第一審：福建省廈門市思明区人民法院

原 告：万凌雲

被 告：欧必茲（orbitz）グローバル有限責任公司

判決日：2017年6月16日

出典：裁判文書網 <http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=3b41a38e-093c-4a99-be43-a7a200c61eff&KeyWord=万凌云|欧必茲>

(4) 事件の概要

(a) 事実関係

2001年6月4日、姜春元はドメインネーム「orbtiz.com」（以下「係争ドメインネーム」という）を登録した。その有効期間は2019年6月4日までである。2013年2月24日、係争ドメインネームが廈門易名科技有限公司に譲渡され、係争ドメインネームの登録人および連絡者を原告の万凌雲（以下「原告」という）に変更した。2013年7月26日、姜春元は国家工商行政総局商標局に「orbtiz」商標の登録を申請し、2015年3月28日、「orbtiz」商標登録証を取得した。

2014年1月4日、原告は全米仲裁協会（NAF）から係争ドメインネーム仲裁に関するメ

ールを受け取り、レジストラの所在地の人民法院に訴訟を提起した。

ドメインネーム紛争解決手続の申立人である欧必茲 (orbitz) グローバル有限責任公司 (以下「被告」という) は本件に関して答弁をしなかった。

(b) 第一審判決

法院は、原告が係争ドメインネームの合法的所有者であり、引き続き係争ドメインネームを使用できるという判断を下した。その理由は以下のとおりである。

- 1) 姜春元は係争ドメインネームを購入した時、合理的対価を支払い、その後、原告に譲渡していることから、原告が係争ドメインネームを取得した過程は合法かつ有効である。
- 2) 係争ドメインネームは 2001 年 6 月 4 日に登録され、被告の商標である「Orbitz」の登録日も 2001 年 6 月 4 日であり、同日である。時間からみると、係争ドメインネームの登録に被告の商標を侵害する主観的意図があるとは判断し難い。
- 3) 係争ドメインネームのアルファベットの並びは「orbtiz」であり、被告のドメインネーム「Orbitz.com」とは順番が違い、当事者の混同を招く証拠がない。

以上により、法院は原告の主張を支持する。

(5) 解説

ドメインネーム紛争解決手続申請を提出する前、紛争解決手続の進行中、またはパネルが判断を下した後、申立人または被申立人は同一紛争について人民法院に訴訟を提起することができます。その際に、人民法院は中国の関連法律に基づき、改めて判断を行うので、メインネーム紛争解決手続機関と異なる判断を下す可能性がないとは言えない。従って、もし、ドメインネーム紛争解決手続の被申立人が訴訟を提起した際に、申立人が法院に応訴しないと、本件被告のように敗訴のリスクが高くなることに注意する必要がある。

第四章 まとめ

第三章で取り上げた各手段について、メリット、デメリットおよび手続選択の際の考慮要素、案件毎の向き不向きを分析した結果（本調査の要旨）は以下のとおりである。

	メリット	デメリット	手續選択の際の考慮要素、案件毎の向き不向き
紛争手続外での和解による解決	<ul style="list-style-type: none">① コストが安い。② 手間、時間がかかるない。③ 非公開④ 判決に比べ、柔軟な解決ができる。	<ul style="list-style-type: none">① 侵害者が交渉に応じないケースあり。② 和解が成立する可能性は、一般的には高くない	<ul style="list-style-type: none">① 権利者が、侵害者に対して、権利侵害の停止および損害賠償等を求める警告書を送ることが多い。② 侵害者の過失による侵害の場合、権利侵害の有無、損害賠償額等について、当事者間の意見の開きが小さい場合等には、当事者同士の交渉により、和解が成立するケースもある。③ 侵害者とやり取りし、和解成立の見込みが低いということになれば、他の手続を検討することとなる。

行政調停	<p>① 行政処罰申立を行った後に行われることが多く、行政調停に応じなかつた場合、行政処罰が下される可能性があるということを、交渉材料として使うことができる場合がある。</p> <p>② 一旦、侵害者に対して行政処罰が下されると、ケースにもよるが、最終的に損害賠償責任も免れないことが多い。</p> <p>③ 部署、地方等にもよるが、調停を担当する行政機関には、一定の専門性が期待できる。</p> <p>④ 案件にもよるが、行政機関が行政処罰の可能性をふまえ、和解成立を促すケースもある。</p> <p>⑤ 行政調停の場合、民事損害賠償の点も含めて和解できる可能性がある。</p> <p>⑥ コストが安い。</p> <p>⑦ 早期に解決できる可能性がある。</p> <p>⑧ 判決に比べ、柔軟な解決ができる。</p> <p>⑨ 調停が成立しなかつたからといって、特段のデメリットがある訳ではない。</p>	<p>① 権利内容、侵害の状況等によっては、行政機関が積極的に対応しないケースがある。</p> <p>② 部署、地方等にもよるが、行政機関の専門性が低い、調停を行った経験が乏しいこともあります。</p> <p>③ 和解が成立しなかつた場合、行政機関には、行政処罰および、違法行為を是正する命令を下す権限があるが、民事損害賠償を命じる権限はない。</p> <p>④ 侵害者が行政調停に応じなかつた場合、手続は開始しない。</p>	<p>① 権利および侵害の状況、証拠の状況等により、行政機関が侵害者を行政処罰することが期待できるケースでは、権利者にとって比較的有利な条件で、和解を成立させることができると可能性がある。</p> <p>② 案件によっては、行政機関が積極的に対応しないケースもあり、こうした案件では、侵害者が行政処罰を受けるリスクがあると認識せず、行政調停に応じないか、応じても和解が成立しない可能性がある。</p> <p>③ 行政処罰申立と並行して、または、行政処罰申立の手続が終了した後に、民事訴訟を提起することもある。</p>
-------------	--	---	--

<p>訴訟前調停</p>	<p>① 和解が成立しなかった場合、最終的に判決が下されることとなり、訴訟に対応する負担、最終的に侵害者にとって厳しい内容の判決が下されることを避けるため、侵害者が調停に応じる可能性がある。</p> <p>② 判決に比べ、柔軟な解決ができる。</p> <p>③ 判決に比べ、回収の可能性が高いことが多い。</p> <p>④ コストが安い。</p> <p>⑤ 判決による解決の場合、上訴の可能性があり、かつ、判決の執行が必要となる可能性もある。訴訟前調停で和解が成立すれば早期に解決ができる。</p> <p>⑥ 調停者の専門性が高い。</p> <p>⑦ 和解内容を非公開とすることができる。</p> <p>⑧ 調停が成立しなかったからといって、特段のデメリットがある訳ではない。</p>	<p>① 案件にもよるが、この段階では、権利侵害の有無、損害賠償額等について、認識の差が大きく、和解を成立させることが難しいケースがある。</p>	<p>① 最終的に和解が成立するかは、相手次第の面があるため、民事訴訟を提起した上で、判決による解決を視野に入れながら、一方で、訴訟前調停または訴訟中調停の手続を経て和解により解決することを目指すケースが多い。</p> <p>② 特に、複雑な論点を含むケース、権利侵害の有無、損害賠償額について、当事者間の見解に開きがあるケース等では、民事訴訟を提起せざるを得ないことも多い。</p>
<p>訴訟中調停</p>	<p>① 訴訟前調停の①から⑧に同じ。</p> <p>② 訴訟前調停と比べ、訴訟手続が一定程度進んだ段階で行われており、双方が主張立証を行い、裁判官も一定の心証を形成していることから、権利侵害の有無、損害賠償額について、当事者および裁判官の間で一定の共通の理解が形成されているため、和解が成立しやすい。</p>	<p>① 訴訟手続が一定段階まで進んでいることから、訴訟前調停等に比べ、費用、時間がかかる。</p>	<p>① 主張、証拠が提出された後の段階で行われるものであることから、判決となつた場合の内容をふまえた、妥当な内容の解決となることが多い。</p> <p>② 一方で、権利侵害の有無、損害賠償額について、当事者間の意見の相違が大きいケース等では、和解による解決が難しく、判決で解決する他ないこともある。</p>
<p>民間調停</p>	<p>① コストが安い。</p> <p>② 早期に解決できる。</p> <p>③ 判決に比べ、柔軟な解決ができる。</p> <p>④ 和解内容を非公開とすることができる。</p> <p>⑤ 調停が成立しなかったからといって、特段のデメリットがある訳ではない。</p>	<p>① 侵害者が応じなければ手続が開始しないところ、侵害者が民間調停に応じない可能性がある。</p> <p>② 調停機関等にもよるが、調停員の専門性は必ずしも高くない。</p>	<p>① 知的財産権侵害事件を民間調停により解決するケースは多くないと思われる。</p>

仲裁 (仲裁中調停を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ① 仲裁機関にもよるが、専門性を備えた仲裁員を選択でき、相対的に公平な解決が期待できる。 ② 手續、裁決の内容は原則として非公開 ③ 紛争を終局的に解決できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 仲裁合意がなければ手続が開始しない。 ② 仲裁手続費用がかかる。 ③ 仲裁裁決までに一定期間が必要となる。 ④ 仲裁取消の訴訟提起により、最終的解決までに時間がかかるケースあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 仲裁合意を含む契約を締結した当事者間で、知的財産権侵害に関する紛争が生じた場合、交渉により、解決できなければ、仲裁により、解決することとなる。
ドメインネームに関する紛争解決	<ul style="list-style-type: none"> ① ドメインネームに関する紛争を解決する専門の機関の場合、専門性が高く、迅速な解決が期待できる。 ② 費用は比較的安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ドメインネームに関する専門の機関の場合、原則として、ドメインネームの使用、帰属に関する紛争の解決を目的としており、損害賠償の点は判断しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ドメインネームに関する一定の紛争は、上記の諸手続の他、ドメインネームに関する紛争を解決する専門の機関において、解決することができる。 ② ただし、これらの専門の機関では、民事損害賠償に関する紛争は判断しないことが原則となっている。

[経済産業省委託事業]

中国における知的財産権侵害に対する当事者間の紛争解決手段に関する調査

2018年3月

禁無断転載

[調査受託]

森・濱田松本法律事務所 北京事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

(知的財産権部)

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点での入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。